

写 平成 29 年第 4 回定例会

(12 月 12 日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 平成29年第4回益城町議会定例会目次

### ○12月12日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・ 諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議員提出第3号 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に 関する意見書	3
日程第4 議案第86号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）	5
日程第5 議案第87号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	5
日程第6 議案第88号 平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）	5
日程第7 議案第89号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）	5
日程第8 議案第90号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2 号）	5
日程第9 議案第91号 平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）	5
日程第10 議案第92号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	5
日程第11 議案第96号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	5
日程第12 議案第97号 益城町「平成28年熊本地震」復興基金条例の制定について	5
日程第13 議案第98号 益城町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成 及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第14 議案第99号 益城町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第15 議案第100号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第16 議案第101号 指定管理者の指定の期間の変更について	5
日程第17 木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換に 係わる疑義の調査報告	32
散会	38

### ○12月13日（第2日）

出席議員	39
欠席議員	39
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	39
説明のため出席した者の職・氏名	39
開議	40
日程第1 一般質問	40
12番 坂田みはる議員	40
1 町長の政治姿勢について	
(1) 町長になられて一期目の総括	
(2) 熊本地震の復旧・復興の過程について	
(3) 次期町長選挙について	
7番 吉村建文議員	50
1 災害公営住宅について	
(1) 9月29日災害公営住宅が680戸必要との検討委員会からの提言があったが、町の方針はどうなっているのか。	
(2) 現在、災害公営住宅の土地はどれ位確保されているのか。	
(3) 土地取得にあたって、透明性は確保されているのか。	
2 県の復興基金について	
県への復興基金100億円の配分が10月15日に分かった。益城町では17億3,900万円が割り当てられた。そこで長として、どの様にこの基金を使おうとしているのか。現時点での内訳をお伺いしたい。	
3 投票所の設置について	
(1) 10月の衆議院選挙で、我が町は12カ所の投票所で選挙をした訳だが、震災前は28カ所で投票を行っていた。そこで過去の選挙（H28年以降）の投票率、期日前投票者数、不在者投票者数の変遷を伺う。	
(2) 今後の対策として、投票所の増加等、町の方針を伺う。	
4 就学援助における入学前支給について	
9月議会で質問した、就学援助における入学前支給について、その後の町の対応について伺う。	
5 スズメバチの巣の駆除について	
今年は台風の被害も少なく良かったが、スズメバチの巣が例年に増して多く、町の対応について伺う。	
5番 榮 正敏議員	61
1 益城町震災遺構3カ所の国の重要文化財認定について伺う。	

福田地区の谷川氏跡地の住居の解体をしなければならないのはなぜなのか。

- 2 我が町における子供の貧困の実態と、現状の把握は出来ているのか。

子供の貧困、いじめ、シングルマザー家庭における生活支援や、保育園、幼稚園の待機児童の実態と無認可保育園の実態は。

- 3 町長の復興に関する今後の方針で、県や国の行政に対してどのような施策を考えているか。

復興財源の確保はどのような形でやっていくのか。

2 番 下田利久雄議員 ..... 69

- 1 災害復興住宅と定住促進事業の連携について

災害復興住宅と定住促進事業の連携派できないだろうか。津森、福田、飯野地区ではすでに災害復興住宅の場所も決定し、市街地と比べて土地代金も安く住民が増えて定住促進事業の一端を、担うことが出来るのではないか。

- 2 津森分館改修について

公民館津森分館が出来てすでに30年以上経過しており分館内部の状況については、当時の時代に合った内容において作られたものと思うが、料理教室が、ここ20年近くほとんど利用されていないのが現状である。現在利用できる部屋は、ホールと和室の二部屋のみで、利用度が多くなっている現状からすると部屋数が足りない状況である。料理教室を、会議室と改修出来ないだろうか。

1 番 上村幸輝議員 ..... 72

- 1 県の復興基金100億円配分の中で、益城町配分の17億3,900万円の用途について伺う

(1) 比較的自由度の高い基金配分であると思うが、大枠としてどのような分野での利活用を考えているのか。

(2) 被災者支援管径においては、どのような問題・課題を認識し、どのような支援内容を考えているか。

散会 ..... 79

○12月14日（第3日）

出席議員 ..... 80

欠席議員 ..... 80

職務のため出席した事務局職員の職・氏名	80
説明のため出席した者の職・氏名	80
開議	81
日程第1 一般質問	81
15番 竹上公也雄議員	81
1 都市計画道路益城中央線4車線化の町の対応について	
(1) 事業主体である県が都市計画道路益城中央線の27メートル拡幅工事に着手するに当たり、道路にかかる沿道に住む町民の住居敷地の提供により、建築物の移動や移転は県との交渉であるが町としては引越し先の選定や土地探しなど町民に対するバックアップの応援など考えているか。	
(2) 益城中央線へ接続している町道の交差点では左折車、右折車などが出て来る事になるが見通しの悪い角地が多く安全性に欠ける。又、横断歩道などの整備も必要となる。その他通学路や安全標識、生活環境の整備が必要となる。町の対応策は考えているか。	
2 陸上競技場の整備について	
震災後、競技場内に避難場所としてテントを張り、571名が避難生活を過ごしたが、400mトラックにテント杭を打った為、公認陸上競技場としての機能を失った。その為、マットの張り替え整備が必要となるが、場所選定に問題はなかったのか。修理はいつ頃になるのか。	
8番 野田祐士議員	89
1 これまでの震災対応を問う。	
(1) 昨年4月、町は大震災に見舞われたが、その後の対応で早急にやるべきだったこと、出来なかったことの検証、住民に不安を与えたこと、心配心労をかけたことの検証をどう行ったか、検証結果について伺う。	
(2) 震災後の対応で、西村町長のリーダーシップ不足と決断力不足が、町民や役場職員、更には震災対応に従事した民間業者等にも、多大な迷惑をかけたとの声が多く聞こえてくる。町長自身、反省点は多いと思うが如何か。	

2 木山交差点の私有地の処分に関して

- (1) 100条委員会は地方自治法により地方公共団体の活用を定めた法令により、議会が設置したものである。100条委員会の報告と判断がなされたら、それに対し町長自ら対応しなければならないし、責任があればそれを果たすべきであるが、どう果たすのか。
- (2) 現在も様々な責任問題に発展している。例えば、町長はこの件で、県道4車線化や木山区画整理に伴い、地権者から町の財産との交換をもちだされたら、対応しなければならないとした。どう責任をとるのか。

3 町長の判断能力と政治手法について

- (1) 益城町にとって大切なことは、町の利益を優先し考え計画し、行動し、成果をだしていくことだ。震災後から、西村町長のリーダーシップ不足により熊本県主導となっていることは残念なことである。将来に向けた政策や考え方ができていないのは、町にとって不利益になっているという意見が多数ある。きちんと町民に説明すべきだが如何か。

14番 中村健二議員 ..... 100

- 1 布田川断層帯、活断層3か所の保存及び管理方法を問う。布田川断層帯の活断層3か所が国指定の天然記念物となるが、この活断層の保存はどのように考えているのか。
- 2 復旧・復興の進捗状況について伺う
  - (1) 道路、橋梁等のインフラの復旧はどの程度進んでいるのか。
  - (2) 役場、学校、運動施設など、公共施設の復旧への取り組み方及び進捗状況は。
  - (3) 復旧・復興を進める中でいろいろな分野で協議会や検討会が設置されているが、それは復興事業に反映されているのか。
  - (4) 復興を進める中で、県道の4車線化及び木山地区区画整理事業について、県主導で事業を進めていただくことは大変ありがたいことだが、この事業に対しての町の対応、取り組み方は。

9番 宮崎金次議員 ..... 113

- 1 町が受けた義援金について

熊本地震で被害を受けた町民に対して、全国からあたたかい義援金が贈られて大変感謝している。義援金も県を通じていただいたものと、町に直接贈っていただいたものとあり、いずれも有効に使用されていると思うが、一部の町民から「町が受けた義援金はどうなっているのか」とよく質問を受ける。この質問を受けて次の2点を伺いたい。

①県と町に区分して12月1日現在の義援金の受領総額、配分額及び残高。

②義援金残額を今後どのように配分を考えられているのか。

2 活気溢れる町を取り戻すための政策について

熊本地震後一年半以上が経過したのに町の復興の姿がよく見えてこない。町の復旧復興はこれからが本番だと云う人もいるが、それにしても町として賑わいや活気が全く感じられない。町長は「町民の活気溢れる生活を取り戻すための政策」をどのように考えているのか。

散会・・ 121

○12月19日（第4日）

出席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
欠席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
説明のため出席した者の職・氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
開議	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	123
日程第1	常任委員長報告	123
日程第2	議案第102号 工事請負契約の締結について	141
日程第3	議案第103号 工事請負契約の締結について	142
日程第4	議案第104号 工事請負契約の締結について	143
日程第5	議案第105号 工事請負契約の締結について	145
日程第6	議案第106号 物品の購入について	146
日程第7	議案第107号 物品の購入について	146
日程第8	議案第108号 教育委員会委員の任命同意について	147
日程第9	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	148
日程第10	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	149
追加日程第1	西村博則町長の不信任決議について	150
日程第11	閉会中の継続調査の件	157





## 平成29年第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年12月12日午前10時00分招集
2. 平成29年12月12日午前10時00分開会
3. 平成29年12月12日午後2時29分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 議員提出第3号 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書
  - 日程第4 議案第86号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）
  - 日程第5 議案第87号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - 日程第6 議案第88号 平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 日程第7 議案第89号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
  - 日程第8 議案第90号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第9 議案第91号 平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）
  - 日程第10 議案第92号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第11 議案第96号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第12 議案第97号 益城町「平成28年熊本地震」復興基金条例の制定について
  - 日程第13 議案第98号 益城町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第14 議案第99号 益城町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第15 議案第100号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第16 議案第101号 指定管理者の指定の期間の変更について
  - 日程第17 木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査報告

---

### 7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	8番 野田祐士君	9番 宮崎金次君

10番 坂本 貢 君      11番 寺本 英孝 君      12番 坂田 みはる 君  
14番 中村 健二 君      15番 竹上 公也 君      16番 渡辺 誠男 君  
17番 荒牧 昭博 君      18番 稲田 忠則 君

---

8. 欠席議員（1名）

13番 石田 秀敏 君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長      堀 部 博 之

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西村 博則 君	副 町 長	向井 康彦 君
教 育 長	酒井 博範 君	政策審議監	永田 清道 君
会計管理者	高森 修自 君	総務課長	中桐 智昭 君
企画財政課長	藤岡 卓雄 君	生活再建支援課長	姫野 幸徳 君
税務課長	緒方 潔 君	住民保険課長	森部 博美 君
こども未来課長	坂本 祐二 君	健康づくり推進課長	後藤 奈保子 君
福祉課長	木下 宗徳 君	福祉課審議員	深江 健一 君
産業振興課長	森本 光博 君	復旧事業課長	坂本 忠一 君
復旧事業課審議員	増田 充浩 君	都市建設課長	西口 博文 君
復興整備課長	杉浦 信正 君	危機管理課長	金原 雅紀 君
学校教育課長	福岡 廣徳 君	生涯学習課長	安田 弘人 君
環境衛生課長	河内 正明 君	水道課長	荒木 栄一 君
下水道課長	水上 眞一 君		

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さんには大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

なお、13番石田秀敏議員から欠席する旨の届け出がっております。議員定数18名、出席者議員17名であります。

これより、平成29年第4回益城町議会定例会を開会いたします。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議場に配付のとおりです。

なお、議案第86号、平成29年度益城町一般会計補正予算（6号）については修正がありましたので、机上配付しております。よろしく願いいたします。

それでは日程に従い、会議を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、8番野田祐士議員、1番上村幸輝議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は8日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明、議案に対する総括質疑を行います。13日、14日は一般質問、15日は常任委員会、16、17日は休会、18日は常任委員会、19日は討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

---

### 日程第3 議員提出第3号 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議員提出第3号「道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書」についてを議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

17番荒牧昭博議員。

○17番（荒牧昭博君） 皆さん、おはようございます。17番荒牧でございます。

議員提出第3号、道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書。

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年12月12日提出。提出者議員、荒牧昭博。賛成者議員、宮崎金次、賛成者議員、坂田みはる。

道路整備に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書案。

昨年4月に発生した平成28年熊本地震では、震度7の地震が2度も襲い、本町に未曾有の被害をもたらした。

特に、今回の震災では、町内の道路網が遮断され、救助・救援活動も困難な状況となり、道路の必要性を改めて認識させられた。

道路は、町民の経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、その整備は益城町の復旧・復興はもとより、全国の防災・減災に寄与するものである。

現在、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、（以下、道路財源特法とい

う。)この規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等がかさ上げされているが、この特別措置は平成29年までの時限措置となっており、このままでは地方創生に全力を掲げて取り組んでいるこの時期に特措法が終了し、補助率等が軽減することとなり、自主財源に乏しい地方自治体にとっては死活問題になりかねない。さらに、本町は熊本地震からの復旧・復興に向け、住民の生命を守る災害に強いまちを目指して、総力を挙げて取り組んでいる状況であり、この影響はより大きなものになる。

よって、国におかれては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置によって、平成30年以降も引き続き現行制度を継続させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月12日、熊本県上益城郡益城町議会。

衆議院議長、大島理森様、参議院議長、伊達忠一様、内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、国土交通大臣、石井啓一様。

以上です。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議員提出第3号「道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書」についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議員提出第3号「道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続に関する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第4、議案第86号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から日程第16、議案第101号「指定管理者の指定の期間の変更について」までを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第86号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から日程第16、議案第101号「指定管理者の指定の期間の変更について」までを一括議題といたします。

- 
- 日程第4 議案第86号 平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第87号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第88号 平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第89号 平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第90号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第91号 平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第92号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第11 議案第96号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第12 議案第97号 益城町「平成28年熊本地震」復興基金条例の制定について
- 日程第13 議案第98号 益城町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性  
化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第99号 益城町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第100号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第101号 指定管理者の指定の期間の変更について

○議長（稲田忠則君） これより提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成29年第4回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議員の皆様方におかれましては、日夜地域のために活動されていることに対し、心からお礼を申し上げます。また、傍聴席には、早朝からお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

震災から1年8カ月が過ぎました。益城町総合体育館の解体が始まり、被災しました道路の整備など、復旧は少しずつではありますが進んでおります。また、被災した家屋の解体におきましても、申請ベースで99%を超え、益城中央小跡地の第一仮置き場を10月末に閉鎖をしております。

しかしながら、仮設住宅、みなし仮設住宅におきまして2,800世帯7,000人の皆様が生生活をされております。今後も一人一人と向き合いながら、生活再建を第一に取り組んでまいります。

また、10月8日、テクノ公園におきまして、きままにスポーツ健康フェスタを開催しました。益城町総合運動公園や町民グラウンドが被災し使用できないことから、本年はテクノ公園におきまして、5人1組のチーム対抗戦で実施し、多くの参加者でにぎわってまいりました。

また、10月28日には、みんなの秋祭りをグランメッセ駐車場において開催をいたしました。当日は、あいにくの小雨が降り続く天気でしたが、益城中、木山中合同の吹奏楽演奏、キャラクターショー、レーザーショー、コンサートなどで盛りだくさんの内容で、大変な盛り上がりようでした。

さらに、今月の10日には、上益城郡体育協会主催によります町対抗駅伝が2年ぶりに開催され、益城町チームはAチームが2位、Bチームが4位というすばらしい成績をおさめ、町民の皆様に勇気を与えてくれました。

震災による心のダメージは非常に大きいものがあり、今後もさまざまなイベント開催などにより、傷ついた心を癒やす取り組みを積極的に実施してまいります。

さて、今回提案しております議案は、補正予算6件、条例など7件、合計13件となっております。

それでは最初に、議案第86号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）から議案第91号、平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第86号、一般会計補正予算は、歳入歳出23億2,930万7,000円を増額しまして、歳入歳出総額472億1,462万6,000円としています。

第1表、歳入歳出予算補正で、歳入の主なものは、普通交付税の交付決定による2億円、平成28年熊本地震復興基金に係る創意工夫分として配分されました17億3,900万円を含む熊本地震復興基金交付金17億4,876万8,000円、台風被害復旧支援事業補助金1,109万8,000円、県道整備や土地区画整理事業の起債などの増額、財政調整基金の基金繰入金を3億円減額しています。

歳出の主なものは、人事異動や給与改定に伴う人件費、創意工夫分で配分された熊本復興基金17億3,900万円全額の積み立て、新築件数の増加に伴う固定資産家屋評価委託料439万6,000円、利用者の増加に伴う障害者介護訓練等給付費3,748万2,000円、農業施設等の台風被害復旧支援事業補助金1,290万6,000円、益城中央線等街路整備の県道整備事業負担金1億320万円、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業負担金3,500万円などを計上しています。

第2表は、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の繰越明許費。

第3表の地方債補正は、土地区画整理事業債の追加及び五つの事業の限度額変更を行っております。

次に、特別会計関係の補正につきましては、議案第87号、国民健康保険特別会計補正予算では5億3,916万7,000円を増額補正、議案第88号、介護保険特別会計補正予算では1,523万6,000円を増額補正、議案第89号、公共下水道特別会計補正予算では590万円を増額補正、議案第90号、農業集落排水事業特別会計補正予算では10万円を増額補正を行っております。

また、議案91号、水道事業会計補正予算の収益的収入及び支出の補正は248万6,000円を減額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費660万4,000円増額するものです。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

今回提案しております予算関係6議案について、御説明を申し上げます。

まず議案第86号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第6号）でございます。

1 ページをお開きください。

平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億2,930万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ472億1,462万6,000円とするとしております。

第2条では、繰越明許費について、また、第3条では、地方債の補正を記載しております。

次に、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございます。

6款農林水産業費1項農業費震災復旧緊急対策経営体育成支援事業、翌年度繰越額が1,702万2,000円。これは、公共工事の影響等で再建に時間を要しており、被災農家の再建の期間を確保するためでございます。

次に、6ページでございます。

第2表、地方債補正でございます。

1の追加でございます。

起債の目的が土地区画整理事業債、これは益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に係るもので、事業費の2分の1が国庫補助、2分の1が地方負担。この地方負担のうち、県負担が90%、町負担が10%となっておりますが、その町負担分の90%を限度額としております。また、22%の交付税措置があるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

次に、2、変更でございます。

いずれも限度額の変更でございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

まず、起債の目的。緊急防災・減災事業債でございます。1,300万円の増額で、小峯消防団積載車の車庫用地取得等に係るもので、充当率100%、交付税措置70%となっております。

次に、県道整備事業債は8,640万円の増額で、益城中央線街路整備事業に係るもので、充当率が90%、交付税措置が22%となっております。

次に、保育所災害復旧事業債は330万円の増額で、第五保育所仮設園舎リースに係るもので、充当率100%、交付税措置が47.5から85.5%となっております。

次に、農林水産業施設災害復旧事業債は820万円の増額で、土地改良区応急対策事業補助金に係るもので、充当率65%、交付税措置が47.5から85.5%となっております。

次に、公立社会教育施設災害復旧事業債は250万円の増額で、平田教育集会所、公民館平田分館等の災害復旧事業に係るものでございます。充当率100%となっております。

次に、9ページをお開きください。9ページからが歳入となっております。

まず、10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成金交付金は、交付決定に伴う増額補正でございます。

12款1項1目地方交付税は、普通交付税の交付額決定に伴う増額補正でございます。

16款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金及

び障害児施設給付費国庫負担金、いずれも利用料の増加に伴う増額補正で、給付費の2分の1が国の負担となっております。

次に、10ページでございます。

16款2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバー等における旧姓併記等記載事項充実のためのシステム改修に伴うもので、全額国の負担となっております。

2目の民生費国庫補助金の1節の地域生活支援事業補助金は、福祉介護職員の処遇改善及び障害者自立支援給付費に係るシステム改修に伴うものでございます。

3節の児童福祉費補助金は、保育士等処遇改善導入円滑化特別対策事業に係るもので、全額、10分の10の補助となっております。

10目の災害復旧補助金4節文教施設災害復旧費補助金は、平田教育集会所の災害復旧に係るもので、3分の2の補助となっております。

次に、17款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、障害者自立支援給付費県費負担金及び障害児施設給付費、いずれも利用料の増加に伴う増額補正で、給付費の4分の1が県の負担となっております。

11ページに移りまして、17款2項県補助金1目総務費県補助金の熊本地震復興基金交付金は、三つの合計でございます。創意工夫分が17億3,900万円、震災遺構仮保存分が958万3,000円、認可外保育施設利用者支援事業分が18万5,000円となっております。

次に、5目農林水産業施設県補助金1節の台風被害復旧支援事業補助金は、9月補正で計上をしておりましたが、国費の追加による増額補正でございます。

次の経営体育成支援事業は、2経営体、4事業に係るものでございます。

次に、17款3項県委託金の1目総務費委託金の権限移譲事務市町村交付金は、交付金決定に伴う増額補正でございます。17の事務に対して権限移譲を受けております。

19款寄附金1項の2目民生費寄附金は、保育所、幼稚園に係る寄附分でございます。

12ページに移りまして、20款繰入金は、歳入歳出の調整額として、財政調整基金繰入金の減額補正を計上しているものでございます。

21款繰越金は、平成28年度から平成29年度への繰越金の決定により増額補正でございます。

22款諸収入4項の1目貸付金元利収入でございますが、これは災害援護資金貸付金を繰り上げ返還された6件分の計上でございます。

5項4目の過年度収入につきましては、自立支援給付費、それから障害児通所給付費、障害者医療費等に係る国庫負担金及び県負担金に係る平成28年度の追加交付分の計上となっております。

備考の欄の13ページに移りまして、13ページの5目です。雑入の説明欄の上のところの教育実習生受入費につきましては、幼稚園、保育所の実習生受け入れに係る分の計上でございます。その下の建物災害共済金は、第二幼稚園の雨漏りに伴う共済金の計上となっております。

23款の町債は、第2表の地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、14ページをお願いいたします。14ページからが歳出でございます。



1目議会費の2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、職員分の人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等に伴う補正を今回計上させていただいております。

ほかの款項目の中でも、2節から6節の件費につきましては、人事院勧告等に伴う給与改定の補正でございますので、各款項での説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、2款総務費1項総務管理費の1目の一般管理費でございます。

15ページの12節でございます。通信運搬費等のところでございます。これは、切手代等の通信運搬費、それから再任用職員及び臨時職員の社会保険料分の計上となっております。

2節の財産管理費の25節は、県の熊本地震復興基金から創意工夫分として配分されたことに伴う町の基金に積み立てるための計上でございます。

4目の企画費の1節及び9節につきましては、被災した中央公民館、男女共同参画センター等の複合化等について検討を行う公の施設のあり方検討委員会に係る報酬及び費用弁償の計上となっております。

次に、人件費を飛びまして、16ページでございます。

2款2項2目の賦課費でございます。13節の固定資産家屋評価委託料は、委託して評価をしています非木造の物件が増加したための計上でございます。

次に、17ページの2款3項1目戸籍住民基本台帳費の13節でございます。委託料です。社会保障・税番号制度システム整備委託料は、マイナンバー等における旧姓併記等記載事項の充実のためのシステム改修に伴うもので、全額国の負担となっております。

次に、18ページは人件費関係。

19ページに移りまして、3款1項社会福祉費の1目社会福祉総務費の20節扶助費でございます。介護・訓練等給付費、それから障害児施設給付費、いずれも利用料の増加に伴う増額補正でございます。

それから、23節の過年度臨時福祉給付金返還金は、臨時福祉給付金の平成28年度分事業費に係る返還金の計上でございます。

次に、4目老人福祉費の28節は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る繰出金及び介護保険のシステム改修に係る事務費繰出金の計上となっております。

次に、20ページでございます。

3款2項児童福祉費1目児童福祉総務費の13節でございます。子ども子育て支援システム制度改正対応委託料は、保育士等の処遇改善対応に係るもので、全額国庫補助となっております。次の地域ふれあい交流館解体工事設計業務委託料は、旧中央小跡地の地域ふれあい交流館解体に係る計上でございます。

19節の待機児童緊急支援助成事業補助金及び認可外保育施設利用者支援事業補助金は、復興基金事業への予算組み替えに係る増減の計上となっております。

23節の子ども・子育て支援交付金返還金以下3件につきましては、いずれも28年度の決定に伴う返還金の計上でございます。

一番下、21ページに移りまして、一番下の過年度保育料還付金につきましては、罹災区分の変更に伴う保険料減免分の返還金の計上となっております。

次に、3目児童福祉施設費の18節でございます。寄附に伴い、各保育所へ備品を整備するものがございます。

次に、22ページでございます。

3款3項1目の災害救助費の12節です。応急仮設住宅の供用期間延長手続きに係る郵送代の計上でございます。

23節は、災害援護資金貸付金の繰り上げ返還に伴う計上となっております。

次に、4款衛生費1目保健衛生費の1目保健衛生総務費の分でございます。23ページの19節です。こちらは、派遣職員4名に係る人件費等負担金不足分の計上でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費です。19節の台風被害復旧支援事業補助金は、9月補正時から国庫補助の追加により補正を行うものがございます。経営体育成支援事業につきましては、二つの経営体、四つの事業に係る農業機械購入への補助で、補助率30%となっております。

5目の農地費19節の秋津飯野土地改良区施設維持管理適正化事業補助金は、秋津第一揚水機場ポンプ改修に係る計上でございます。

次に、24ページは人件費。

25ページの8款2項道路橋梁費1目道路維持費の15節でございます。工事請負費ですが、堂園地区の田原荒瀬線路側整備工事に係る計上でございます。

2目の道路新設改良費の15節は、秋永地区の五楽安永線及び辻の城北側の上辻線道路改良工事に係る計上でございます。

19節は、益城中央線街路整備事業等に係る負担金の計上でございます。

次に、26ページも人件費でございます。

27ページのところで、8款4項1目の都市計画総務費の28節です。27ページの28節公共下水道特別会計繰出金は減額の補正でございます。

6目の土地区画整理費の13節でございます。益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に伴う先行買収に係る測量委託費の計上でございます。

19節は、益城中央被災市街地復興土地計画整理事業に係る町の負担分で、事業費の2分の1となる地方負担の10%の計上でございます。

次に、28ページでございます。

8款5項住宅費1目住宅管理費の1節報酬は、災害公営住宅等検討委員会委員の増員に伴う不足分、それから、公募選考委員分の計上となっております。

29ページに移ります。

9款1項消防費の2目消防施設の17節は、小峯消防団の積載車車庫用地代の計上でございます。

18節は、消防署救助工作車用具費の購入に係る分でございます。

次に、30ページに移ります。

10款教育費 2項小学校費の1目学校管理費の11節は、各小学校の光熱水費の不足分の計上でございます。

2目の教育振興費の11節は、道徳の教育化に伴う各小学校の教師用指導書等の計上でございます。

20節は要・準要保護費に係る新入学児童用学用品費の計上でございます。

次に、31ページですが、10款3項中学校費の2目教育振興費の20節も同様に、要・準要保護費に係る新入学生徒用学用品分の計上でございます。

次に、10款5項の1目幼稚園費の13節です。こちらは、第二幼稚園の給水管更新に伴う設計委託料の計上でございます。

18節は、各幼稚園への寄附に伴い、備品を整備するものでございます。

32ページです。23節の過年度幼稚園保育料返還金は罹災区分変更に伴う保育料減免分返還金の計上でございます。

次に、10款6項社会教育費の4目集会所運営費の11節は、馬水教育集会所の防犯灯修繕等に係る計上でございます。

33ページ、6目文化財保護対策費の13節は、布田川断層、杉堂地区及び谷川地区に係る地形測量業務委託料に係る計上でございます。

次に、34ページに移りまして、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費の1目農業用施設災害復旧費の19節でございます。町土地改良区応急対策事業補助金は、芦原ポンプ復旧のほか、14カ所分の計上でございます。派遣職員人件費負担金は派遣職員に係る人件費等負担金不足分の計上でございます。

35ページの11款2項土木施設災害復旧費の1目道路橋梁災害復旧費の13節は、境界立会業務10件分に係る計上でございます。

17節は、福富橋拡幅かけかえに伴う町道広崎惣領線及び杉堂地区の城ヶ峯芭蕉線災害復旧に伴う用地代の計上となっております。

次に、11款3項厚生労働施設災害復旧費の1目民生費災害復旧費の14節です。第五保育所の新園舎完成予定が平成30年10月と見込まれることから、仮設園舎リース料の増額補正の計上となっております。

次に、36ページでございます。

11款4項文教施設災害復旧費の2目社会教育施設災害復旧費の11節の文化会館修繕料は、文化会館東側擁壁の応急対策ブルーシート取りかえに係る計上でございます。

15節は平田教育集会所の災害復旧工事に係る計上でございます。

3目の社会体育施設災害復旧費の13節は、旧中央小プール解体に係る設計業務委託料の計上でございます。

14款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上が一般会計の説明でございます。

次に、議案第87号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

こちらの1ページをお開きください。

平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,916万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,359万1,000円とするとしております。

こちらは、6ページをお開きください。歳入となっております。

5款国庫支出金2項国庫補助金の2目財政調整交付金は、熊本地震による国保税及び一部負担金の減免に伴う特別調整交付金の計上でございます。

15款諸収入4項雑入の1目一般被保険者第三者納付金は、第三者交通事故等徴収金増加による補正でございます。

7ページが歳出でございます。

2款の保険給付費1項療養諸費の1目は一般被保険者診療報酬の増額補正。

それから、3目は治療用装具等一般被保険者療養費の増額補正。

それから、4目は治療用装具等の退職被保険者療養費の増額補正でございます。

5目はレセプト審査支払手数料の増額補正となっております。

2項の高額療養費の1目は、一般被保険者の高額療養費の減額補正でございます。

8ページでございます。

2目は、退職被保険者高額療養費の減額補正。

それから、11款諸支出金の1項1目の一般被保険者保険税還付金は、過年度資格喪失等に伴う保険税還付金増の補正でございます。

12款の予備費につきましては、歳入歳出の調整額としての計上でございます。

以上が国民健康保険特別会計でございます。

次に、議案第88号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第3号）でございます。

こちらの1ページをお開きください。

平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,523万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,645万5,000円とするとしております。

こちらにも6ページをお開きください。歳入でございます。

4款2項2目でございます。こちらは、介護予防・日常生活支援総合事業に係る交付金の計上でございます。

4目は、地域支援事業及び介護保険に係るシステム改修に対する交付金等の計上でございます。

5款1項2目の地域支援事業に係る支払い基金交付金の計上でございます。

6款3項1目も地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業に係る県補助金の計上となっております。

10款1項2目も地域支援事業に係る一般会計持ち出し分の計上。

4目はシステム改修に伴う事務費繰入金に係る一般会計持ち出し分の計上となっております。

8ページでございます。歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目の一般管理費の13節です。これは、介護保険システム改修に係る計上となっております。

5 款の地域支援事業費 1 項 1 目の介護予防・生活支援サービス事業費の19節です。こちらは、訪問型サービス費、それから通所型サービス費に係る計上となっております。

予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上が介護保険特別会計の説明でございます。

次に、議案第89号、平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第3号）でございます。こちらにも1ページをお開きください。

平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,662万6,000円とするとしております。

第2条では、地方債の補正を記載しております。

4ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。

1の変更でございます。

起債の目的は、公共下水道事業債でございます。限度額を1,590万円増額し、3億140万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。これは、地方公営企業法適用基本方針策定業務に係るもので、充当率100%の計上でございます。

7ページをお開きください。歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金ですが、これは一般会計からの繰入金を減額補正でございます。

8款1項1目の下水道事業債は、第2表の地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、8ページからが歳出でございます。

1款事業費の1項1目の2節から6節につきましては、人件費に係る部分でございます。

8節報償費は、開発に伴う受益者負担金一括納付報奨金の増額補正でございます。

13節は入札残による減額補正でございます。

2目施設費の11節は光熱水費及び濃縮汚泥移送ポンプ修繕に係る計上でございます。

12節は汚泥運搬料の増額補正でございます。

13節は台風・大雨等警報発令時の対応業務の増加による計上となっております。

18節備品購入費は、書棚及び水質検査マルチメーター購入に係る計上でございます。

19節は派遣職員5名分の人件費負担金不足分の計上となっております。

予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上が公共下水道特別会計補正でございます。

次に、議案第90号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

こちらにも1ページをお開きください。

平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,950万4,000円とするとしております。

こちら6ページをお開きください。歳入でございます。

2款1項1目分担金は、新築に伴う受益者負担分の計上となっております。

7ページが歳出でございます。

1款1項1目農業集落排水事業費は、財源組み替え。

2目の施設費は、2節から6節、人件費に係る部分でございます。

それから、予備費につきましては、調整額の計上となっております。

以上が農業集落排水事業の説明でございます。

最後に、議案第91号でございます。平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

こちら1ページをお開きください。

第1条、平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出でございます。平成29年度益城町水道事業会計予算（以下、予算という。）第3条に定めた収益的収入及び支出額のうち、支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の表でございます。21款益城町水道事業費用の補正予定額248万6,000円の減額補正でございます。

第3条が議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、職員給与費660万4,000円を計上しております。

次に、5ページをお開きください。補正予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。21款益城町水道事業費用1項営業費用2目の配水及び給水費19節の修繕費200万円。これは、今後、送配給水管の修繕費不足が見込まれるための増額の計上となっております。

4目総経費の1節給料463万円、2節手当182万6,000円の増額補正、それから、5節の法定福利費28万4,000円の減額、一つ飛びまして、103節の賞与引当金繰入額43万2,000円の減額。いずれも人件費に係る計上となっております。

18節の使用料及び賃借料の20万円の増額につきましては、複写機の消耗品等の使用に伴うものとなっております。

次に、5目の減価償却費41節有形固定資産減価償却費1,241万円の減額補正でございます。1,241万円の減額でございますが、これは平成28年度有形固定資産額の確定によるもので、当初予算編成時は工事が年度末に完了するところで計上しておりましたが、工事繰り越し分が発生し、完了分が減ったための計上となっております。

3項の特別損失6目水道施設災害復旧費18節使用料及び賃借料112万円の増額。これは、工事の工期延長に伴い、仮設配管賃借期間も伸びるための増額補正となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） それでは次に、議案第92号及び議案第96号から議案第101号までを一括させて説明させていただきます。

まず、議案第92号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、一般職の給与改定を行うものでございます。主な改正内容は、まず、改め文の第1条は民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当につきまして、再任用以外の一般職員は0.2月分、再任用職員は0.1月分引き上げるものでございます。

改め文の第2条は、国に準じた形で扶養手当の額を改正するものです。その内容は、配偶者の扶養に対する手当が1万円から6,500円、子の扶養に対する手当が8,000円から1万円となります。あわせて、勤勉手当につきまして、6月期及び12月期がおおむね均等になるよう配分するものです。

なお、この改め文の第2条につきましては、平成30年4月1日からの適用となります。

次に、議案第96号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与改定を行うものでございます。改正内容は、まず、改め文の第1条は、民間給与との格差を埋めるため、給料月額を800円引き上げるとともに、勤勉手当につきまして、0.15月分引き上げるものでございます。

改め文の第2条は、勤勉手当につきまして、6月期及び12月期がおおむね均等になるよう配分するものです。

なお、この改め文の第2条につきましては、平成30年4月1日からの適用となります。

次に、議案第97号、益城町「平成28年熊本地震」復興基金条例の制定について御説明申し上げます。

平成28年熊本地震復興基金につきましては、これまで熊本県の統一ルールにより、各種事業に活用されてきました。しかしながら、復旧・復興に向けては、市町村ごとに被災の状況も異なり、統一ルール分の事業だけでは拾い切れない被災者のきめ細かなニーズもありますことから、熊本県議会平成29年9月定例会におきまして、この復興基金のうち100億円を各市町村に配分する案が承認され、本町には17億3,900万円が交付されることとなりました。

この復興基金交付金を益城町復興計画における計画期間である10年間をめぐり、本町の復旧・復興に向けた住民へのきめ細かなニーズに対応する支援策の財源としまして活用していくため、益城町「平成28年熊本地震」復興基金条例の制定を提案するものでございます。

次に、議案第98号、益城町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、題名を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条

第1項の規定に基づく準則を定める条例に改め、同条で規定する工場立地特例対象区域をくまもと臨空テクノパークから本町の区域に属する区域に改めるものです。

改正により、今後は企業への設備投資支援、土地の規制緩和、企業のグローバル化の促進が図られるものです。

次に、議案第99号、益城町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、都市公園法及び都市公園法施行令が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

法及び法施行令の改正の目的としましては、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることを目的として改正されたものです。

改正の内容としましては、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行うものを公募により選定する公募設置管理制度が新たに設けられたものです。その公募設置管理制度の創設に伴い、公募対象公園施設について100分の10を参酌して、地方自治体において条例で定める範囲を限度としまして、建物の建蔽率を上乗せすることができるとなったため、今回の条例改正で第6項を追加するものです。

第7項は、都市公園法施行令におきまして、これまで都市公園における運動施設の敷地面積の総計は当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないとされていましたが、今回の改正で都市公園における運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の50を参酌して、当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を越えてはならないとなったため、町の条例で定める割合は100分の50を限度とすると、これまでの国の基準に合わせ定めることとし、第7項を追加するものです。

次に、議案第100号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は、熊本地震からの復旧・復興業務の進捗状況等を踏まえ、条例を改正するもので、環境衛生課を廃止し、公営住宅課を新設するものでございます。

まず、環境衛生課の廃止につきましては、損壊家屋等の解体の進捗率が既に99%を超え、完了のめどが立ったことにより廃止するものです。その廃止に伴い、環境衛生部門を担当する係は住民保険課に編入することとしております。

次に、公営住宅課の新設につきましては、既存の町営住宅業務と災害公営住宅業務を集約することにより、公営住宅の維持・管理業務の一元化を図るものです。特に、議員の皆様や監査委員から御指摘がっております町営住宅使用料の滞納の問題につきましては、この公営住宅課におきまして収納対策の強化を図りたいと考えております。そのほか、復旧・復興業務の円滑化を図るため、課の分掌事務の追加、見直し等を行っています。

今回の課の廃止及び新設は、震災からの復旧・復興業務に主眼を置いた組織再編でございます



が、今後も震災関連業務の進捗状況に応じまして、随時組織の見直しを行ってまいります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

次に、議案第101号、指定管理者の指定の期間の変更につきまして御説明申し上げます。

本案は、町民憩の家の指定管理期間を1年間延長するというものでございます。熊本地震によりまして、9月9日までの約5カ月間、通常営業ができませんでした。それに伴いまして、指定管理事業の事業実績を適正に判断することができておりません。

また、民生施設災害復旧費を使いまして修繕のほうは大方終わっているわけでございますが、ポンプ小屋周辺の修繕が残っておりまして、修繕を終えた設備につきましても、経過観察中であるため、現段階での指定管理者の募集は妥当ではないと判断しました。

つきましては、指定管理者の指定の期間の変更について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、議案を提出するものでございます。

以上7議案となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第86号から議案第101号までの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時20分から再開いたします。

---

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいま説明がありました議案に対する総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられますようお願いいたします。

まず初めに、議案第86号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第91号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの6議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 野田でございます。議案86号の中身で、2点だけちょっと質問をさせていただきます。

1点目がですね、ページの27ページの8款4項6目の13節の委託料ですね。この委託料についての中身をですね、先行買収ということですが、どのようなことをやっているのかについて質問をいたします。

それと、ページで言いますと、36ページの11款2項1目17節の、済みません、公有財産購入費について、ちょっと中身を聞き損ねましたので、もう一度お願いいたします。よろしく願いいたします。

何か違いました。

（「30」と呼ぶ者あり）

35ページ。

○議長（稲田忠則君） 杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君） 復興整備課長の杉浦でございます。8番野田議員の御質問にお答えします。

議案第86号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第6号）中、ページで行きますと27ページ、土木費の中です、6目土地地区画整理費の中での13委託料1,680万に對しましての内容はどのようなものであるかということでございます。

これはですね、下のほうに19節のほうの負担金補助及び交付金の中でもありますとおり、先行買収の部分で、町の負担金の部分、これを掲げておりますけれども、この先行買収に当たりまして、今、土地の関係です、アンケートのほうをとっております、その中で、買収するに当たってはどうかという形で皆さん方お望みになりますかというふうなアンケートもとっております、その中で、公簿によるものと、あと測量によるものということで、アンケートを出しております。中身については、公簿というふうな方のほうが多はございますけれども、測量をやってほしいというふうな方のお望みもありますので、この分につきまして、測量も申し出があればやっていくという形にですね、するために、この測量業務というふうなものを先行買収に当たって土地を買うためのときに、そういう要望がある場合はこちらのほうでもやるというふうなことで予算化しているものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君） 復旧事業課長の坂本でございます。よろしくお願ひいたします。8番野田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第86号、益城町一般会計補正予算（第6号）中、35ページの災害復旧費土木施設災害復旧費の1目です、17節、35ページの一番上になります公有財産購入費705万5,000円の内訳ということで、詳細な内容についてということでございます。

買収予定箇所が2カ所ございます。まず1カ所目が秋津川にかかります福富橋でございます。福富橋の右岸側、住宅地側ですけども、住宅地側は非常にこう狭くなっておりまして、今回ですね、福富橋を災害復旧によりまして工事を行いますが、右岸側ですけども、ここの道路のですね、線形をちょっと改良するという、宅地1筆、それから宅地見込み2筆の買収を予定しております。

それから、もう1カ所はですね、災害復旧です、杉堂地内でございます。城ヶ峯芭蕉線災害復旧工事といまして、杉堂地区からですね、西原に行きます熊本高森線がありますが、旧道とですね、バイパスがちょうど交わるあたりがまだ不通になっております。ここの道路よりですね、山側の山林部をですね、買収をさせていただくということで、これ、4カ所、全て山林なんですけども、4人の地権者がいらっしゃいます。面積で行きますとですね、山林のほうで721平米、それから、福富のほうはですね、宅地が166、宅地見込み地が約40平米ということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

最初ですね、土地区画整理事業測量委託料についてのもう一度お尋ねですけれども、先行買収において、公簿によるものか、測量をやってよるものかというお話で、地権者のほうから測量でお願いしますと言われたら測量するという分の委託料ということによろしいですか。

分かりました。これは一般的にはですね、多分縄伸びで、公簿と測量をやれば、多分測量のほうが大きくなる、土地面積が広がるというふうに思われるんですけども、その辺の説明がですね、多くなるということは、多分用地買収購入費ですね、は高くなると思うんですけども、その辺の周知はできているのかというのを一つお訪ねしたいと思います。

それと、公有財産購入費というのは、これ、公有財産、民地を買うということによろしいんですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

民地ですね。ありがとうございました。

じゃあ、2回目の質問よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君） 8番野田議員の2回目の質問にお答えします。

この先行買収につきましてはですね、特に、これは緊防空、済みません、略して緊防空と言いましたけれども、緊急防災空地事業という土地を買い取るためのこの事業で行います。名前もあるとおり、緊急ですので、急いで買わなきゃいけないと。皆さん方の土地をですね、できるだけ早く買い取りながら事業を進めていくという内容のものでございますので、確かに公簿で買った場合、縄伸びというふうなものもあるかもしれませんが、これは今後アンケートの内容を精査しながらですね、個人一人一人のほうに、地権者のほうに説明をしながら、そして公簿でもいいということであるならば、その公簿のほうです。もしくは、立ち会い等ですね、測量の場合、地権者の方と隣接しているところは必ず立ち会いをしなければいけません。その境界立ち会いの中で、どうしても境界が定まらないという部分もあります。そういうのを含めてできないと、立ち会いが、自分の土地が決められないという部分もあるかと思えます。その部分については、公簿でも仕方なくそういうふうになれるという方もいらっしゃいますし、そのまま自宅の再建のために売ってもいいというふうな方がいらっしゃるというふうに想定されることから、公簿でも買い取り、そして測量もしながらやっていくということで今回上げております。

測量をするためには、アンケート内容のほうをですね、しっかり地権者の方とお話し合いをしながら、どちらのほうがいいかということは、話し合いながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の質問をさせていただきます。

今、言われた分で、まず重要なことは、周知を行ってもらおうということですね。面積についての縄伸び等についての周知を行ってもらおう。これを徹底していただくということです。でないと、多分面積が相当違う部分が出てくると思っておりますので、多分2割ほど、今まではかったとこ

ろでは約2割ほど違うところもございますので、その辺の周知をしていただきたいと思います。

それとですね、一つ気になったのが、立ち会い等によって境界が決まらない場合もありますから、逆に公簿で買うというふうにおっしゃったんですけども、これ、立ち会いで決まらない場合はですね、筆界未定になって、多分後々ですね、活用することができなくなると思うんですけれども、それも町が買うという認識でよろしいんですか。要するに、立ち会いができないということは、筆界未定ですよ。そういう中で、町がその土地についてもですね、筆界未定のまま買いますよということをおっしゃっているということによろしいんですかね。3回目です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君） 復興整備課長杉浦です。8番野田議員の3回目の質問に対してお答えいたします。

まず、1点目の周知をしていただきたいと思いますというふうに関しましては、これはもう申し入れがある場合、必ず一軒一軒のほうに全部入っていきますんで、これは周知はしていきます。

あと、立ち会いが決まらない筆界未定のところにつきましては、まず一番最初に、この緊防空というふうなのは、まず一番最初に、更地で、まず補償物件がない土地ですね、更地のところで売りたいという希望がある方について、まず行きます。その筆界が決まらないというふうな部分に関しましては、そういう内容等をですね、いろいろ吟味しながら、地権者との話し合いをしながらですね、やっていって、買い取りをするかしないかというふうな本人さんの意見を聞きながらですね、やっていくという形になりますので、筆界が決まらないところは、本人さんの申し出で、いや公簿でもいいよというふうなことがあった場合は、公簿でも買い取っていききたいというふうには思っております。

それと、大体もともと現況は宅地なんだけれども、地目上は畑であるというふうな部分に関しては、縄伸びがあるかもしれません。あと、宅地で、現にですね、聞いた話によりますと、今宅地であっても、実際、はかったら面積が狭かったというところもあるようです。そういうところもありますので、これが一概にどちらというふうなことはちょっと言えませんが、はかってみるところ狭かったというところもありますので、そういうところを一人一人の方と話し合いをしながらですね、どういうふうなことが一番いいのかということですね、進めていきたいというふうに思いますが、まず緊急的なものでございますので、はっきりした部分のほうからですね、進めていきたい。あと、そういうなかなか決まらないという部分については、次の段階としてですね、検討していききたいというふうに思っております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

私は、議案第86号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）について、3点の質問をいたします。

まず1点目は、本補正予算に計上してあります期末勤勉手当等は、当然、この議案第92号及び96号の条例改正がスムーズに行われた場合という認識でよろしゅうございますか。これが1点目

です。

それから、2点目はページ12ページなんですけど、歳入の項で、1目基金繰入金の3億円が今回減額になっております。そうしますと、補正予算、この終了後にですね、これが通過をしますと、大体財政調整基金は残額で幾らになるのでしょうか。町の財政調整基金は幾らになるのか、これが2番目であります。

3点目は、同じページにありますけども、21款繰越金なんですけど、今回4億5,037万6,000円、これが繰り越されております。どういう状況で繰り越されたのかについて教えていただきたいと思っております。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。9番宮崎議員の第1問目の質問のほうにお答えさせていただきます。

この86号の補正予算で給与改定等上げておりますけれども、それがスムーズにいった場合、92号、96号についての改訂が行われるのかということでございますけれども、確かにそのとおりでございます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の議案第86号の12ページでございます。基金繰入金の中で今回3億円減額しております。現在の財政調整基金の残高はという御質問でございます。

28年決算の段階で、財政調整基金の残高が11億1,700万ほどございまして、当初予算で7億円、それから、補正1号で2,000万繰り入れさせていただいて、今回3億円の減額という形で上げさせていただいております。今年度の繰入額としましては、4億2,000万を今繰り入れているという状況でございます。11億1,700万から4億2,000万を引いた6億9,700万が残高という形になります。

それから、繰越金につきましては、9月議会において、28年度決算の中からの繰り越し金額ということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の回答をいただいたんですが、ちょっとよく分かりませんでした。

まずですね、1問目、私が質問したのは、今回の86号に載っている補正予算の関係、特にですね、期末手当関係ですね、職員は。これは、これ、今後ですね、審議していくであろう条例改正、これが通ったらこれが反映されると、こういう話だろうと思うんです。ですから、条例が通らないことには、この補正予算、これはですね、その分野は修正になると、こういうことかなと思うんですが、この補正予算が通ったら、条例が通るんですか。条例改正が。ちょっとよく意味がちょっとよく分かんなかったんですが、ここ、もう一回回答してください。いいですか。

もう一回質問しますよ。この補正予算の中にある職員の期末手当云々というのがいっぱいあります、合計で2,400万ぐらいあります。この金額はあくまでも、これから審議をしていきます92

号、96号が通過をすれば、そのまま反映をされると。で、もし、92号、96号が否決をされれば、この補正予算は修正をされると、こういうことでよろしゅうございますか。これが1問目です。

それから、2問目はですね、繰入金で、ちょっと今、企画財政課長から説明があったので、残額、今回の3億円が減額になってます。減額になってるということは、もともとあった金額から引かれてるはずですから、財政調整基金は増えてるっていう話ですよ。そういう私は認識なんですけど、もう一回確認をします。

それから、最後の繰越金の話ですが、繰越金が4億5,037万ほどあります、今回、繰越金。これは非常に多い金額なんです。多分繰り越しをされて、予備的に運用されるんじゃないかと思うんですが、そういうことをしないで、何でどっかの予算に繰り込まなかったのか。これを最終的には質問したいと考えていました。繰越金を何でこういう大きな金額、4億円も繰り越すような状況になったのか、これをもう一度確認をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。済みません、先ほど言葉足らずで大変申しわけございませんでした。9番宮崎議員の2番目の質問でございます。

この補正予算と給与関係の条例改正、一応、同一ということで考えております。どちらかの議案が当然否決等がされれば、その辺の修正がかかる。条例改正のほうが否決されれば、予算等の恐らく修正がかかるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の2回目の御質問でございます。

まず、基金が11億、決算のところからあって、増えるはずではないかという2回目の御質問でございますが、当初予算には7億入れてますので、今回3億減額したと。だから、今回減額した3億を引いた4億円はその11億から引いたような形になりますので、今、財政上、その基金から全然繰り入れられないという状況じゃございませんので、現在高としては、11億よりも減っているという形になります。

ただ、今回3億減額しなければ、9億ぐらいあったということになります。それが基金の状況でございます。

それから、繰越金につきましては、9月議会で決算いただきました100ページで実質繰越額が7億5,000万という御承認をいただいて、当初予算で3億を入れさせていただきましたので、今回、その差額分の4億5,000万ほどを今回計上させていただいたという流れになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 3回目の質問といいますか、今、2回目、質問を答えていただきましたが、そんな私難しいことを言っているような気はしないんですけども、どうもちょっと今つながらないところがあるもんですから、また、後でですね、よく聞いてみたいと思います。

まず一つはですね、条例改正に伴ってですね、これ一緒になってというのだけは、もう今総務

課長からおっしゃったとおりですね、そういう認識です。ですから、我々は両方一緒に、両やぶにらみですね。両方にらんでやらないかんなど、こういう感じはしてます。

それから、基金の話なんですが、財政調整基金。これについてはですね、もう一度、ちょっとこの休憩時間中にもう一回ちょっと確認をしたいと思います。とりあえず、質問は取り下げます。

それから、繰越金については、よく分かりました。決算で出てきた繰り越しの金額を今回入れられたと、こういう話なんですが。ただ、これ、入れたのはいいいんですけど、ほかにこういうやつを何か使うような予定はなかったんだらうかと。今、非常に町としてはですね、金をあっちこっちやっぱ必要とするところがいっぱいあるんじゃないかと。ですから、ぜひですね、必要などころに金を充当していただければありがたいなど、こういうふうに思います。

そういうのがなければ、当初は予備的に運用するのもやむを得ないのかなとは思いますが、町が7億も8億も予備を持つような余裕は今のところないんじゃないかな、こういうふうに思いますので、どうぞよろしく検討してください。以上で私の質問は終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

まず、議案第86号、一般会計補正予算から、ページ数は29ページ、消防費のところなんですけども、備品購入費、18節のですね、消防署救助工作車用器具購入費が700万、高額な金額が計上されておりますけども、消防署関係ってなると、非常にもう。単純にこの700万円の内訳を教えてください。

それから、議案第87号、国民健康保険特別会計補正予算書の中の7ページ、保険給付費一般被保険者高額療養費が1億円減額補正になっております。これは、どういうことなのか、具体的に御説明お願いいたします。

それから、議案第91号、水道事業会計補正予算書のこれも5ページでございます。5ページの18節使用料及び賃借料の複写機消耗品使用料で補正が20万あります。この複写機っていうのは、多分コピー機だと思うんですけども、もう既に639万2,000円、そのコピーの、これはトナーか何かの使用料なんですか。これも具体的にどうなのかお聞きいたします。まず、1回目です。

○議長（稲田忠則君） 金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君） 危機管理課長の金原でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

御質問の1点目は消防署の救助工作車用の器具購入費についてだと思いますけれども、今回購入します救助工作車用の器具は電動油圧の救助器具と申しまして、車とかの事故で車に閉じ込められたりしたときに、油圧によってこう、何ていうか、ドアをあけたりとかですね、そういう物でございます。よろしいですか。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森部住民保険課長。

○住民保険課長（森部博美君） 住民保険課長の森部です。7番吉村議員の質問にお答えします。

議案第87号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）、ページが7ペー

ジになります。2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費、これが1億円減の理由ということでございますが、こちらにつきましては、平成28年度熊本地震により、9月末まで一部負担金の免除が行われております。その絡みでですね、免除された被保険者が多いために一部負担金を払わなくていい、そのために高額療養費が減ったものでございます。

まず、高額療養費っていうのは、同じ月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、これ、一部負担金ですよ、これが高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。ですから、一部負担金を払われる方が少なかった、一部負担金が免除になって払われておられませんので、高額療養費が減った原因が主なものと思われまます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒木水道課長。

○水道課長（荒木栄一君） 水道課長の荒木でございます。7番吉村議員さんの御質問にお答えいたします。

水道会計補正予算書5ページでございます。

21款1項4目18節複写機消耗品についての御質問でございますが、災害関係で提出書類等がかなり多ございまして、トナー代、コピー用紙が不足いたしまして、今回計上させていただきました。で、当初予算の639万2,800円はですね、コピーとか機械代のリース料を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

先ほど、議案第86号の消防署救助工作車用器具購入費ということで、その内訳が電動油圧の機材ということで700万ということでございますけども、これを購入するに当たっては、相見積もりというか、結局1社から購入されるんでしょうか。それとも相見積もりをとって購入されるのか、その点をお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君） 危機管理課長の金原です。吉村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

救助工作車の購入の方法というか、についてだと思えますけれども、今現在。

済みません。今現在、予算用の見積もりを1社とっておる段階でございます。今後、予算がもし御承認いただきました後はですね、見積もり入札という形になるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

ページ、平成29年度益城町一般会計補正予算書の中のページ25ページです。これ、以前説明受けたかもしれませんが、ちょっと私が記憶にないものですから。19節の負担金補助及び交付金のところで、県道整備事業負担金というのがありますが、これ、事業債、土木債のほうで8,640



万、交付税措置が22%ということだったんですが、これはもう復旧債じゃないんで、その辺は仕方ないかなと思ってるんですが、この県道整備事業の負担金、これは率が決まってたかな、どれだけかっていうのは、負担率は。その辺がちょっと、以前説明あったかもしれませんが、ちょっと忘れてるので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西口都市建設課長。

○都市建設課長（西口博文君） 都市建設課長の西口です。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第86号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）、ページが25ページ、こちらの8.2.2の19負担金ですね。県道整備事業負担金1億320万、ちょっと内訳といいますか、益城中央線、熊本高森線ですね、こちらのほうの国庫補助といいますか、この事業が29年度分が9億6,000万です。この9億6,000万の10%、1割ですね、9,600万円、それと同じく益城中央線高森線ですね、こちらは単県事業という形になります。こちらの分が1,000万円です。その10%、1割です。が100万円になります。それと、単県の急傾斜地崩壊対策事業ということで、こちら、寺迫の閻魔さんっていいですか、そこの箇所の急傾斜地の対策事業ということで、熊高線にかかっているのかなということですね。こちらの事業費が1,860万円、これの3分の1と。この急傾斜のほうは3分の1です。ですから、町のほうが620万円と、3カ所の合計が今回補正で上げております1億320万円という形になります。よろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺です。1点だけお尋ねをします。

平成29年度益城町一般会計補正予算書の中の6ページ、地方債補正。地方債補正の中で、利率、年6%の利率、これは当該見直しで後に利率を決めるということですが、以前ちょっとお尋ねしたことがございますが、少し利率が高う、もっと安いところから買ったほうがいいんじゃないかということでしたが、その時点においては、財政がある程度裕福のところは国からの指導というお話を聞いておりましたが、今もそのとおりですかね。

それから、この償還の方法。いわゆる町財政の都合により繰り上げ償還することがあるということですが、以前は、もしくは低金利債に借りかえすることができるようになっておりましたが、今はそういうことではないようでございますが、どうですか。それは今も通用しますか。ちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。16番渡辺議員の一般会計予算の中の6ページの地方債補正の利率と償還の方法についての御質問にお答えさせていただきます。

6%という表現になっております。現在のところ、ちょっと確認しましたが、昨年の例でいきますと、もう今現行のあれでいきますと、0.1%というような状態です。いずれにしても、競争入札という形で決定させていただいております。

それから、償還の方法につきましては、借りかえの例も、ここに表現も出してませんが、ここ何年ないという状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の質問をいたします。

利率の件ですが、0.1%ということですが、以前はですね、利率が非常に高かったようだったので、質問したとき、やっぱり町の財政がいいところは国の指導でやっているということですが、その辺は今どうですか。そういうお答えをちょっと以前聞いたことがございます。その辺、ちょっとよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。16番渡辺議員の2回目の御質問です。

国の指導という御質問でございますが、起債をするには、県の協議とか国の指導はもう当然でございますので、そういうところがあったと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） 3回目の質問といいますか、要望といいますか、6%以内と書いとくと、いかにも非常に高い金利のように感じますよね。0.1%ならその2分の1ということですが、その辺をもう少し記載するときにかさねとつたら、私たちも見て、非常にこう、いいかなと思いますが、その点に関して、もう一回よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。16番渡辺議員の3回目の御質問、利率の欄の年6%という表現についてでございます。

議員御指摘の部分につきましては、課内でもそういう法的な部分があつてこういう表現になっているのか、現実に合わせてできるのかは、ちょっと確認して検討したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、これで議案第86号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第91号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの6議案に対する質疑が終わります。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から開議をいたします。

---

休憩 午後0時09分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、議案第92号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて」から議案第101号「指定管理者の指定期間の変更について」までの7議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1 番上村幸輝議員。

○1 番（上村幸輝君） 1 番上村です。

議案第97号、益城町「平成28年度熊本地震」復興基金条例の制定についての条文の中から、ちょっと3点ほどですね、質問をさせていただきます。

まず1点目がですね、第2条、積み立てのところですね、基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。予算っていうふうに書いてあるんですけど、第4条においてはですね、基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して。ここでは、一般会計歳入歳出予算、明確に予算と書いてあるんですけど、2条において、ただ予算っていうふうにしかなっていないんですが、恐らく、これ、熊本県の復興基金条例、これを参考に、参考か流用されているのか何か分からないんですが、県の条例においてはですね、2条においても一般会計歳入歳出予算、括弧書きで以下予算ということで記入してあるんですけど、あえてこの一般会計という言葉を外して、予算ということで書いてあるんでしょうか。何か意図してのことですかね。それが1点。

あと第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるという繰りかえ運用の条項があるんですけど、これは運用的には平成33年ぐらいからだとは思いますが、災害復旧費の地方債、今、組んでおられますけど、これの償還、こういった償還が始まるんですけど、その減債基金としても活用するというので、この条項を含んでおられるんでしょうか。それが2点目ですね。

3点目についてはですね、この条例は、最後の附則なんですけど、平成38年の12月31日限り、その効力を失うと。これ、大体発災から10年間という決まりがあるんですかね。

この3点をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。1 番上村議員の議案第97号、益城町「平成28年度熊本地震」復興基金条例の制定についての御質問にお答えいたします。

まず、条例の2条の予算の表現の御質問でございますが、今、議員御質問の中にありましたように、今回の条例につきましては、熊本県がつくっております復興基金条例、それから、今のほうで基金が10前後、財政調整基金からそれぞれございます。そのそれぞれの文言をですね、参考にしながら、今回制定させていただいたということで、予算となっておりますが、そこは今回も一般に上げておりますので、一般会計という想定で予算という意味を使っております。

それから、5条の繰りかえ運用の規定でございますが、これも、今までの既存の基金を確認していただければ、同じように規定があるというところでございます。一時的な基金を使って、一時的な運用をさせていただくという部分でございます。今までの基金と同じ規定でございます。

それから、附則の期間の問題ですが、これは10月の4日ですかね、熊本県のほうで県下の市町

村に担当者説明会がっております。期間については、熊本県の38年12月31日に合わせる必要があるかというQ&Aの中で、各市町村の判断に委ねたいというような回答をいただいています。

益城町としては、今回、復興計画の中でというところで、今回のような提案にさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

9 番宮崎金次議員。

○9 番（宮崎金次君） 9 番宮崎です。

条例の改正についてですね、議案第92号について2件、それから、97号について1件質問をさせていただきます。

まず、92号なんですけど、今、町の現状から、特にですね、町民目線で見ると、職員とかですね、職員のベースアップについては、やはり人事院勧告を受けてのこととは言いながらですね、今、非常に町の中は疲弊してると。こういう状況の中で、本当に果たして職員のベースアップというのをですね、町民の皆さんがちゃんと理解してくれるだろうか、こういうように私らは心配をするんですけども、当然、執行部もそこらあたりを十分考えられて、この提案はなさったと思うんです。ですから、この提案をなさる前に、課長会議等でいろんな問題点を出されたと思うんで、そこらあたりについて、どういうのが出てきて、どういう対策をとろうとされてるのか、ここらあたりについて1点質問をしたいと思います。どういう話が出たのかを紹介してください。

それから、2番目にですね、今回のベースアップで年間にどれぐらいの金がかかるんだと、つまり経費が必要になるんだということについて、粗々でもいいですから、大体どれぐらいの金額が必要になるということをお教えいただければと思います。

続いて、こちらの97号のほうなんですけど、平成28年度の熊本地震復興基金の話ですが、今、上村同僚議員のほうからも質問があったんですが、私のほうは、このせつかく17億っていう基金が県から町のほうにおりてくると、これをやはり町としては大事に使わなきゃいかん。だから、多分使い方としては、一般会計の中に組み入れて使うっていうやり方もあるだろうし、特別に、ここはですね、何とか検討委員会、もしくは今まちづくりとかいろいろ町がやってる、そこらあたりに委託をしながらですね、その金の使い道を決めていく、こういうやり方もあろうかと思うんですけども、そこらあたりについて、何か、今、町のほうで考えておられることがあるんであればですね、教えていただきたいと、こういうふうに思います。

以上3点質問をいたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。9番宮崎議員の二つの質問に対してお答えをさせていただきます。

まずは、今回の議案を提出に当たって、どのような検討を行ったかということでございます。まずですね、今回の給与改定の背景及び他自治体について、ちょっと若干お答えをさせていただきますというふうに思います。

熊本県人事委員会は、今年の10月に県内の民間企業と熊本県職員の給与の比較を行った結果、

民間給与との格差1,203円を解消するための給与改定を勧告いたしております。また、期末勤勉手当の賞与についても、民間支給割合との均等を図るため、0.2月分引き上げを勧告しております。

特に、今回の給与改定におきましては、若手職員の給料について傾斜配分を行うということでございます。今回の一般職員等の給与改定の議案につきましては、この人事院勧告制度の趣旨に基づいて、民間との給与格差を埋めるためのものでございます。去年は、熊本県人事委員会におきまして、熊本地震により民間企業の調査ができなかったということで、給与の勧告を見送っております。本町も同様に給与改定は行っておりません。

しかし、国は去年も人事院勧告に基づいて国家公務員の給与改定を行っております。去年、この国の給与改定に合わせて改訂を行った県内の自治体は45自治体中17自治体あったというふうに聞いております。本年は、熊本県人事委員会の勧告に基づきまして、熊本県、熊本市をはじめ、県内の全ての自治体が、この一般職職員の給与改定を行う予定であるというふうに伺っております。

また、なお、本町のですね、一般職職員の給与は国家公務員の給与を100とした場合、比較しますとラスパイレス指数においては、95.7とちょっと低い状況になります。県内の自治体の中でも、25番目という数字になっております。また、本町と同規模の自治体であります大津とか菊陽でございますけれども、大津町は97.4、菊陽町は99.3ということで、いずれも本町を大きく上回っている状況でございます。

仮に、今回、給与改定を見送ることになれば、2年連続改定未実施という形になります。民間はもとより、他自治体との給与格差が大きくなるということが当然考えられるということでございます。

次に、給与改定を行わなかった場合の影響について、ちょっと検討した結果でございます。まず、みずからも今回の熊本地震において被災した職員も非常に多い中、復旧・復興に全力となっている職員のまずモチベーションの問題が下がるということが、まず一つ挙げられます。また、地域経済に与える影響も大きく、あわせて他自治体との給与格差が広がることにより、今後、職員採用等を行う場合に、当然、そこがネックになってくることが考えられます。また、給与水準を抑えることによりまして、職員の退職手当を含んださまざまな手当、あるいは年金等、そちらのほうにも大きく影響を及ぼすということが考えられます。このようなことをですね、踏まえまして、今回、議案を提出したものでございます。

また、今回のベースアップによって、どれぐらいの予算額が上がるのかと、支出増があるのかということでございますが、約2,300万円でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の議案第97号、益城町熊本地震復興基金の質問でございます。基金の今後の運用についてという趣旨の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど上村議員の御質問の中でも申し上げましたが、今回の県からの復興基金、創意工夫分の配分、交付については、10月4日に説明会がっております。その中で、県から今後の運用につ

いての基本的な考え方っていうものが示されております。

一つは、既存の国庫補助の既存制度のあるものには該当しない。補助裏とかそういう部分ですね。それから、これまでの県の統一ルール分、これは県の事業としてやっていた17事業、それから市町村の事業としてやりました36事業、この53事業ございますが、その県の統一ルール分のかさ上げ補助には該当しないと。ただし、特別に市町村の事情で行う場合は、町村会等を通じて近隣市町村との合意を得ることというようなただし書きもありますが。それから3点目は、補助率は原則2分の1と。ただし、負担が大きいものについて、公共性が高いものについては、3分の2を基本とするというような基本的な考え方が示されております。

町としましては、今回提案しておりますように、復興基金条例を制定させていただいて、その中に全額、今回、補正予算で計上させていただいております。今後は、このような県の考え方に基づいて、住民の方からいろいろ御意見があつてる部分を、真に必要な事業であるか等を精査しながら、県との調整等も行い、そしてまた、効果的な時期にタイムリーな支援策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

ベースアップについての庁内での検討、十分検討されてるようで、非常に安心をいたしました。やっぱりですね、確かにですね、人事院勧告で民間ベースとの格差つちゅうのは是正をしなければならぬというのは当然のことですけれども、今、うちの、我が町が置かれた環境というか、状況、これはですね、十分加味をしていかないと、町民目線でですね、憂慮をしてしまうと、こういう形にもなります。

それから、皆さん御承知のように、東日本のときには国家公務員は2年間ですね、2%給料をカットされました。そういうもういろいろこれあってですね、災害を受けたところはですね、確かに職員さんたちは被害も受けてる、そして士気も挙げなきゃいかんというのはあるんですけども、町民の目線、これはやっぱり我々は当然気をつけてですね、配慮しなきゃいかんなど、こういうふうにも思っております。

で、私の質問は大体確認ができましたので、それはそれで1番目の質問は終わります。

それから、このベースアップによってどれぐらいの金が必要かという話で、今、総務課長から2,300万と、こういうお話がございましたが、私の計算では、とても2,300万ではおさまりません。今回のボーナスの勤勉手当の分だけでも2,400万かかっています、特別職を除いてですね。ですから、これが定期昇給分、定期のベースアップ分も入れると、もっと倍以上かかるんじゃないかと、こういうふうに思います。6月も12月も勤勉手当は払うことになりまして、という感じをしますので、もう一回委員会のとき確認をさせていただきます。

それから、復興基金の話ですね。基金の話で、先ほど私の質問はですね、こういう基金が県からいただける、それが普通の一般会計のもとに入って、特にですね、ほかの事業と同じような並びでやられたら、本当に県が意図する復興基金っていう目的を達成するんですかと、もっとまちづくり協議会とか、こういうところにこういうのを委託をしたり、担任させたりしながら有効に

使っていく手段はないんですかって、そういう考えはないんですか、こういう質問でした。ですから、るる県がこういう考えでやっているというのは十分分かってるんですが、町におろしたとき、町がこれをどういうふうにも有効に使うか、ここらあたりについて、もう一度質問したいと思います。

では、3番目の質問だけ、もう一度答弁をお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の2回目の御質問、復興基金についての2回目の御質問にお答えいたします。

今回、県から交付される基金についてはですね、先ほども言いましたその説明会のQ&Aの中で申し上げますと、創意工夫分の交付を受けた市町村は、基金条例等の整備が必要かという問いに対しまして、一旦基金として積み立てる場合は、平成28年度復興基金用に基金を新たに制定して個別管理するか、既存の基金を活用するか判断は各市町村の判断に委ねるということで、考え方としましては、今回のような、提案させていただいているような復興基金を新たにするのか、先ほども言いました財政調整基金にそのまま基金するののかということになるかと思っております。現在のところ、交付金ですか、そういうふうな考えは今のところは持っておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。

県からおりてくる復興基金で、町でまた同じように復興基金の条例をつくってですね、こうやって運用していくと。ただ、この運用のやり方、これがですね、まだ今んところどうも町のほうでは決定されてないみたいですから、今後ですね、よく検討していただいて、どういう形ですね、この金を効率よく、そして一番復旧・復興に役立てるかということをごまづくり協議会、その他いろんな組織、これを活用してやられるのか、いや、一般会計の中でやられるのか、十分検討していただきたいなと思います。

私の質問は終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

議案第100号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、御質問させていただきます。

この条例は、環境衛生課をなくして、そのかわりに公営住宅課を新たに新設するという形だと思うんですけども、この場合、環境衛生課の仕事の内容、ア、環境の保全に関する事項、イ、生活衛生に関する事項、ウ、廃棄物に関する事項を住民保険課に移して、で、公営住宅課が町営住宅（地域活性化住宅を含む）に関する事項とイ、災害公営住宅に関する事項を公営住宅課でやるということだと思うんですけども、現在、住民保険課が環境衛生課の内容、三つの部門に対して仕事内容が増えるんですけども、現在の体制から何名住民保険課を増やして、また、公営住宅課

が何名体制を予定されているのかをお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。7番吉村議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の課設置条例、課の編成に伴って環境部門何人、あるいは公営住宅課のほう何人というお話でございますけれども、その人数については、今現在、検討しているところでございます。業務内容等を精査しないとその辺、また専門性がどれだけあるか、そういうものを含めた形で検討して、専門職員の配置とか考えないといけませんので、まだこの場ではですね、まだ正式に何名というのは決まっておられませんもので、大変申しわけございません、お答えすることができないような状況でございます。申しわけございません。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） それでは、この条例は平成30年4月1日から施行するというふうになっておりますので、それまでに各課等ですね、人員体制もしっかり考えていただいて、後ほど、また、施行される前にぜひ御報告をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、議案第92号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第101号「指定管理者の指定期間の変更について」までの7議案についての質疑を終わります。

---

#### 日程第17 木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査報告

○議長（稲田忠則君） 日程第17、「木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査報告」を議題といたします。

初めに申し上げます。本件は、木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員会から本日は報告だけをし、報告内容を見ていただく時間を設けたいとのことで、質疑については最終日に行います。

それでは、木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換に係る疑義の調査報告、竹上公也委員長。

○木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員長（竹上公也君） 15番竹上でございます。水を1杯。

調査委員会から調査報告を行いたいと思います。

平成27年12月議会で調査委員会を設置し、12月25日より委員会を開催してまいりました。平成28年、順調に進んでおりましたけれども、4月の熊本震災が突発的に発生したため、やむなく中断ということで、約1年半になります。来年、平成29年は何人かの課長さんたちも定年を迎えられ、また町長選もでございます。そういうことで、どうしても本年中には終わらせたいということ



でございます、平成29年10月26日より再開した次第でございます。足かけ約2年ぐらいになりましたけど、皆様方には長い時間を要しました。本当に、やっとここで報告ができるということになりましたので。本日は報告だけということになっておりますので、報告書のほうを朗読させていただきます、説明にかえさせてまいりたいと思っております。

それでは、御説明申し上げます。

益城町議会議長稲田忠則殿。

木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査について報告。

平成29年12月12日、調査特別委員長竹上公也。

2 ページ目が目次になっております。

1 番に調査特別委員会の設置。(1)として、設置の経緯、(2)設置の根拠、(3)町有地と民有地の交換の経過。

そして、2番目として調査報告書の判断の枠組み及び調査事項。(1)調査報告書の判断の枠組み、(2)調査事項、3番目は調査の実施ということで、(1)調査経過、(2)不動産の鑑定経過、(3)聞き取り調査、いわゆる参考人の調査でございますね。4番目、証人喚問。

これについて、3番目のものについてはですね、全てこちらの議事録として残っております。これを読み上げると大変時間がかかりますので、3番目の調査事項だけはですね、今回除きます。

4番目の調査の結果。(1)町長の裁量権について、(2)用途廃止に裁量権の逸脱、濫用があったのか、(3)交換契約締結要件該当性について。

5番目として、結論づけしております。

それでは、最初から朗読していきたいと思えます。

1、調査特別委員会の設置。

(1)設置経緯。西村町長は、平成27年10月29日に木山交差点付近の民有地と益城町文化会館第二駐車場の土地交換契約を財産の交換、譲与、無償貸与等に関する益城町条例を根拠として行った。本民有地と町有地の交換問題は、平成27年6月定例会及び7月臨時議会において、「木山交差点付近の民有地と益城町文化会館第二駐車場との土地交換」を前提として「交換のための補償費等の予算」が提出されたが、当予算の根拠が不明確として否決された。これらの経緯もあり、平成27年12月定例会において、西村町長が締結した土地交換契約について疑義が出され、西村町長が締結した交換契約に対する疑義を調査するため、委員9名からなる調査特別委員会が設置された。

調査事項として、①木山交差点空き地問題にかかわる疑義に関する事項、②公有財産の管理及び処分または取得にかかわる疑義に関する事項、③その他、上記に関する事項の3点を調査することが決定された。

(2)設置の根拠。地方自治法第100条の1項。

(3)町有地と民有地の交換の経過。これは別紙1ということで、別紙にとじてございます。時系列に経過表をつけているということでございます。

2番、調査報告書の判断、枠組み及び調査事項。

(1) 調査報告の判断、枠組み。本件交換契約の適法性の検討に当たっては、本件交換契約の前提として実施された①用途廃止及び②交換契約の適法性を検討する必要がある。

そこで、①用途廃止及び②交換契約締結について。それぞれ町長に裁量権がある事項が裁量権が認められる場合、町長の裁量権行使に逸脱、濫用がなかったか。裁量権濫用が認められる場合、要件該当性が認められたら問題となる。そして、裁量権の逸脱、濫用が認められる場合とは、その基礎とされる重要な事実を誤認があること等により、重大な事実の基礎を欠くこととなる場合、または事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において、考慮的事情を考慮しないこと等により、その内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合が考えられる。また、仮にどちらかの行為について、適法性を欠くものとされる場合は、該当行為が他方の行為に与える影響についても検討する必要がある。

(2) 調査事項。本調査特別委員会は、平成27年10月29日に締結された交換契約の適法性を検討することを目的とする。本調査特別委員会の調査事項は、交換契約の適法性を検討する上で必要となる事実の一切であり、具体的に下記のとおりである。

記。

ア、用途廃止は適法であったか。(ア)用途廃止を行った目的、(イ)用途廃止を行った経緯、(ウ)用途廃止を行うに当たり考慮した事項。

イ、交換契約締結は適法であったのか。(ア)交換契約を行った目的、(イ)交換契約を行った経緯、(ウ)交換契約を行うに当たり考慮した事項。

ウ、平成27年6月議会及び7月臨時議会で提案された補償費900万円は必要であったのか。

(ア)補償費は本当に必要であったのか、(イ)補償費の内容は十分確認されて議会で提案されたのか、いわゆるここまでが調査の事項ということでございます。

これから3番目になりますが、3番目は先ほど言いましたように調査の実施ということで、いわゆる皆様方からお聞きした内容、それから証人喚問などのことが書かれておりますが、この件については、今回は遠慮したいと思います。

こちらのほうに、事務局のほうに預けてありますから、どうぞ見たい人は後ほど読んでいただければと思います。

ということで、10ページのほうへ参りたいと思います。10ページの調査の結果というところからお願いしたいと思います。

これまでの調査の結果から、町長の裁量権(地方自治法140条6項)及び交換契約要件該当性(町交換条例)の観点から明らかにする。

(1) 町長の裁量権について。ア、裁量行為か否か。

(ア)用途廃止について。用途廃止の改定について法令上の定めはなく、町長に裁量権が認められている。裁量行為については、裁量権の逸脱、濫用がないかが問題となる。

(イ)交換契約の締結について。「財産の交換、贈与、無償貸付等に関する益城町条例」の第2条(1)で交換が認められるのは、「本町において公用または公共用に供するため、他人の所

有する財産を必要とするとき」に該当する場合であり、これは裁量行為ではなく、要件該当性が問題となります。

イ、裁量行為の適法性判断。裁量行為の違法とは、裁量権の逸脱または濫用があった場合のことで、具体的には、①その基礎とされた重要な事実を誤認することなどにより、重大な事実の基礎を欠くことになる場合、または、②事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において、考慮すべき事情を考慮しないこと等により、その内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合がある。

(2) 用途廃止に裁量権の「逸脱、濫用があったのか」について。事実認定（聞き取り及び証人喚問）から町長が文化会館第二駐車場の用途廃止を行った際の以下の事実を認定する。

(ア) 用途廃止を行った目的及び経緯。町長及び町執行部は地権者らに対し、当初、売買の打診を行っていたものの、事業を行う目的であったことから、土地の交換ではどうかと町執行部から地権者に働きかけ、最終的に地権者と町との間で交換契約を行うことを前提として交渉が開始された。したがって、本件用途廃止は、木山交差点に所在する地権者の所有土地を取得し、同交差点の拡幅を行うことを目的として町長が行ったものであり、用途廃止後に交換契約の対象になり、町の施設として利用することがほとんどできなくなることが前提となっていたものである。

(イ) 用途廃止を行うに当たり、考慮した事項。町長の長年の願いである木山交差点の改良を図るため、更地になった木山交差点付近の土地と交換するために、第二駐車場は利用が少ないこと、駐車場の代替地として役場駐車場が使えることなどを考慮して、優先順位から文化会館第二駐車場を代替地として選定し、さらに交渉ごとであるとして、議会や住民に諮ることなく、町長（執行部）が決定した。

イ、評価。本件の判断、枠組み。用途廃止によって行政財産が普通財産として処分が可能となること、本件用途廃止は交換契約を前提としたものであって、用途廃止を行うこと以後、第二駐車場を町の施設として利用できなくなってしまうことを踏まえると、本件では、第二駐車場を普通財産として処分されることより達成される目的に対し、第二駐車場を以後使用できなくなることには問題はないか、その判断を行うために検討すべき事項が検討されているのか、十分な調査が行われてきたか検討する必要がある。

(イ) 検討。今回、町長は益城町文化会館第二駐車場の用途廃止に当たっては、同施設の利用が少ないこと、さらに同施設がなくなった場合に、益城町役場駐車場で代替が可能なこと、町民の希望である木山交差点改良のための用地獲得を優先したいとの思いから、第二駐車場の用途を廃止したが、同施設の年間使用実績の調査もほとんど行われず、特に大型バス等が有効に利用してきた事実や当駐車場が地元の行事である木山弾正祭、木山神宮の各祭祀、町の夏祭り、総合運動公園で行われる各種イベント時に駐車場として有効に使用されていた事実が配慮されていない。熊本地震で文化会館の利用は制限され、総合体育館、町民グラウンドの使用及び木山地区の祭り等が全てできなくなった関係から、今のところ、利用者や地元住民からの不平不満は見られないが、いずれ対策が必要になるものと思われる。

ウ、部分結論。現在は熊本地震後、文化会館の利用が減少していることから、町や町民に大き

な制約は生じていないと考えられるが、今後、復興が進むにつれて町民に重大な制約が生じる可能性は否定できない。本件用途廃止においては、判断を行うに当たって検討すべき事項について十分調査されておらず、判断の前提となっていないことから、町長の裁量権行使において重大な基礎を欠き、また考慮すべき事項を行ってなかったと考えられ、裁量権の逸脱または濫用があった疑いがある。特に、使用中の行政財産の用途を変更する場合は、例え町長に裁量権があったとしても、住民の利益に直結する重大な問題であり、議会の同意や住民を入れた第三者検討委員会等により、公明正大慎重に行うべきである。

(3) 交換契約締結の要件該当性について。

ア、要件。益城町「財産の交換、贈与、無償貸付に関する条例」上、議会の議決を行わず交換契約締結をするためには、次の要件が求められる。(ア)本町において、(イ)公用または公共用に供するため、(ウ)他人の所有する財産を必要とするとき。

イ、要件の検討。(ア)本町において、木山交差点拡幅は町民の希望するところではあるが、この事業はあくまでも熊本県の管轄であり、町が勝手に行うことはできない。(イ)公用または公共用に供するため。木山交差点については、以前より改良工事を求める請願がなされた事実があり、現執行部では毎年県に対して改良工事を求めてきた。また、町長や執行部は木山交差点改良工事の具体的な計画はなかったものの、先んじて当該地を取得したことにより県に働きかけていくとしていた。しかし、これらの要請等に基づき、熊本県との間で具体的な計画が進んでいた事実や町において具体的な手続がとられていた事実はなく、具体的に何年後に改良工事に着手できるか等について予想すること自体難しい状況であったと言わざるを得ない。

本件の用途廃止、交換契約当時においては、木山交差点改良工事についていまだ「将来的に工事を実現したい」という希望的な段階でしかなかったと言える。よって、本件の用途廃止、交換契約に際して直ちに当該地を取得しなければならないという切迫した条件にあったわけではないため、改良工事について具体化した際に、当該地を取得する可能性、交渉の対象とする財産についての選定、第二駐車場を対象とする場合に生じる町や町民への影響等を十分に考慮して実行すべきであったと考える。さらに、益城町中期計画や年度計画にも、さらに木山交差点の隣接するそのほか三つの角の購入計画なども計画されていなかった。

以上のことから、今回の交換が公用及び公共用に供するためとは言い切れない。

(ウ)他人の所有する財産を必要とするとき。(ア)(イ)にその必要性がないことから、他人の所有する財産を必要としない。

ウ、交換のため提供した土地の評価と線引き。今回、町から交換のために提供された益城町文化会館第二駐車場、実測2,328平方メートルを1筆として鑑定、平米当たり2万3,500円。1,958.59平方メートルを交換したが、改めて今回提供した1,958.59平方メートルを鑑定したところ、平米当たり2万6,500円となり、その差額が587万5,770円となった。さらに、町に残った出入り口のない369平方メートルの土地を継続して使用するためには、新たに500万円をかけて道路を整備する必要があり、これらのことから今回の土地交換により約1,000万円の損失を町に与え、等価交換であったのか疑問が生じた。

エ、部分結論。益城町において、将来の木山交差点改良のために用地を確保しておくこと、さらに、当該地を取得することが町民の願いであるとの趣旨で交換契約が締結されているが、条例で言う「本町において」では、木山交差点改良は一義的に熊本県土木が担当することになっており、「本町において」で言い切ることはできない。

次に、「公用または公共用に供するため」という観点では、木山交差点改良については、何ら計画もなく、公用、公共用と言えるものではない。また、本件土地を町が取得する必要性がなかったと認められる。さらに、交換した第二駐車場の土地の評価・線引きにおいて、町の損失が明白であり、これらの社会通念上、著しく町に損害を与えたことが認められた。

結論。

平成27年10月29日に西村町長が締結した益城町文化会館第二駐車場と木山交差点民有地との等価交換契約は、町民の悲願であった木山交差点の改良を同地域が更地になった機会に土地を取得したいとの思いから、町民や議会に周知することなく行ったものである。

当調査委員会は、参考人からの聞き取り、証人による証言、関係者らの報告書等の事実及び証拠に基づき、以下の結論を得た。

まず、文化会館第二駐車場の用途廃止については、民有地を取得するための交換地とするための目的で用途廃止されたが、その際、文化会館第二駐車場との設置目的、使用状況等を十分に考慮、または調査・検討することなく、「用途廃止」が行われ、町長の裁量権の逸脱、濫用があった疑いが高いとの結論であり、違法性が高いと言わざるを得ない。

次に、益城町条例に基づく普通財産の交換においては、たとえ将来の木山交差点改良のためや県へ姿勢をアピールすることであったとしても、木山交差点改良は熊本県の所轄であり、これまで何ら具体的な調整や計画もなく、将来いつから工事に着手できるものかも見通せない状況であった。このことから、条例でいう「本町において、公用、公共用に供するため」には該当せず、土地を取得する必要もなかった。さらに、「交換した文化会館第二駐車場の土地の評価・線引き（区割り）」において、明らかに町に対し著しい損害を与えている可能性が高いことも確認された。

以上のことから、「町長の裁量権の逸脱、濫用」「交換契約締結の要件該当性」、さらに「土地評価・線引き（区割り）が町へ損失を与えてる可能性があること」等から、全体として今回の交換契約は違法である疑いが極めて高いと判断せざるを得ない。

なお、平成27年6月議会及び7月臨時議会で提案された土地交換を前提とした補償費900万円については、実害こそなかったが、町民の貴重な税金を使用するとの趣旨から、今後、予算要求において、その使用目的、内容を十分に精査するよう強く要望する。

それから、ここからは委員会の中での少数意見を尊重したということで、補足意見となりました一部意見に切りかえていただきたい。そして、差しかえていただきたいと思えます。

一部意見。今回の土地取得は、「町長の裁量権逸脱、濫用」という指摘があるが、地方自治法第149条において、普通地方公共団体の長は「財産を取得し、管理し及び処分すること」とあり、土地取得は本来町長の担当事務（権限）として想定されている。土地の交換については、益城町

の条例によって普通財産として交換しているため、地方自治法第96条でいう議会の議決事項には該当せず、町長の裁量権逸脱、濫用という指摘には法的には当たらない。

また、報告では、全体として今回の交換契約は違法である疑いが極めて高いと判断せざるを得ないと結論づけているが、どのような法令に抵触したことで判断したのか根拠は不明確であり、「違法」との指摘には全く当たらないというのが一部の意見でございました。

以上が報告書でございます。以上で報告終わります。

○議長（稲田忠則君） 木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査報告が終わりました。

議案第86号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第101号「指定管理者の指定の期間の変更について」までの13議案につきましては、皆さん方のお手元に配してありますとおり、常任委員会付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から議案第101号「指定管理者の指定の期間の変更について」までの13議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午後2時29分

平成29年第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年12月12日午前10時00分招集
2. 平成29年12月13日午前10時00分開議
3. 平成29年12月13日午後3時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 12番 坂田みはる議員
- 7番 吉村建文議員
- 5番 榮 正敏議員
- 2番 下田利久雄議員
- 1番 上村幸輝議員

---

7. 出席議員（17名）

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君  | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君   |
| 4番 松本昭一君  | 5番 榮 正敏君  | 6番 中川公則君   |
| 7番 吉村建文君  | 8番 野田祐士君  | 9番 宮崎金次君   |
| 10番 坂本 貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君  |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |            |

---

8. 欠席議員（1名）

- 13番 石田秀敏君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 堀部博之

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |         |       |           |        |
|---------|-------|-----------|--------|
| 町 長     | 西村博則君 | 副町長       | 向井康彦君  |
| 教育長     | 酒井博範君 | 政策審議監     | 永田清道君  |
| 会計管理者   | 高森修自君 | 総務課長      | 中桐智昭君  |
| 企画財政課長  | 藤岡卓雄君 | 生活再建支援課長  | 姫野幸徳君  |
| 税務課長    | 緒方 潔君 | 住民保険課長    | 森部博美君  |
| こども未来課長 | 坂本祐二君 | 健康づくり推進課長 | 後藤奈保子君 |

福祉課長	木下宗徳君	福祉課審議員	深江健一君
産業振興課長	森本光博君	復旧事業課長	坂本忠一君
復旧事業課審議員	増田充浩君	都市建設課長	西口博文君
復興整備課長	杉浦信正君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	安田弘人君
環境衛生課長	河内正明君	水道課長	荒木栄一君
下水道課長	水上眞一君		

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、13番石田秀敏議員から欠席する旨の届け出がっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は9名ですので、一般質問は本日とあす14日の2日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。

1番目に坂田みはる議員、2番目に吉村建文議員、3番目に榮正敏議員、4番目に下田利久雄議員、5番目に上村幸輝議員、あす14日は、1番目に竹上公也議員、2番目に野田祐士議員、3番目に中村健二議員、4番目に宮崎金次議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられますようお願いいたします。

---

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、坂田みはる議員の質問を許します。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。12番坂田みはるでございます。

本日も大変寒い風が吹いております。師走に入りまして何かと気ぜわしい毎日をお過ごしの中、本日は早朝からたくさんの皆様に傍聴にお越しをいただきましたことに、まず深くお礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

本日は私の一般質問がトップバッターということでございますので、ただいま大変緊張いたしておりますが、今回の質問に対する執行部御答弁が町民の皆様へしっかりと届くような内容となりますように、そのことを念じて質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今回、私は町長の政治姿勢を取り上げさせていただいております。その中から次の3点について、1、町長になられて1期目の総括について、2、熊本地震の復旧、復興の過程について、3、



最後に時期町長選挙について、以上3点について質問させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、質問席に移らせていただきます。

それでは、まず、1点目から順次よろしくお願いいたします。

西村町長におかれましては、平成26年4月に行われました町長選挙におきまして、町民の皆様が元気に笑い合えるまちづくりの実現をスローガンに立候補され、益城町の町長選挙の歴史に残る大差で見事に当選を果たされてから、はや3年8カ月がたとうとしております。

町長御就任後の2年間は、町長マニフェストに掲げられた六つの公約であるまちづくり基本条例の制定、財政の立て直し、町長給料の10%削減、どこでも町長室の開催、行政情報の積極的な公開、マニフェストの検証、以上のことを実現させるために一生懸命に努力をされてこられたと思っております。

さらには、町民の皆様の実現することが行政の最大の使命であり、そのためには町民がまちづくりの主役でなければならないとの理念のもと、マニフェストを具体化する取り組みとして、個別の分野で多くの事業がなされてきました。

また、六つの公約のうち、町長給料の10%削減、どこでも町長室の開催、行政情報の積極的な公開、マニフェストの検証、この四つについては御就任2年以内で実行に移されておられます。特に、マニフェストの検証では、歴代の町長ではどなたも実施されていなかったマニフェストの検証作業を就任1年目から取り組み、平成27年3月には1年目の取り組みを、町ホームページや広報ましきでも公表されておられます。これは、西村町長御自身の信念、自分の言ったことは必ず成し遂げるといふ町長の責任感の強さをあらわしているものと思われま。

しかし、その多岐にわたる取り組みの仕上げに向かう町長就任3年目の平成28年4月14日、16日、生涯忘れることのない2度の震度7の大地震がこの益城町を襲いました。尊い命をはじめ、美しい自然、今までに築き上げてきた多くの財産が一瞬にして奪われてしまいました益城町。町長は、その震災直後から今日に至るまで、復旧、復興に奔走され、その激務また一瞬一瞬の決断というものは、私たちの想像をはるかに超えているものかと思ひます。

その一例として、震災直後、多くの町民の皆様が総合体育館に避難をされ、そこで一夜を明かされました。その後、4月15日、町長は大きな決断をなさいました。体育館内の天井落下の危険性を察知し、安全を第一に被災者の退避を促され、この判断を不満に思われる方からの非難の声や一部メディアの心ないインタビューなども受けておられたことも存じております。しかし、このとき人の言葉に惑わされ、再び総合体育館内への誘導をしていたとなれば、4月16日の本震を受け、さらなる大惨事となっていたことは言うまでもございません。私は、あの日、あの時点で、人命第一に下された決断こそがリーダーシップの発揮そのものだったと言えると思っております。

刻々と被災状況が伝わってくる中、多くの厳しい決断を迫られる日々、そのような中であっても西村町長は、12月には益城町復興計画を策定され、現在はその計画に基づき、町の復興に向け着実に事業を進め、被災された町民の生活再建のために説明会や座談会などを開催されながら、町民の皆様のご意見や思いに耳を傾けてこられた真摯な姿勢は、私たち議員も町民の皆様と一緒に

同席をさせていただきながら見てまいりました。

被災された方々にとって、特に応急仮設住宅等の入居期間の延長や、災害公営住宅の建設、また、被災者の自力再建のための数多くの支援策などは、町長が被災者の生活再建を第一に考え、国に対し強い決意を持たれての要望活動を熱心に行ってこられた成果の賜物ではないでしょうか。また、町長の国への要望活動が昨年以上に臨めたことは、今年の3月にやっと向井副町長が御就任されたことで町長の補佐役をしっかりと果たしていただけたことにより、町長の要望活動の後押しになったことと承知いたしております。

昨年4月14日以降、多くの方々の力を合わせて立ち直りつつある益城町を見ることができるのは、西村町長の類いまれな行動力や決断力、どんなことがあっても倒れない体力とメンタルの強さがあったからこそ思っております。西村町長の1期目の4年間というものは、就任以来の2年と震災後の2年では、当然ではありますが、その町政運営は大きく違ってきています。恐らく歴代の町長の中では一番厳しく、そして、激動のときを過ごされていると言っても過言ではないと思います。

そのようなことを踏まえて、町長になられての1期目の総括について、御自分なりにどのような総括をされるのかを伺います。

続いて、熊本地震の復旧、復興の過程について伺います。

先ほども申し上げましたが、平成28年4月14日、16日、日本の歴史史上、過去に例を見ない震度7の大地震が2度も益城町を襲いました。あの日の記憶が鮮明に残っておられる方、一部記憶がはっきりしないという方、あの日、体に受けた傷が残っているという方、あの日、心に受けた傷が癒えず、より深くなられた方、守り続けた我が家が一瞬にして倒壊し、その前に立ち尽くしていた方、地震が起きたのだと認識しながらも、一体どれほどのことが益城町に被害を及ぼしたのか、この先何がどうなっていくのかと、誰もが抱いていたであろう恐怖や不安について、私たち町民が理解することには、本当に時間を費やしたという思いです。

日々、余震の記憶と闘いながらも食すること、体を休ませる場所を探すこと、日々の不安を共有しながら一歩また一歩の繰り返し、あの日から1年8カ月がたとうとしています。生活の再建に向けての個々の努力とともに、多くの方々の支援や事業により、益城町が前に進みつつある姿は、どなたにも確認できていることでもあります。その進む速さに納得のいく方、いかない方とおられることも十分承知しております。

しかし、全てのことが混乱した中から今日まで、町民の安全で安心のできる暮らしが一日も早く取り戻せるようにと、職員みずからも被災者でありながらも昼夜を問わずの努力がなされてきていたということは、頭の下がる思いとともに、感謝の思いを私なりに抱いているところでもあります。そして、私と同じ思いでおられる町民の方々も多くいらっしゃることもつけ加えさせていただきますと思います。

さて、町としてこれまでの復旧事業について、特に重視しながら進めてこられた点についてと、また計画実施をするに当たり、力を入れて実ったことを含め、復旧、復興事業の取り組み状況と、今後の課題についてお聞かせいただきたいと思います。このことが2点目となります。

最後に、次期町長選挙についての西村町長の率直なお考え、御決意について伺いたいと思います。

益城町は1954年（昭和29年）、飯野村、広安村、福田村、津森村、木山町の1町4村が合併し誕生し、既に63年の歳月をへておりますのは、皆様御承知のとおりです。この間に2003年（平成15年）再び合併話が浮上し、益城町の静けさが少し変化をもたらしたころのように記憶をしております。

当時、熊本市が政令指定都市を目指し、益城町との間に法定協議会設置を求めていましたが、益城町では、熊本市との法定協議会設置の是非を問う住民投票の結果、賛成42.9%、反対57.1%という合併に反対する町民の反対意思が示されました。

しかし、その後、益城町は町長選挙で熊本市との合併を推進されていた前町長時代へと移っていきます。2008年（平成20年）には、熊本市、益城町2市町での任意協議会が設置されるなどが進められたことも、多くの方の不安材料となりました。このように、多くの町民の意思と逆行する首長の考え方で危うく益城町がなくなりかけようとしてしまいましたが、2009年（平成21年）4月12日、益城町の合併の是非を問う住民投票を行うことができました。この住民投票を行うことができたことは、議会において住民投票をすべきの賛成意見が多かったことで実現できたことでもあります。熊本市との合併賛成7,905票、合併反対1万2,205票、4,300票の大差で合併を阻止した町民の皆様の賢明な判断があったからこそ、これまでの益城町が守られてきたのだと言えらると思います。

住民投票すら行うことができないまま、あるいは合併賛成となり熊本市の中の益城町となっていたとしたら、果たしてこの震災後の益城町の状況はどうなっていたことでしょうか。このように、解体工事などもスムーズに進んでいたことでしょうか。多くの町民が願う益城町の進むべき道を変えようとした前町長のあり方に対して危機感を持たれ、平成26年4月の町長選挙に出馬の決意をされたものと、私は受け取っております。

西村町長は役場職員として37年間の長きにわたり、歴代町長方の行政手腕の振るいどころを御自身の目で見、耳で聞き取り、肌で感じ取ってこられたことでしょうか。首長としてのあるべき姿というものがあると思います。歴代町長のよきところは御自身の行政手腕としても取り入れながら、悪しきところは断固たる決意のもと、取り入れない姿勢を貫いて現在に至っておられるものと確信いたしております。

震災後、そのような西村町長だからこそ、みずからが築いてこられた国や県との信頼関係やきずなというものは、益城町の今後の復興においてなくてはならないものであると、私は思います。益城町が復興を確実に成し遂げるためには、あらゆる場面で国や県への要望が必要不可欠となっていくことは言うまでもありません。そして、何よりその際に重要なことは、西村町長がこの益城町で生まれ、育ち、みずからが震災を経験したという本人からの生の訴えができること、その言葉には重みがあります。被災地からの本当の生の声を国へ届ける役目が果たせるのは、西村町長のほかには存在しないと考えます。

私はその思いを持って伺います。

西村町長、次期町長選挙への出馬の御決意はいかがでございますか。率直な御答弁をよろしくお願いいたします。

以上、3点について1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成29年第4回益城町町議会定例会も2日目を迎えております。今回は一般質問ということで、9名の議員の皆様の質問をいただいております。本日は5名の皆様に質問させていただきます。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、12番坂田議員の町長として1期目の総括についての質問にお答えをさせていただきます。

平成26年4月の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から御支援をいただき、町長に就任してから3年8カ月が過ぎようとしています。私の就任当時のスローガンであります町民の皆さんが元気に笑い合えるまちづくりの実現、町民が主役のまちづくりは、あの熊本地震の震災を受けた今でも私の心に生きています。その信念があったからこそ、我が町始まって以来の大惨事をここまで乗り越えることができたと思います。

さて、私の町長としての1期目を振り返りますと、議員がおっしゃるとおり、激動そして決断の言葉に尽きると思います。ここで、私の町長1期の4年を、最初の2年、そして震災後の2年に分けて振り返ってみたいと思います。

まず、就任して1年目は、私の六つの公約でありますまちづくり基本条例の制定、財政の立て直し、町長給料の10%削減、どこでも町長室の開催、行政情報の積極的な公開、manifestoの検証を実現をさせるため、31の個別事業についての取り組みに対する基盤、仕組みづくりに着手をしました。

一方、できるものはすぐにでもやるとの思いから、町長給料の10%削減、行財政改革の進行管理、防災訓練の実施、小中学校へのエアコンの整備、ウォーキングロードとしての益城33カ所めぐりの開設、6次産業化推進による企業誘致などを実施しますとともに、manifestoの検証として、1期4年の取り組みやその行程を明らかにするmanifesto推進計画を公表しました。このmanifestoの検証結果の公表は、歴代町長初の取り組みであり、言いつ放しにはしないという私の信念のあらわれでもあります。

就任2年目では、manifesto推進計画に基づき、どこでも町長室の開催、審議会等の会議録等の公開、町民提案制度、審議会等委員の町民公募制、低所得者層に配慮した保育料の見直し、中学3年生まで及び65歳以上を対象としたインフルエンザ予防接種費補助、車を持たない75歳以上の高齢者及び障害者に対するタクシー券の発行、ワンコイン500円で受けられる特定健診、住宅リフォーム制度助成、地域創生事業に基づく空き家活用など、数多くのmanifesto事業を実施しました。

しかし、いよいよこれから仕上げのときだという3年目の平成28年4月14日と16日に、震動7の激震が益城町を襲いました。

私自身、発災後すぐに役場に向かいましたが、波打つ道路、余震のたびに起こる子どもたちの悲鳴、その姿は余りにも悲惨で、震災当初は何で益城町なんだという持っていきようのない怒りと絶望感に襲われていました。

そのような中、自分自身が被災されているにもかかわらず「自分たちも頑張るから、町長も頑張れ」「自分に何かできることはありませんか」など、多くの励ましの言葉をかけていただき、心も奮い立たせたところです。また、警察、消防、自衛隊の皆様が、発災直後から役場に参集していただき、倒壊した家屋3,000戸をローラー作戦で捜査活動を実施され、多くの町民の皆様にも安心を与えていただきました。

また、議員の皆様、区長、消防団、そして、多くの町民の皆様が力を合わせ、支え合いながら、避難所運営、支援物資の配布などに携わっていただきました。特に、消防団におきましては、がれきの中から48名の方を助けていただくとともに、プロパンガスの元栓を閉めていただき、火災の発生を防いでいただきました。今回、改めて自分の命は自分で守る、自助、そして地域づくり、自主防災組織の整備など、共助の大切さを感じたところでございます。

さて、震災後の取り組みで、ハード事業につきましては、次の質問でお答えさせていただきますので、ここではソフト事業の取り組みを中心にお話をさせていただきます。

震災直後は大混乱でしたが、全国からの温かい御支援により、この難局を乗り切ることができました。町では、地震発生以来、被災者の生活再建を第一に、上下水道や道路等のライフラインの復旧、罹災証明の発行、倒壊家屋の公費解体、応急仮設住宅の整備、地域支え合いセンターによる見守りなど、職員一丸となって取り組んでまいりました。

その間、天皇皇后両陛下の本庁への慰問をはじめ、安倍首相や各大臣等、数多くの方が益城町を訪問されましたが、そこで直接震災の現状を訴え、要望を行いましたことが、今では私と国や県とのつながりや信頼を築き上げた一助となっています。

また、震災後は決断の毎日でした。はびねずに寝泊りをしながら、議員のお話でもあったように、総合体育館のメインアリーナに被災者を入れなかったこと、梅雨が来る前に陸上競技場内のテント村を撤去したこと、がれき置き場の早期設置、避難所の閉鎖など、数多くの決断に迫られ、私自身は的確に判断できたと確信をしております。

一方、復旧事業に取り組む中、将来を見据えたまちづくりのため、平成28年の12月に益城町復興計画を策定しました。策定に当たりましては、21回の説明会を開催しますとともに、仮設住宅においても説明会を開催し、計画には町民の皆様の意見や思いを取り入れました。また、そのほかにも、木山土地区画整理事業や仮設住宅等の期間延長など、町民の皆様にも直接関連する取り組みにつきましては、その都度数多くの説明会や座談会等を開催し、町民の皆様の御意見をお聞きしながら事業に取り組んでいます。

また、今回の震災の検証につきましても既に終了し、先日町のホームページで公表しております。できたこと、できなかったことを包み隠さず公表しており、今後、町の地域防災計画を

作成する上で貴重な資料となるものであり、他自治体においても参考にさせていただければと思っております。

さらには、震災後中止をしていました「ジョギングフェア」「はびまる」「きままにスポーツ健康フェスタ」「みんなの秋祭り」の各種イベントを本年から再開しました。規模の大小はありますが、町のにぎわいづくりや被災された方の心の安らぎにつながったものと思っています。

そのほかにも、今回の震災で多くの家屋で全壊等の被害があっている中、震災後の建築確認申請が1,200件を越しております。少しずつではありますが、着実に被災者の皆様の自立再建が進んでいるものと思っています。

一方で、新しい芽吹きもあっています。まず、大学が持つ専門的な知識や知見によって、町の復旧復興を御支援していただくため、熊本大学、熊本県立大学及び熊本学園大学と、包括的連携協定を締結しました。現在では、各種審議会等の委員として参画いただいております、各種事業を展開する上でも専門的な立場からのアドバイスをいただいております。

また、若者たちが震災を受けた町を自分たちで何とかしたいとの一念で、未来トークを立ち上げました。現在は、木山仮設商店街に活動の拠点を設け、復興大使、町の特産物を材料としたジェラートづくり、町の企業とコラボした動画制作など、若者ならではの視点でまちづくりに取り組んでいます。

さらには、震災を受けて自分たちの住んでいる地域のことを一から考えてもらおうと、地域ごとにまちづくり協議会の設立をお願いしました。その結果、現在では20のまちづくり協議会が設立され、協議会から多くのまちづくり提案が上がってきています。これは、私がスローガンに上げていました「町民が飛躍のまちづくり」の根幹であり、今後は提出されました提案を、地域住民と行政が協力しながら、いかに事業化を図ることができるかが私の大きな使命だと思っております。あわせて設立されたまちづくり協議会が一過性のものに終わらぬよう、私もしっかりとサポートして、継続的な協議会となるよう発展させていきたいと思っております。

また、国や県に対し私みずから何度となく出向き、益城町の震災の現状や課題を説明し、要望を行っています。要望に当たりましては、説明会の際、被災者の皆様から直接伺いました家屋の解体支援、宅地の復旧支援、農地等の復旧支援、自治公民館の支援など生の声を伝え、被災した自治体の長として国や県を動かすことができました。

今後もさまざまな場面で国や県の支援が必要となります。その要望に当たりましては、被災し、その混乱の中指揮し、その状況を十分把握している首長みずからの発言こそが益城町の復旧及び将来に向けたまちづくりには必要不可欠であると実感しております。まだまだ話足りないところはありますが、以上、私の1期を振り返っての総括とさせていただきます。

次に、一つ目の御質問の2点目、熊本地震の復旧復興の過程についてお答えをいたします。

まず、本町の復旧復興の基本となります町復興計画策定段階からお答えします。

この町復興計画の策定に当たりましては、町民との対話を基本とし進めてまいりました。初めに全世帯のアンケート調査、小中学生対象のアンケート調査を実施しました。その後、地区別住民意見交換会を21回実施し、あわせて応急仮設団地においても意見交換会を実施しました。その

際、参加者からの「今後のまちづくりに若者の意見を取り入れるべき」との御意見から、町内外の高校生から30歳までの若者を対象としました未来トークを実施しました。

未来トークに関しては、皆様御承知のとおり、若者が益城町復興のためにできることとして検討された企画、町内の農産物を使ったジェラートづくりやコミュニティスペース未来箱の設置などが関係者の協力のもと、実現しております。

そして、復旧復興にかかわる具体的な施策の実施に当たりましては、県との連携を図りながら、そして、町民の皆様や関係団体などの御意見をお聞きし、進めているところでございます。

まず、仮設住宅建設につきましては、地震発生直後から用地確保に向けて企業からの無償貸し付けを含む農地等を借り上げるなど、地権者等100人以上の方々からの御協力をいただき、敷地面積約30ヘクタールに1,562戸を建設し、入居希望者全員の仮設住宅を確保しました。

次に、道路、橋梁、河川、公園、上下水道をはじめとする公共土木施設の復旧につきましては、昨年末、国の査定が完了し、事業費はほぼ確定しております。現在、他の災害復旧工事と調整を図りながら、工事の発注を行っております。

次に、農地、農業用施設、林業施設災害につきましても、昨年末、国の査定が完了しております。農家の皆さんの営農活動が早く再開できるよう、工事の発注を行っております。

また、住宅地の地震被害も深刻な課題となっております。町民の皆さんの住宅再建には、まず宅地の復旧が優先されますことから、現在、基金による宅地復旧支援を優先して行っております。今後は、大規模な宅地災害復旧事業の設計、施工を早急に行ってまいります。

最後に、役場庁舎、学校施設、文教施設をはじめとする建物被害に関しましては、今後、事業費を確定し、順次工事の発注を行ってまいります。

次に、復興について御説明申し上げます。

まず、木山地区復興土地区画整理事業は、本年4月に事前説明会、5月に意向調査アンケート、6月に調査結果の説明会、7月から今日まで区画整理事業の理解を深めていただくための座談会の開催、11月に都市計画決定に諮る説明会を開催し、現在、区域決定の縦覧、意見書の受け付けを行っている状況です。

次に、新住宅エリアでは、今年の9月に益城町市街化調整区域における地区計画策定基本方針計画基準の改定を行い、新住宅エリア構想基本方針を作成しました。復興ゾーンは現在、農地として利用されており、地区計画での開発となりますが、住宅や生活利便施設や医療施設等の建設が可能となり、民間活力を利用しながら、町として協力できる部分はしっかりと対応していきたいと考えています。

街路事業につきましては、復興計画の土地利用構想を踏まえ、先ほど述べました新住宅エリアの整備とあわせて、幹線道路ネットワークの整備を進めてまいります。また、都市補助幹線道路は、歩行者の安全安心な歩行空間もあわせて計画しますので、道路幅員も12メートルから14メートルと大きくなりますが、しっかりと協議や補償を行いますとともに、整備する区間を精査して、段階的に整備してまいりたいと考えております。

災害公営住宅につきましては、7月に行いました今後の住まいの意向等に関する第2回アンケ

ート調査結果と、10月に開催しました災害公営住宅検討委員会の意見をもとに、必要戸数の総数を680戸とする方針をお示したところです。現在の進捗状況は、砥川、福原、田原に各10戸、計30戸分の用地を購入しましたので、11月27日から民間団体等への提案の公募を開始しています。

広安校区につきましては、馬水と安永に用地を購入し、広安西校区については、益城台地西土地区画整理組合と協議を進めており、来年1月末ごろに契約を行う予定としております。今後、市街地部につきましては、UR都市機構へ業務委託をしており、完成予定は平成32年3月を予定としております。

木山校区につきましては、建設候補地の検討を進めておりますが、契約までには至っておりません。今後、用地確保が町で難しい場合は、敷地を含めた民間提案型買い取り方式や、民間賃貸物件を公営住宅として借り入れる借り上げ方式を取り入れ、平成31年度末までに供給したいと考えております。

これらの復興計画、実施計画に掲げる社会インフラの整備等につきましては、四半期ごとに進捗状況と今後の見通しを公表しているところでございます。

次に、3つ目の御質問、次期町長選挙についてにお答えをします。

私は、さきの町長選に出馬するに当たり、お示ししましたマニフェストに掲げた町民の皆様への約束を着実に果たしていくことが、町の発展につながるという思いで、町政に取り組んでまいりました。

しかし、熊本地震の発生で、私がこれからなすべきことは、震災からの復旧復興に全てをかけて取り組まなければならないということであり、この1年半、全精力を傾けて取り組んでまいりました。

しかしながら、まだ町民の皆様が痛みの中にあることは十分承知をしております。一刻も早く、以前の当たり前前の生活を取り戻していただくよう、行政がやらなければならない復旧復興に係る事業を急がなければなりません。当たり前前の生活を取り戻すということは大変であります。その中で、あの震災直後の傷ついた益城町から、町民の皆様が一步步踏み出しておられる姿が、私に果たすべき役割を決意させてくれました。

限られた益城町の行政の力、財政面、人的な面、知識、何をとっても町単独で進んでいくことは困難であるということは、皆様御承知いただけるものと思います。こういったことを踏まえて、議会の皆様方とも一緒になって、国や県、そして他の自治体へ何度も支援の要請を行い、それに応えていただき、復旧復興の事業が進んでいるところです。

特に、国への要望に当たりましては、私単独で、また近隣町村長と合同で、幾度となく要望を重ねる中で、各省庁の局長クラスの皆様方へ率直に要望内容を訴え、意見交換を交えながら、困難な状況にある益城町の復旧復興への取り組みの支援を強く訴えてまいりました。その結果、幾つかの補助制度、地方財政制度の拡充を図っていただくこととなりました。

私は、地震からの復旧復興を、将来の益城町の発展につなげるためには何をなすべきかを常に考えております。町民の皆様、誰もが思われ、願っておられることは何かということを考えるとき、幸せな生活をしたいというような、決して経済的な豊かさだけではない、豊かな人間性を育



む益城町を期待されているのだと思うものです。

震災直後の困難を乗り越えたのも、町民の皆様の豊かな心から生まれたきずなであります。町民同士の結びつき、支え合う心で、非常な時を乗り越えることができたのだと思っております。

益城町には、美しい自然、豊かな水の恵みに育まれた農産物があります。そして、これらが豊かな心も育ててくれました。私は、町民の皆さんにこれからも夢や誇りといった心の豊かさを追い求め続けてもらいたいと思っております。

今、日本にはたくさんの外国人の観光客が押し寄せてきています。そして歴史、文化や自然、食やまちの清潔感、さらには人の親切さを称賛し、幾度となく訪れるようになっていきます。称賛いただくこれらの財産は、全て心で育ててきたものばかりです。この全世界から称賛される日本の心を、町民の皆様と共有し、復旧復興につなげ、さらなる益城町の発展に取り組む決意であります。

益城町の歴史の中で、先人は幾度となく苦難を乗り越え、守ってこられ、豊かな財産を残してくれました。その財産はかけがえのないものであり、傷ついたとはいえ、間違いなく残っています。次世代の子どもたちにつないでいくことが、今生きている私たちの責務であります。

輝きあふれ、豊かな心を育てている益城町に住みたい、住み続けたいと思われる、全国から羨望されるまちに向かって進んでいかなければなりません。それが支援いただいた全国の皆様の思いにも応えることとなります。

震災から2週間程経過したとき、復旧に当たる1年ももちろん大変だが、1年が過ぎてからがさらに大変な業務が発生してくるんだとおぼろげながら感じました。震災直後から復旧復興に携わってまいりましたが、まさに、現在は復旧復興は道半ばであり、発災以来、私自身が現場で対応し、経験したことを今後につなげていくことが町の将来にとって非常に重要であると考えております。

傷ついた益城町の復興をなし遂げるためには、町民の皆様、一人一人の力を結集して取り組まなければなりません。私はその先頭に立って復旧復興に立ち向かい、安心安全で豊かなまちづくりをなし遂げることが、私の使命であると思っております。

これまで築き、培ってきた私の力を全力でささげることをお約束して、2期目への挑戦の決意といたします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 町長より1回目の御答弁、まことにありがとうございました。次期町長選挙への出馬の御決意をしっかりと伺うことができまして、大変心強く思っております。

益城町の将来に向けての復旧復興は、ソフト事業の取り組み、ハード事業の取り組み、その両面をきちんと継続させていかなければならないため、御答弁をいただきました。全くそのとおりでと思います。今の取り組みが一日も早く実を結ぶことは、継続の中から生まれてくるものでもございます。取り組み事業が途切れないようにするとなれば、今、益城町に必要なことは、何はさておき、町から国や県、その要望活動をする際に、きちんと礼節を持って接し、首長としてお

ごらず、信頼ときずなを深められた西村町長の姿勢そのものが、これからの益城町を導いていくことになると思います。

過去に信頼というものやきずなというものは一夜にしてまたもとに戻すことができるという、そのような簡単なものではないことは、西村町長が身を持ってこの益城町を守り続けてこられた、その姿勢にあるかと思います。

最後に、西村町長の、もう一度首長としてあるべき姿、おごらずというその姿、その点について、御覚悟とその御決意をいま一度お願い申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 坂田議員、2回目の御質問というか、決意ということで、お答えをさせていただきます。

震災を経験して、本当に職員も成長しました。本当に皆さん方にも世話になっております。やはり姿勢としては、最後は私が責任を持つということで、町政運営を図っていきたいということで思っております。やはり私は最初から携わってきておりますので、その気持ちを2期目にまたつないでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 決意をありがとうございました。

職員の皆様と信頼関係を31年間の中でも築かれ、そして、首長としてもきっちりとその役割を果たしてこられました西村町長だからこそ、苦楽をともにした皆様とともに、この益城町のさらなる復興の力となる、礎となるという覚悟をお伺いすることができました。だからこそ、この首長にふさわしい人物として、どうぞこの先も体力と、そして気力負けることなく頑張ってくださいますことを切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

---

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

本日も、朝早くから傍聴に来ておられます町民の方々に感謝を申し上げます。

さて、11月13日から15日にかけて、町議会として東北に行政視察に行っていました。ここでは災害公営住宅を中心に視察をし、また福島県の浪江町の現状も見えてまいりました。今回は、その行政視察で学んできた部分も含めて質問したいと思います。

今回は、5点にわたって一般質問をさせていただきます。1点目、災害公営住宅について、2点目、県の復興基金について、3点目、投票所の設置について、4点目、就学援助における入学前支給について、5点目、スズメバチの巢の駆除について質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

改めて、質問席から質問させていただきます。

初めに、町議会として11月13日から15日まで、2泊3日で東北地方の視察研修に行って話を聞いてまいりました。

初日は福島県の浪江町に、平成23年3月11日の東北大震災で地震、津波、放射能汚染と三重の被災に遭われた浪江町であります。

やっと今年の3月に帰還困難区域の解除を受け、現在、町に帰還されている住民の方々は380名前後であり、震災時の人口の2万1,434名の1.7%にしか過ぎない状況でありました。町内を走る車は、県外ナンバーの警察車両と汚染された土を運ぶトラックがそのほとんどで、多くが住民不在のゴーストタウンみたいでありました。その中で町役場の職員の方は、この町が存続すべきなのか自問自答する形ではありましたが、町の再建に向けて全力で取り組んでこられました。

この姿を見て、益城町も震度7の地震を2回も受ける被害に遭いましたが、町の復旧復興に向けて全力で取り組んでいかなければと、改めて決意したところであります。

また、2日目には災害公営住宅がほぼ完成した宮城県東松島市と多賀城市を視察することができました。

まず、東松島市では、震度6強の大きな揺れと10メートルを超える高さの津波に襲われ、市内全体の36%が津波により浸水したとのことで、死者は1,100名を超え、家屋被害も全壊、大規模半壊、半壊で1万1,077戸と、全体の74%もの家屋が被災されており、また公共公益施設の被害額は約669億に上っていたとされています。今回、災害公営住宅についてさまざまな意見を交換し、また現地での見学等もさせていただき、今後の益城町の復旧復興に生かしていきたいと思われました。

東松島市においては漁業が盛んであり、住民の方々の総意として、戸建ての災害公営住宅が数多く建設されていました。もともと漁師さんたちが多く、集合住宅より戸建ての住宅を多くの方が希望されていたとのことであります。

また、多賀城市は、東松島市とは全く状況が異なっており、戸建ての災害公営住宅よりも、集合住宅がそのほとんどであり、仙台市に隣接していることもあり、URによる住みやすい住宅がつくられておりました。

今回、1点目として、災害公営住宅が検討委員会からの提言で680戸必要とのことでありましたが、町の方針はどうなっているのでしょうか。

2点目、現在、災害公営住宅の土地はどれくらい確保されているのかを、お伺いいたします。

3点目、土地取得に当たって、その透明性はどのように確保されているのでしょうか。

まず、この3点を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問、災害公営住宅についての1点目「9月29日、災害公営住宅が680戸必要との検討委員会からの提言があったが、町の方針はどうなっているのか」についてお答えをします。

災害公営住宅の供給戸数につきましては、7月に行いました今後の住まいの意向等に関する第2回アンケート調査結果と、10月に開催しました災害公営住宅検討委員会の意見をもとに、供給する必要戸数の総数を680戸とする供給方針をお示したところです。

その周知としまして、益城町のホームページ及び益城町復興ニュースナンバー36、38号で提示、郵送、回覧で行っております。

一つ目の御質問の2点目「現在、災害公営住宅の土地はどれ位確保されているのか」についてお答えをいたします。

土地の確保について、飯野、福田、津森校区につきましては各10戸分、広安校区につきましては、馬水と安永に約150戸分の用地が確保されています。広安西校区につきましては、益城台地西土地地区画整理組合と協議を進めており、来年1月末ごろに契約を行う予定としており、約120戸分が確保を予定されています。木山校区につきましては、地権者と協議を進めておりますが、契約までには至っておりません。今後、敷地を含めた民間提案型買取方式や、民間賃貸物件を公営住宅として借り入れる「借り上げ方式」を取り入れながら、供給したいと考えております。

3点目「土地取得に当たっての透明性は確保されているのか」についてお答えをします。

町としての選定基準は、各校区において供給し、被災がひどかったところを考慮しながら、次の要件としました。

1、集落内または集落に隣接していること。2、他集落への通行が容易であること。3、10戸程度を1団地として形成できること。4、避難路が確保でき、緊急車両が容易に進入できる道路に面していること。5、上下水道が容易に接続できること。6、公共機関が容易に利用できること。7、造成等がしやすいこと。以上のことを踏まえ、公営住宅としての公益性を考慮しました。

また、取得単価につきましては、それぞれの事業箇所につきまして、必要となる不動産鑑定を実施し、各筆ごとの価格を算定しております。算定の方法としましては、国家資格を有する鑑定士が、近隣の取引事例や国土交通省の公示地価などから基準となる価格を算出し、そこから、各筆の個別的な要因を批准する方式で行っております。

しかしながら、住民に対しての用地選定基準が公表されていないとして、益城町災害公営住宅検討委員会より土地選定に関する基準が示されましたので、今後、用地不足分を選定するに当たりましては、基準に基づき評価し選定することとしています。

このように、災害公営住宅希望者に対しての供給に対処しつつも、住民の方々の心境は「地元に残って再建したいと思っているが、自力では無理だとあきらめている」とのことで、希望されている方も少なくないと思われることから、自立再建に向けての支援策としまして、県の復興基金によるメニューとして打ち出されました「住まいの再建」四つの支援策の説明会を、11月6日から12月6日まで町内一円で32回行いました。

高齢者、子育て世帯は、特に地域コミュニティーが大切でありますので、できるだけ地元に残

っていただきたいと思っています。議員の皆様方にも、地元地域においてお尋ねがありましたならば、周知方よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今回の答弁で、現在確保されている土地は、来年の1月の契約を入れて約300戸。残り380戸がまだ土地も確保されていないこととなります。まだまだ道のりは遠い気がいたしますが、仮設住宅にお住まいの住民の方々が将来に夢を持てるように、執行部の皆さんのさらなる努力を切望いたします。

現在、県発注の災害公営住宅が47戸で入札不調に終わっており、今後の動向が気になる場所ではありますが、飯野、福田、津森校区の各10戸の建設は、県発注になるのでしょうか。

また、敷地を含めた民間提案型買取方式や、民間賃貸物件を公営住宅として借り上げる「借り上げ方式」を取り入れながら供給したいと答弁されましたが、具体的に何戸ぐらいを対象として考えられているのでしょうか。お伺いいたします。

それから、土地取得に当たって、透明性が確保されているのかとの質問をいたしました。私の支援者から先日、相談を受けました。その内容は、ある地域で町が災害公営住宅用地に田んぼを購入しようとしているが、1反100万円にも満たない田んぼを600万円を買わせてもらえないかとの話で、とんでもない話だということでしたので、今回、質問をさせていただきました。

今回の答弁で、町が不動産鑑定士など、また国土交通省の公示価格などから基準となる価格を算出して批准する方式であることが明確となりましたので、安心をいたしました。

また、益城町災害公営住宅検討委員会より、土地選定に関する基準が示されたとのことですが、どのようなものなのでしょうか。

町と住民が対立してもメリットはないですし、用地選定の「見える化」する必要があるためでありますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問「飯野、福田、津森校区の各10戸の建設は県発注になるか」について、お答えいたします。

発注につきましては、予算的にも先月の臨時議会で提案しました分ですので、町発注となります。

この民間団体が建設します買取型災害公営住宅整備事業の募集手続は、県からの技術協力を受けながら、臨時議会後の先月27日から、建設事業者を対象に公募をかけ、業者の業務内容を次のとおりとしております。

1、地質等の調査。2、住宅の基本、実施設計及び工事監理。3、住宅の建設施工。4、宅地建物取引。5、その他補助金申請等のための資料及び会計検査用資料の作成等。以上の内容を12月4日に事業説明会を行い、18社からの出席がありました。

今後の予定としましては、参加表明書の提出期限を今月15日に、提案書の提出期限を今月20日から1月19日までとし、選定事業者の決定を来年2月初旬に行う予定としております。

次に、「民間提案型買取方式や民間賃貸借り上げ方式は何戸必要としているか」についてお答

えをします。

先ほど述べましたように、2回目の住民アンケート結果と災害公営住宅検討委員会の意見をもとに、供給する必要戸数の総数を680戸とする供給方針を出しましたが、来月15日から2月末までの期間で災害公営住宅の仮申し込みの受付を行い、この申込み時点において、県基金事業の四つの支援策の利子補給等の説明や、収入超過と予想される世帯に対しての家賃説明を行いながら、自立再建を促していき、必要戸数を見直したいと考えております。

次に、「益城町災害公営住宅検討委員会より土地選定に関する基準が示されたが、どのようなものでしょうか」について、お答えをいたします。

益城町災害公営住宅検討委員会より示された土地選定に関する基準は、立地条件、敷地形状、インフラ状況、安全安心の確保、周辺住民とのコミュニティー、生活支援の受けやすさ、用地取得と整備のしやすさ、管理のしやすさ、町の復興計画との整合性の9項目で、評価表及び開発、建築等の基準に照らして採点し、決定するものです。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、県の復興基金100億円の配分が10月15日に発表されました。益城町では、17億3,900万円が割り当てられました。使い道は、国の補助制度や、県が既に基金で制度化した補助メニューと重ならない事業になります。

きめ細やかな被災者支援など町の自由度が高く、各自治体の活用力が問われることになりすが、町としてどのようにこの基金を使おうとしているのか、現時点での内訳をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問「県の復興基金について、町としてどのように復興基金を使うのか、現時点での内訳を伺いたい」について、お答えをします。

県の復興基金における市町村配分枠100億円のうち、17億3,900万円が本町への創意工夫分としての交付されることになりました。

また、この創意工夫分の用途につきましては、県から基本的な考え方として、次の3点が示されております。一つ目は、国庫補助等の既存制度があるものには充当しないこと。二つ目は、県内統一ルール分の53事業への補助かさ上げには充当しないこと。三つ目は、補助率は原則2分の1で、負担が大きいまたは公共性が高いものは3分の2を基本とすること。以上を考慮しながら、本町独自の基金事業を検討することになります。

本町におけるこの交付金の活用につきましては、今回、議案として提案させていただいています。益城町平成28年熊本地震復興基金を設置することにより、町復興計画の計画期間を通して、有効に活用していきたいと考えております。

今回上程しております一般会計補正予算におきまして、17億3,900万円全額を積立金として計上させていただいているところでございます。具体的な内容につきましては、町民の方々などから要望等が寄せられている事業を精査し、県内統一ルールの六つの区分、「被災者の生活支援」「被災宅地の復旧支援」「住まいの再建」「防災安全対策」「公共施設、地域コミュニティー施

設等の復旧支援」「新たな観光拠点づくり、産業特産振興」に整理し、優先順位をつけて実施したいと思います。

また、この優先順位の基本的な考え方としましては、まず、町復興計画の復旧期である平成30年度までは、1、被災者の生活支援、2、被災地地の復旧支援、3、住まいの再建に区分される事業を重点的に、次に、再生期である平成31年度から平成34年度までは、4、防災・安全対策、5、公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援に区分される事業を重点的に、最後に、発展期であります平成35年度から終期までは、6、新たな観光拠点づくり、産業特産振興に区分される事業を重点的に基金を充当しながら、事業を推進したいと考えています。なお、基金事業の終期につきましては、基金条例に定める平成38年12月31日を予定しております。

これらの考え方に基づいて優先順位をつけ、事業に取り組みたいと思いますが、今後の復旧、復興の進捗状況によりまして、必要とされる事業も変化していくと予想され、それぞれの事業について、柔軟に対応していかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。17億3,900万円の使い道の全体像はつかむことができたと思います。

まずは、益城町平成28年熊本地震復興基金を設置すること。町復興基金条例に定める期間である平成38年12月31日を終期とすること、県内統一ルールの中の六つの区分に優先順位をつけて実施したいということ。

そこで、まずお伺いしたのが、町復興基金条例とはどういうものなのか。また、災害公営住宅の土地の確保について、この17億3,900万円の中から支出することが、まず考えられると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問にお答えをします。

復興基金条例につきましては、議案第97号で提案しておりますが、第1条に規定しています設置目的以外につきましては、既存の各基金条例と同じような規定になっております。

本基金の特色としましては、基金の運用益を財源とします運用型基金ではなく、今回、県から交付された17億3,900万円を積み立て、東日本大震災と同様に取り崩し型基金として活用する点でございます。

また、基金事業の終期につきましては、基金条例の附則に定めておりますよう、平成38年12月31日を予定しております。

次に、災害公営住宅の用地への活用につきましては、県から、「被災者のきめ細やかなニーズに対するとの本旨に沿って活用すること」また「市町村の財政負担の軽減には充当しないこと」の考え方が示されております。災害公営住宅につきましては、家賃収入で収支を賄うとの原則もあり、活用するに当たりましては、県との協議が必要になってくるものと考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

この復興基金は、町独自の使い方が他の自治体からも注目されていることになると思いますが、ぜひ町民の方々の意見も参考にされながら、各課で知恵を出して、その使い道を明らかにしていただきたいことを切望いたします。

次に、投票所の設置についてであります。

10月の衆議院選挙で、益城町は12カ所の投票所で選挙をしたわけですが、震災前は28カ所で投票を行っておりました。

そこで、過去の選挙（平成28年以降）の投票率、期日前投票者数、不在者投票者数の変遷をお伺いいたします。

また、今後の対策として、投票場所の増加等、町の方針をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。

7番吉村議員御質問の投票所の設置につきましては、益城町選挙管理委員会の所管でございますので、選挙管理委員会の委員長にかわりまして、書記長である私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

では、吉村議員の三つ目の御質問の1点目、「平成28年度以降に行われました選挙の投票率等の変遷」について、お答えをさせていただきます。

平成28年以降に執行されました選挙のうち、28カ所の投票所を開設し、平成28年3月27日に執行した熊本県知事選挙では、投票率は54.22%、期日前投票者数は3,456人、不在者投票者数は46人というふうになっております。

次に、熊本地震後、12カ所に投票所を集約して、平成28年7月10日に執行しました参議院議員通常選挙では、選挙区の投票率は47.75%、期日前投票者数は4,150人、不在者投票者数は146人というふうになっております。

また、同じく12カ所の投票所を開設して、本年10月22日に執行しました衆議院議員総選挙では、選挙区の投票率は54.09%、期日前投票者数は5,072人、不在者投票者数は97人となっております。

次に、御質問の2点目、「今後の対策として、投票所の増加等の町の方針」について、お答えをさせていただきます。

議員御存じのとおり、熊本地震前までの選挙におきましては、町の公民館あるいは自治公民館等を利用して、28カ所の投票所を開設していました。しかし、昨年、熊本地震によりまして自治公民館が大きな被害を受けたと。利用できない公民館がございましたものですから、地震後は12カ所に投票所を集約して選挙を執行しております。

益城町選挙委員会としましても、有権者の皆さん方の投票環境の改善は、当然必要であるというふうに考えております。今後の選挙におきましては、選挙人名簿の登録者数、あるいは地理的環境、あるいは自治公民館の復旧状況を考慮しながら、投票所の増設等を検討してまいりたいと考えております。



以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 私がなぜこのような質問をしたのかと言えば、本年10月22日に執行された衆議院選挙の小選挙区の投票状況が熊日新聞に掲載され、県下49市町村の中で益城町は何位だったと思われますか。下から3番目であり、54.09%は、今回改変された熊本3区の中でも最下位であり、また、県全体の投票率57.02%よりも低かったということでございます。

今回、過去の投票率を尋ねましたが、前回の参議院選挙は地震があつてまだ3カ月ということもあり、47.75%は仕方のないことだと思います。今回の衆議院選挙も日程が急だったこともあり、低い数字になったと思いますが、投票所が知事選の時の28カ所から12カ所に減ったことも、投票率の低下につながったものと思われますが、投票締め切り時間が1時間早まったことも要因の一つだと思います。県選管に問い合わせたところ、投票時間の短縮は町の選挙管理委員会で決めてよいことになっているとのことでしたので、まず、町の選挙管理委員会として、なぜ1時間締め切り時間を早めたのかお伺いいたします。

次に、期日前投票が回を増すごとに増えているのは、どうしてこうなったと思われますか、お伺いいたします。

今回の選挙で、特に仮設団地にお住まいの方々より、もとの住所の投票所に行かなければならぬので、大変不便だとの声をお聞きいたしました。他の自治体では、人口減少によって投票所を少なくしたため、タクシーやマイクロバスを利用して遠方の投票所まで乗せていったという事例もありました。

国民の権利である選挙権の行使を確保するのが行政の責任であると思いますが、どのように判断されるのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。

引き続き私のほうから、7番吉村議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、投票時間の短縮につきましては、公職選挙法第40条におきまして市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のために必要があると認められる特別の事情のある場合または選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を閉じる時間を4時間以内の範囲内において繰り上げることができるという形になっております。

益城町選挙管理委員会では、昨年の熊本地震後に執行された参議院議員通常選挙におきましては、道路状況が非常に悪い、また外灯も壊れて非常に暗かったというようなこと、または選挙人の安全確保の観点から、投票時間を短縮することに決定しまして、投票日当日の投票時間を18時までということにいたしました。

また、今年10月に執行されました衆議院議員の総選挙におきましては、道路状況等はある程度は改善されましたが、まだ危険な箇所が多いこと、また過去の選挙において19時以降に投票される方が少なかった、そういうような状況、または近隣の自治体の投票時間の状況等を踏まえ、地震前と同じ投票時間を1時間繰り上げ、19時という形にしております。

しかし、今後の投票時間につきましては、益城町選挙管理委員会では、改めて検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、期日前投票の投票者数が増加した理由についてでございますが、期日前投票者数の増加の流れは、これは本町に限ったことではなく、全国的なものと言えらると思っております。理由の一つとして考えられますのは、期日前投票制度が投票人の皆様に浸透してきたことだということが考えられます。選挙人の投票所に行く日時がある程度自由に選択できることが非常に大きいことだと思っております。

さらには、平成28年の参議院議員通常選挙から、入場券の裏面のほうに、期日前投票所の投票用紙請求書兼宣誓書を印刷しております。この請求書兼宣誓書を事前に御記入いただくということで、スムーズに投票ができたことも一つの理由であるというふうに考えております。この方法につきましては、今後の選挙についても続けてまいりたいというふうに考えております。

次に、国民の権利である選挙権の行使を確保するための方策についてでございますが、議員のほうが言われましたとおり、投票所への移動支援、あるいは期日前投票所を増やす等、さまざまなことが考えられると思っております。しかし、さまざまな選挙に対する経費、あるいは投票事務の従事者の確保、さらには、二重投票を防止するための情報セキュリティーの問題等、さまざまな課題がございます。

今後は、吉村議員からいただいた貴重な御意見、御提案を参考に、益城町選挙委員会におきましても、仮設団地にお住まいの方だけではなくて、それ以外の方も被災でさまざま御不便をされている方もおられます。その方々が全てということにはいかないかもしれませんが、選挙人全体の方の利便性向上を踏まえながら、できること、できないこと、早急にできることを踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 本日の熊日新聞にも、社説で「投票機会確保へ知恵を」との記事が載っております。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

次に、9月議会で質問しました就学援助における入学前支給について、その後の町の対応についてお伺いいたします。

前回、教育長は平成27年度に比べると就学援助費を支給した児童生徒の数は、小学生が525名の増、中学生が230名の増、合計755名の増となると回答をされました。そして、小学校入学前に支給するためには、就学援助を実施するための規則を改めて検討し、「益城町就学援助支給規則」の一部を改正する必要があると答えられました。

就学援助の入学前支給を実施しているのは、熊本市と菊陽町だけでありましたが、このたび山鹿市もその実施をすることになったようであります。

改めて益城町の対応についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の四つ目の御質問、「9月議会で質問した就学援助にお

ける入学前の支給について、その後の町の対応について」の御質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、9月議会での議員の質問に対しまして、小学校の入学前に支給するためには、益城町の就学援助の支給規則の一部を改正する必要がありますと答えさせていただきました。

このことにつきましては、現在、平成30年度入学予定者に対しまして、就学援助費を入学前に支給できるよう、規則の一部改正に向けて取り組んでいるところでございます。

また、就学援助費の入学前支給にかかわる費用につきましても、今回の補正予算に計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 小学生が4万600円、中学生が4万7,400円と、保護者にとっても非常に助かる補助金になると思いますので、よろしく願いいたします。

今の答弁からすると、今回の補正予算が通れば、小学校入学前支給が来年の平成30年度入学予定者から、入学前支給が可能となるということでもありますね。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃるとおり、規則の一部の改正がなされ補正予算が通れば、小学校入学前に支給することが可能になります。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、益城町のスズメバチの巣の駆除について伺います。

今年は台風の被害も少なくよかったですね、例年になくスズメバチの巣の駆除が多かったということを知りました。現在、町はスズメバチの巣の駆除について、どのように対応しているのかを伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の五つ目の御質問、「スズメバチの巣の駆除について、町の対応について」お答えをします。

議員御指摘のとおり、今年は町にもスズメバチに関する問い合わせが多く寄せられ、例年以上に巣の発生が多かったと感じております。

御質問のスズメバチの巣駆除に関しましては、基本的にはその土地、建物の所有者もしくは管理人の責任において処理することが大原則だと考えております。町の対応としましては、商工会を介して専門の駆除業者を紹介したり、空き地や空き家におきましては、所有者に対し、文書に現地の写真を添えて、敷地管理のお願いをしているところです。

上益城管内の他町の対応としましては、要望があれば防護服及び殺虫スプレーの貸し出しを行っている町が2町あり、本町も今後、検討していきたいと考えております。

スズメバチは、時には人命にかかわるような重大な事故につながる場合もありますので、町民の皆さんには、巣を発見した場合は安易に近づかれないよう啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁ありがとうございました。

今回、私がこの質問をさせていただいたのは、町民の方から住民相談を受けたからであります。

今年の10月にスズメバチの巣の駆除について相談があり、町からは、巣の駆除については、業者を紹介されるだけで、その費用は個人負担になるとのことでありました。高齢の方や、年金だけで生活しておられるひとり暮らしの方にとって、その費用は1万円から2万円ぐらいということで、町の住民サービスの一環として補助ができないものかということでありました。

そこで、熊本県内で、スズメバチの巣の駆除を補助している自治体はあるのかを調べたところ、大津町が実施していることが分かりました。早速、大津町役場の環境保全課に行き、どういう経緯で補助が行われるようになったのかをお伺いしました。大津町では、平成26年の9月議会で議員から一般質問があり、住民サービスの一環としてスズメバチの巣の駆除を全額、町の予算でできないかとのことでありました。当時、マスコミにもスズメバチの被害が取り上げられ、住民の関心も高かったということでありました。そこで実態を調査して、平均して1回の駆除に約2万円が必要であり、年間40万円の予算を組むことで実施が可能であると判断され、現町長の英断で、住民サービスの一環として平成27年の4月から実施されたそうであります。平成27年が20件、平成28年が22件と、住民の皆さんから大変に喜ばれているそうであります。

私も自宅にスズメバチが巣をつくり、ソフトボールぐらいの巣でしたので、薬局からスプレーを購入して駆除した経験がありますが、やはり素人がするには危険を伴います。

現在、益城町で駆除をお願いしている業者に、益城町での現状を聞いてまいりました。業者の人によると、今年は台風の被害が県内で少なく、県内だけで約400件、益城町では14件の駆除依頼があり、その種類もコガタスズメバチ、キイロスズメバチがそのほとんどで、攻撃性が強く、一般の方が駆除することは危険であり、業者に任せるのが妥当であるとのことでありました。また、その駆除をされた場所を調べてみますと、古閑、福原、広崎、砥川、馬水、惣領、辻の城と、町内全域にわたっていることが判明いたしました。

益城町では、害虫被害に対しては補助金を出していることが分かっておりますが、スズメバチの巣の駆除には補助金が出せないものでしょうか。被害の多かった今年でさえ、その駆除の金額は15万4,400円ということで、年間約20万円の予算を組むことで、住民サービスは可能であり、また町の職員も対応が便利になると思われますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の質問、「スズメバチの駆除の費用に補助金を出せないか」との御質問にお答えをいたします。

議員の御質問の中にもありましたように、年金生活者の皆様にとっては1万円、2万円の駆除代金もそれなりの負担となってしまうと思われれます。先ほども申し上げましたように、スズメバチは、人命にかかわるような事故も全国的には例年数件発生しておりますので、その駆除につきましても補助は、要件等も考慮した上で前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今回の議会で、環境衛生課が来年4月1日より廃止となることが予定されており、この件につきましては住民生活課が担当することになるようではありますが、大津町での実施要綱も既に環境衛生課の方に渡してありますので、検討のほど、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

---

休憩 午前11時51分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） こんにちは。5番榮です。

今回も一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

今年もあとわずか、1年を終わろうとしていますが、いろいろな問題が山積している中で、さきの9月議会でも一般質問させていただきましたが、今回も町の今後、将来を決する重大な重要案件事項ばかりだと思います。今後のかじ取り次第で益城の100年後の姿がどうなるのか、まさに今が正念場です。今、この時を逃さずに英断を下さなくてはならない時なのです。子どもたちの未来のために悔いを残さないためにも、今回は9人の同僚議員が一般質問に立ちます。私は3番目ですが、皆さん色々な考え、意見のある中で、少し違った目線で今回は三つの項目を取り上げてみました。

まず一つ目は、益城町震災遺構3カ所、国の重要文化財の認定を受けるという内諾の報道がありました。そのことに対する今後の展開について。

二つ目は、子どもの貧困やいじめ等々について。

三つ目は、町長の益城町復興に対する今後の方針などについて、以上三つの項目に質問を行いたいと思います。

本日は午前中から傍聴に来ていただき、大変ありがとうございます。日ごろから町政に御理解と関心を持っていただき、心より感謝いたします。

報道の皆さん、午前中より大変いらっしゃいましたが、町長のあれがあつてから、ころっと消えてしまいました。ねまらないように頑張っていきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、質問席に移らせていただきます。

やっと入れ歯の具合が調子よくなってきましたので、大丈夫かと思ひます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

まず1点目、益城町震災遺構3カ所の国の重要文化財認定について伺いたい。申告していた質問の要旨に固有名詞を使っていたので、ここでその部分は不相当と思い、削除させていただきます。また、質問内容も個人的部分が絡むところがありますので、削除いたします。

この布田川断層群益城町3カ所の、何度も取り上げていますので、内容は省略させていただきますが、益城町の指定文化財に指定し、その後の経緯は先日も報道でありましたが、国の重要文化財に指定されるということですが、益城町には国の文化財は初めてです。このような案件は往々にして後回しにされがちです。なぜかという、ハード面が全て優先して、復興、復旧とかそういうことが出てきますので、ソフト面は後回しという図式が多いのですが、今回はよく文科省の内規基準に適合させて、国の重要文化財指定にこぎつけていただいて、本当にありがとうございました。

特に、福田の断層帯はV字型に二つの断層が表出している、国内でも稀有な標本であるとされています。このようなことを踏まえまして、我々はこのことを後世に伝えていく義務があると考えます。そのことを考えると、国の重要文化財指定は非常に喜ばしいことです。

住民有志の皆さんが結成されました「ましきフットパスの会」飯野ですが、フットパスの先進地域である美里町で研修され、ノウハウを学んで、コース設定や案内板の整備や清掃、点検に努めておられると聞いていますが、まさに今から益城の文化財遺構を、どうやって保存、管理しながら皆さんに知らしめていくことができるか、課題であると思います。

この地上に突出した震災遺構を消滅、風化させることなく保存していくというのは、並大抵のことではないと思います。この同規模の地震は直近で2,000年前だと報道されていました。そのことを思えば、必然的に今、我々が目の当たりにしている表出した断層は、物すごい価値のある稀有な存在であるということが分かると思います。

この福田、堂園、杉堂、この三つの地域の震災遺構をつなげて、フットパスの皆さんのように、益城の観光名所にしていくならばと思いますが、ただ単に大型バスで回るのではなく、観光バスで誘致してどこかあれするんじゃなく、どこかを拠点にして、Aパターン、Bパターン、Cパターンといったようなパターンで歩いて回る。そのほうが、震災遺構ばかりでなく、昔からある知られざる遺跡などを含めた防災教育、減災教育、それに加えた歴史教育なども踏まえていけば、国の重要文化財指定の断層の保存とともに、今後の町としての検討課題であると思います。

今後は、町として文科省と協議して、難しいハードルを越えなくて行かなくては行けないと思います。なかなか難しいところが出てきます。しかし、その中で町独自の遺構保存や、観光経路の確保など、いろいろと課題が多過ぎると思いますが、今後、重要文化財保存や観光名所史跡としてどのように町として対処していくか。この今後の方針を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 5番衆議員の御質問のうち、まず一つ目の「益城町の震災遺構3カ所の国の重要文化財認定について」の御質問にお答えいたします。

この3カ所を益城町の重要文化財に指定しました経緯を申しますと、熊本地震後、平成28年5月に文化庁、広島大学、県教育長文化課、町教育委員会生涯学習課等が現地調査を実施しまして、

その後、日本活断層学会から保存するよう、要望書が町に提出されました。これを受けまして、町文化財保護委員会で審議し、答申を経て、杉堂地区、タニゴウ地区の2カ所につきましては、平成28年6月17日付で、また堂園地区につきましては、平成29年6月7日付で、町の重要文化財に指定しているところでございます。

その後、平成29年11月17日付で、国の文化審議会から文部科学大臣宛てに、国の天然記念物に指定するよう答申されたところであります。このことは、この後官報告示をもって正式に国の天然記念物に指定されることとなります。一年半余りが経過し、重要文化財指定地区につきましては、風等による、先ほど議員もおっしゃいましたように、侵食や劣化等のおそれがあるため、町としましては、早急に保存整備の措置を講じたいと考えております。

具体的にはですね、まず、保存につきましては、震災遺構が消滅、遺失することを未然に防ぐことを目的とした平成28年熊本地震復興基金のその中に、震災以降の仮保存の支援事業、これは10割補助でありますけど、これをまず活用したいと考えております。

ほかにも、国の指定後は見学者等を受け入れるための観察道路や、説明看板等を整備する経費につきましては、これは5割の補助があります歴史いきいき史跡等総合整備事業を活用し、また、震災の説明を行う案内人等の人材育成等の経費につきましては、10割補助の文化遺産を生かした地域活性化事業等を活用し、できるだけ町の負担を抑え、国指定文化財を活用してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、正式に国の天然記念物に指定をされた後、地域住民や有識者の方たちで構成される、仮称でありますけど、保存活用計画の策定委員会、また整備計画検討委員会等を設置しまして、前向きに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 10割補助が相当、二つにされましたので、非常に活用して、今後の保存に努力していただきたいと思います。

次は、二つ目の質問に入らせていただきます。

町における子どもの貧困や、いじめ、ひとり親家庭における生活支援や、保育園、幼稚園の待機児童の実体と、無認可保育円の状況はどうなっているか。

まず1点目で、その後1点目、子どもの貧困、この前「政令市熊本の今」という熊本の紙面でありましたけれども、それを見てちょっと驚きました。朝から登校中の子どもたちが、あるコミュニティーセンターでおにぎりを食べていたと。これは「子ども食堂」というのがあって、始業前までに四十数人が来るそうです。経済的な理由で食べられない子がいるなら助けたいと始めたといいます。

厚労省が今年まとめた子どもの貧困率では、平均的な所得の半分を下回る家庭、この「平均的な」というところがちょっとひっかかりますけど、その7人に1人、これがまたちょっとびっくりしましたが、7人に1人が貧困であると。これは国のまとめですから。熊本県でもないです。

熊本市のほうでは、今年の夏、小中学生がいる所帯の抽出調査を実施し、医療機関を受診でき

なかつたり、食費を切り詰めたり、税金や家庭の支払いが滞ったりした経験があると回答した所帯の割合を比較すると、貧困所帯は回答者全体の平均より倍以上多かつた。就学児童、子どもは減っているのに、経済的に苦しい家庭の小中学生に給食費や、副教材費などを補助する就学援助制度の受給者はなぜか年々増えている。子どもは減っているが、受給者、申告する家庭は増えていると。それだけ貧困が進んでいる。目に見えないところで進んでいると。

朝食や昼食を無料や低額で提供している「子ども食堂」は、熊本市内では16カ所あるということです。このことが子どもの貧困の担源を改善できるわけではないが、若い世代の働き口の確保や、非正規雇用の改善など、いろいろな課題が山積している。

益城においては、子どもの医療費を中学3年生まで無料としている。今では他の市町村、合志とか菊陽もだったですかね、なっていますが、これは他の市町村のモデルになりました。このほかにもいろいろな方法で子どもを守らなくてはなりません。

この子どもの貧困が及ぼす問題は、子ども間のいじめにつながっている実態もあるようです。子どもの靴や上履きに穴があいたり、服の袖のほころび、いつも同じ服を着てくる、風呂に毎日入れないから臭い、そのような状況がいじめの根底にあるのではないかと。我々の昭和の時代の子どもたちは、そういう状況も常に靴が破れている、服の袖、ズボンのひざが破れているのは当たり前でしたが、つぎはぎして着てくるのが普通でした。しかし、今の子どもたちは、そういうことは一切やりません。本当にシビアです。自分と違う態度、服装、ちょっとしたことでいじめに走ってしまいます。一回走ったら、なかなかもとに戻らないというか、訂正ができない。「ごめんね」と謝ってそれで終わりにならず、何か引きずってしまうような傾向があるようです。

先月「いじめの認知件数と推移」といって紙面にありましたが、過去最多の32万件、全国で。小学校は1.5倍に急増と。また、県内の公立小学校で不登校の児童生徒が前年度から200人増えていると。過去10年間で最多の1,785人に上がったと。この事象は、震災との因果関係は不明とされていますが、小さな胸の中で悩んで悩んで、苦しんで、行き場を失っている子どもたちを救う手立てはないのだろうか。震災といえば、すぐハード面の復旧、復興に旗を立てて、我先にと走りがちです。大型重機をどンドン動かして。しかし、我々大人たちは、未来を背負っていく小さな小さな子どもたちのソフト面の、胸のうちの鼓動をもっともっと丁寧に大事に聞くべきではないでしょうか。

この恒久的な問題に対する教育長の今後の見解を伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の二つ目の御質問「我が町における子どもの貧困の実態と現状の把握はできているのか。また、子どもの貧困、いじめ、ひとり親家庭における生活支援や保育園、幼稚園の待機児童の実態と無認可保育園の実態は」についてのうち、いじめ以外のことにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、子どもの貧困の実態につきましては、今年6月に厚生労働省が発表しました。国民生活基礎調査によりますと、平成25年時点の子どもの貧困率は13.9%で、平成24年の前回調査より2.4ポイント低下しておりますが、子どもの7人に1人が貧困状態にあり、ひとり親家庭につき



ましては、貧困率は5割を超えるとの報告がっております。

熊本県では、平成26年1月施行の子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策計画を平成27年3月に策定し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済支援を四つの柱として、貧困が世代を越えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策に取り組んでおります。

益城町における子どもの貧困の実態につきましては、熊本県子どもの生活実態調査を今年6月から7月にかけて熊本県が実施しております。この調査は、小学校5年生と中学校2年生の子ども及び保護者を対象としまして実施しており、益城町では、小学生334人、中学生308人、合計642人が対象となり、回収率は約50%となっております。

11月に県全体の速報値が公表されましたが、市町村ごとの結果につきましては年度末に示される予定となっております。この調査結果をもとに、地域の実情に応じた取り組みを実施することとなります。

ひとり親家庭における生活支援につきましては、児童扶養手当の支給及びひとり親家庭医療費助成を行っております。所得制限などがあり申請されていない方もおられますが、益城町では支給対象のひとり親世帯は11月末で351世帯となっております。

次に、待機児童につきましては、本年4月1日時点では64人でしたが、5月に保育園こころが開園しましたので、10月1日時点では44人となっております。待機児童対策としまして、本年7月に認可保育所の公募を行いました。100人定員の保育所として、平成31年4月の開園を予定しております。これにより、待機児童が解消できるのではないかと期待をしているところです。

次に、幼稚園につきましては、来年度の申し込みを行いました。定員に余裕がある状況で、待機児童はいない状況です。

認可外保育施設につきましては、益城町では事業所内保育施設が2カ所、その他が2カ所あります。待機児童につきましては、その他の認可外保育施設での受け入れとなりますが、2カ所合計で38人の子どもが入園しており、そのうち益城町の子どもは33人となっております。認可外保育施設への支援としましては、健康診断経費への補助を行っております。また、待機児童への支援としましては、認可外保育施設を利用した場合の保育料について補助を行っております。

待機児童につきましては、議員御指摘のとおり、3歳児から5歳児の幼児教育、保育の無償化が実施されることになれば保育ニーズが高まり、待機児童につながる懸念があります。待機児童対策につきましては、今後の状況を見きわめ、しっかりと対策をとっていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 5番榮議員の「いじめで悩んだり苦しんだりして行き場を失っている子どもたちを救う手立て、また未来を担う子どもたちの胸のうちをもっと丁寧に聞くべきではないか」という御質問にお答えいたしたいと思っております。

昨年の大震災以来、子どもたちの生活環境は大きく変化しました。現在でも、仮設住宅や見な

し仮設から通学している子どもたちもまだまだたくさんおり、厳しい状況が続いております。

今年度のいじめの件数につきましては、11月までの定例の報告で、小中学全部7校で21件となっております。全部複数、これは何回か重なっているものも数えて、全部で21件というところまで上がってきているところです。

そのような状況の中で教育委員会としましては、子どもたちや保護者の心のケアを大変重要な課題として取り上げ、鋭意取り組んでいるところでございます。具体的な取り組みを3点ほど御紹介申し上げます。

1点目に、各小中学校において定期的に心のアンケートを実施しております。アンケートは不安に思うことはないか、今いじめを受けていないか、嫌な思いをしたことはないか、また学習面や生活面で困ったことはないかなど、子どもたちの実態を具体的に把握しておるところであります。また、それぞれのアンケート内容を集約して、全職員でその情報を共有し、その課題解決に向けて取り組んでいるところであります。

2点目に、町の組織としまして、益城町子どもたちの自立支援推進会議を実施しております。この推進会議には、生徒指導部会、不登校支援部会、教務主任部会の三つの部会があります。それぞれの部会は、各学校の代表者で構成されておまして、およそ月に1回開いておるところでございます。

特に、生徒指導部会や不登校支援部会では、いじめや不登校の問題を含めた町内各学校の生徒指導上の課題をお互いに具体的に情報交換をし合ひまして、町としての今後の取り組み等を協議し、大変有意義な会議となっております。

3点目に、教職員の資質を高める研修会を実施しております。今年は4月4日火曜日、年度の初めに、初めて町教職員の全員研修を実施しました。この研修は、震災1年後の子どもたちや保護者の心のケアのあり方を学び、益城町の全教職員が共通理解のもと取り組んでいくために行ったものであります。このときには兵庫大学の大学院の富永教授という、この方は大震災後ずっと益城町に足を運んで、広安小とかいろんところで授業を実際にさせていただいて、子どもの実態がよく分かっておられる方に講演をいただいたところであります。

そのようなことも踏まえまして、今後はやはり学校で子どもたちが自分を大切にし、他人を大切にする、そういう心を育てていくということが、まず大変一つ大きな、大切なものであると考えます。

次に、その指導に当たる教職員、学校全体が保護者や子どもたちのその思いに寄り添いながら、一緒に課題を解決していく、そういう体制を整えていくということが、また大事であると思えます。

最後に、関係機関との連携を図り、やはり子どもたちの自己実現に向けて、精いっぱい力を合わせていくというようなこと、今後、日々の実践において着実にやりながら、子どもたちが元気で明るく学校に登校できるような、そういう環境づくりに努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 柴議員。

○5番（榮 正敏君） ただいまの答弁で安心いたしました。しっかりと取り組んでいただいているということがはっきり分かりまして、今後とも確実な取り組みを行い、少しでも子どもたちの心のケアに充実した状況を与えてやっていただきたいと思います。

次に2点目ですが、何か町長の答弁が重複しとったことが、2点目いきます。

少し待ってください。整理します。

○議長（稲田忠則君） はい。榮議員、町長の復興に関する今後の方針という形で3点目されていますけども、ありますか、原稿は。

○5番（榮 正敏君） あります。三つ目の質問を今回いってみますね。

お待たせしました。次、三つ目の質問に入らせていただきます。

まず1点目の質問で、町長の町の復興に関する今後の方針で、県や国の行政に対してどのような対策、施策を考えているか。これから、どれだけ要るか見当もつかない復興財源の確保は、どのような形でやっていくのか。この点について質問していきたいと思います。

今年の初旬、3月初めて副町長に来ていただき、町長の今まで町の公務や県との折衝、あるいは国への陳情などを1人でやっておられたのが、大分軽減できていると思いますが、楽になったというじゃありません。逆に、霞が関に上ることが増えたんじゃないかと思います。

東日本並みの激甚災害指定を受ければ、まだやりやすいところがあると思います。それに近い補助を約束しますと、国の各大臣、国会議員の皆さんは熊本に来るたびに言ってくれています。また、県知事や幹事長も、機会があれば益城の復興なくして県の復興はないと、地元の県議さんと一緒になって頑張ってくれております。

このように、我々町議は、各流れの中で自分たちの位置、あるいは行動をしっかりと自覚してやっていかなければならないと思う。今、厳しい状況の中で、また今後、難しい課題、難題が多数ある中で、どのようにして県や国の力を借りて、この難局を乗り切っていくのか。町長の今後の政治の施策を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の三つ目の御質問「復興に関する今後の方針」で、「県や国の行政に対してどのように施策を考えているか。復興財源の確保はどのような形でやっていくのか」についてお答えをします。

地震発生以降、町の予算も大きく膨らみ、一般会計の平成29年度当初予算で約393億円、平成28年度決算では、歳入が約288億円、歳出が約274億円と、例年の3倍から4倍程度の財政規模となっております。

このように大きく膨らんだ予算におきまして、激甚災害指定による災害復旧事業関係の国庫補助率のかさ上げ、現年再算定による特別交付税措置など、国や県からの財政支援により、平成28年度決算では基金繰り入れをすることなく乗り切ることができました。

しかし、熊本地震からの災害復旧、復興に係る総事業費は、8月末時点で1,454億円、そのうち町の実質的な負担は約230億円を見込んでいます。このような状況から、平成35年度までの財政見通しを試算いたしました。その内容につきましては、9月定例会におきまして議員の皆様

も御説明申し上げたところでございます。

その試算の結果としましては、毎年の財源不足に財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金の3基金を充当するなどしたとしても、熊本地震関連企業の償還が本格化します平成33年度以降、毎年6億円から10億円の財源不足が生じる見込みとなっております。

今後は、歳出削減策としまして、事務事業の徹底した見直しや、効率的な予算の執行等に取り組むとともに、町職員の財政意識を徹底する必要があると考えております。私も職員に対して、例えば庁舎内の光熱水費などの削減など、機会を捉えて経費削減への意識を徹底しているところです。

また、歳入増加策としましては、町営住宅の家賃滞納などの対策としまして、益城町町税等収納対策本部を設置しております。これは、副町長を本部長とし、本部員を教育長、政策審議監、各課長とするとともに、対策本部内に収納対策チームを設け、若手職員を含めた役場全庁態勢で取り組むこととしております。このプロジェクトチームにおきまして、各種未収金を整理するとともに、366通の督促状を送付しました結果、一括納付だけで906万円の納付があり、成果もあらわれております。

今後は、督促に対する相談等の連絡がないものにつきましては、法的措置も検討したいと考えております。

その一方で、財政大変厳しい状況に直面していますことから、国の財政支援も必要です。国に対し私単独で、あるときは議会の皆様と、さらに近隣町村長と合同で幾度となく要望を重ね、困難な状況にある益城町の復旧、復興への取り組みへの支援を強く訴えてまいりました。その結果、幾つかの補助制度、地方財政制度の拡充を図っていただくことになりました。今後も、機会あるごとに要望活動を行ってまいります。

しかしながら、その一方で、国や県に対し財政支援を求めるに当たり、町みずからが歳入確保と歳出削減に最大限取り組む姿勢が必要であり、町民の皆様にも御理解と御協力を求めることもあろうかと思いますが、持続可能な財政運営を図るため、できることは全てやるという決意でございますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 震災復興には莫大な財源が必要であります。到底町の収入財源では賅えるものではないと思います。しかし、我々は生活していかなければなりません。町も存続していかなければなりません、赤字財政の中で。

国の補助金、助成金、支援金といろいろありますが、この前、副町長が3月に就任されてその後、復興特別委員会において、今後10年間の町の財政状況のシュミレーションをしていただきました。いや、さすが県の財政畑で長くやってこられた方だなと思いました。内容はあんまり私には分かりませんでした。ずっと赤字が続くということははっきりしました。

町長、復興は10年かかるだろうと言っていましたが、これから先の町の復興に絡む財源確保は、いろんな形があると思いますが、主要財源確保という形でどんな形でやっていくのか、その町長

の政策手腕をちょっと伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 榮議員 2 問目の質問にお答えをさせていただきます。

財源確保ということで、実際ですね、今、財政計画をつくっております。で、今回の熊本地震におきましても、財源につきましても、阪神淡路以上の財源措置をしております。ただ、東日本並みの財源確保というのは、東日本は税の措置をしてありますので、その分がなかなか及ばないところもあります。

先ほどおっしゃられましたように、6 億から10億という赤字が出てくるといって、非常に医療、介護、福祉、教育、全てに影響が出てまいります。

そういったことで、先ほど言いましたように、私たちとしましてはできるところはやる。職員に対しましては、いろんな補助制度があります。制度あたりも使いながらやっていきたいということで、全体的にも幾つの項目もありますので、そこを減らす方法、それで一方で企業誘致、そこあたりをやっていかなければ、税収を増やす方法、幸いにして、家も1,200件今回申し込みがあるということで、そういった税収も増やすということで、一方で両輪でまたやってかなければならない。そして、私自身はやはり国のほうから交付税など、たくさんいただくように出向いて、各省庁の職員とやはり話をして現状を訴えてやっていきたい。とにかく町の持ち出しを減らすということで、いろいろ対策を立てていきたいと思っております。そのためには議員の皆さん方におかれましても、一緒に要望活動とかございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5 番（榮 正敏君） さっき見つけよったんですが、やっぱり抜けておりましたが、もう過ぎてしまいましたので終わります。

○議長（稲田忠則君） 榮議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。2 時25分から再開いたします。

---

休憩 午後 2 時11分

再開 午後 2 時25分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、下田利久雄議員の質問を許します。

2 番下田利久雄議員。

○2 番（下田利久雄君） こんにちは、2 番下田でございます。

今回も一般質問の機会を与您いただきありがとうございます。また、傍聴席には町政に関心を持っていただき、まことにありがとうございます。

それでは、質問席に移ります。

本日の質問は2点です。簡単明瞭に質問したいと思いますので、よろしく御答弁のほどお願ひ

いたします。

災害公営住宅と定住促進事業の連携についてと、公民館津森分館の改修についてです。

1点目の災害公営住宅と定住促進事業の連携については、先ほど災害公営住宅のことは同僚議員からも質問がありました、私の視点からも質問したいと思います。

災害公営住宅は、当初のアンケートの結果、300戸と予定していましたが、2回目のアンケートでは680戸と2倍以上になりました。来年の1月から2月にかけて入居仮申し込みを取られますので、そこで入居者数は確定すると思います。また、入居要件、建築方法、家賃の目安、ペットなどの件は、災害公営住宅検討委員会で協議されていますので結構かと思えます。しかし、残り380戸の地区ごとの具体的な場所と戸数は確定していません。この際、定住促進事業と連携して考えてはいかがだろうかと思っております。

定住促進事業については、町長はさきの一般質問で、平成31年以降の延長については、平成29年度末ごろに協議、検討して決定したいと答弁されましたが、いまだに何の協議もなされていません。今後の協議予定はあるのでしょうか。

定住促進事業地区と市街化地区では、地価に相当な差があります。定住促進事業の事業地区では土地提供希望者も多く、容易に土地の確保ができると思っております。ぜひ災害公営住宅と定住促進事業の連携を考えていただきたいと思えます。町長の見解をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の一つ目の御質問「災害復興住宅と定住促進事業の連携について」にお答えをいたします。

災害公営住宅とは、災害で家屋を失い、自力で住宅を確保することが困難な被災者のために供給する住宅ということで被災者支援策ですが、視点を変えますと、災害公営住宅を建設すること自体が町民の方の町外流出への防止策となり、定住促進策の一面も持っていると考えております。

災害公営住宅と定住促進事業の連携という観点で考えてみますと、飯野、福田、津森各校区に設置します災害公営住宅は木造建築であり、災害公営住宅としての役割がなくなった後に建物を解体し、その用地を移住定住促進策として民間に払い下げるなどの施策も検討の余地があるかと思えます。

しかしながら、災害公営住宅、定住促進事業、それぞれに役割が目的がございますので、定住促進につきましては、現在実施しております飯野、福田、津森の各校区に移住される方に対して、一定の要件を満たしていれば補助する制度を活用していきたいと考えています。

あわせて、今後のまちの復旧、復興の状況や社会情勢を考慮の上、そのときに適した移住、定住につながる施策を実施していきたいと考えていますので、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。この前、議員研修でですね、多賀城市に行ったとき、多賀城市では場所とか間取りは市がリーダーシップをとって決めているというようなことだったのでございましたので、益城町あたりもリーダーシップを持って、あんまりアン

ケートばっかじゃなくて、津森、福田、飯野あたりにぼんと災害復興住宅を持ってくれば、定住促進事業と兼ねてできるんじゃないかと私は思っておりますが、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 災害公営住宅につきましては、原課のほうでぼんと決めろという話も出ておりますが、やはり希望戸数とかですね、そこあたりもしっかりと検討しながらということをやっていききたい。今、しっかりとアンケートをとっていかないと、やはりつくり過ぎたと、そこあたりのときに、またいろいろ問題も出てきております。無駄な補助を使うことになるということもなりかねませんので、移住、定住につきまして、今、補助金を出しておりますので、いろんな形ですね、定住の促進をやっております。また、今後しっかりと、かなり新しく移住されている方、飯野、津森、福田地区についてもですね、そういった方たちがだんだん出てきておりますので、そこらあたりも使いながら増やしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 2回目の答弁ありがとうございます。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。公民館津森分館におきましては、建設から30年以上経過しましたが、その間、津森地区において分館の果たしてきた成果は多大なるものがあると確信しております。しかしながら、現在の状況やニーズにより課題が出ていることも事実です。

その一つとして、料理教室の部屋がつくられております。これは当時の食生活の改善を目的としてつくられ、料理教室を開催し、地域の健康増進に大いに寄与したものと思っています。しかし、時代とともに料理教室を開催する回数も減少し、ここ20年近くほとんど利用されていないのが現状です。

一方では、分館は災害時の地域の避難所としても指定されており、災害時には多くの方が利用されるものと思います。小学生の学童保育の場所として、1部屋を常設しております。そのため、現在利用できる部屋は、ホール、和室の2部屋のみとなっており、利用度の増加からしますと、部屋数が足りない状況です。これからも多くの方が利用できるように、料理教室の部屋を会議室として改修していただきたいと思います。

この件につきましては、津森区長会より2度ほどの要望書が出されております。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 2番下田議員の二つ目の御質問「津森分館改修について」お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、公民館津森分館は昭和61年1月に建設されまして、30年以上経過しておるところでございます。施設の部屋につきましては、大会議室、中会議室、小会議室、調理教室がございます。

中会議室につきましては、平成26年4月から、先ほどおっしゃいましたように、津森小学校の児童クラブが使用しており、現在、一般利用ができる部屋が、大会議室、小会議室、調理教室の3部屋となっております。そのような中、平成26年9月と平成27年4月の2回、津森校区区長会会長名で利用が重なり、利用ができない場合も出てきているので不便と感じる等の声が出てきているので、調理教室を会議室として使えるように改修の要望書の提出があつているところがございます。

このことを踏まえまして、町では平成28年2月に調理教室に空調機を設置させていただきますとともに、調理台にふたをかぶせまして、机の機能を持たせる方法で会議等ができるような改修を行っているところがございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。

確かにテーブルにふたをかぶせてありますが、なかなか機能上使いにくいので、全面改修をお願いしたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） お気持ちは本当によく分かるところでございますが、今後、検討させていただきます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） よろしく申し上げます。

私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） こんにちは。1番の上村です。

今回、質問の機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。また、傍聴席におかれましては、日ごろより議会に関心を持っていただき、また、この議場へと足をお運びいただき、まことに感謝申し上げます。

本日は、熊本県の復興基金100億円の配分の中で、益城町配分の17億3,900万円の用途についてお尋ねし、しっかりと要望と提案のほうをお伝えしたい、そう思っています。

それでは、質問席に移らせていただきます。

先に、同僚議員からの質問があり、また昨日の総会質疑の中でも出ておりますので、重複する内容ではありますが、質問事項はこの1問のみであり、非常に気になる事項でもありますので、御面倒とは思いますが、いま一度よろしく願いいたします。

それでは、10月に発表された熊本県の復興基金100億円の配分中、益城町への配分17億3,900万円の用途について質問させていただきます。

9月、現時点で想定される熊本地震に伴う復旧、復興事業を全て実施する場合の町の財政状況



を示し、このことにより、当町の財政規模能力では、想定される復旧、復興事業を実施することは極めて困難であることを明らかにし、さらなる財政負担の軽減に向けて、関係方面に理解を求めるという趣旨のもと、益城町中期財政見通しが報告されました。

その中で、試算結果を踏まえての認識として、仮の試算を実施した結果、平成30年度以降35年度までの間に、毎年2億円から11億円、合計57億円の財源不足が生じることが明らかになった。

そのため、財源不足への対応策として、復旧事業を中心に、事業の見直し及び施工時期の先送りを行うとしても、早晚、試算では平成33年に財政調整用基金は枯渇し、平成33年度以降35年度までの間に毎年6億円から10億円、合計24億円の財源不足が生じる。

今後、補助金を含め、事務事業の徹底した見直し及び効率的な予算の執行等に取り組むとともに、未収金対策をはじめとする歳入確保の対策を講じ、収支改善に向け、取り組みを行う必要がある。

まちづくり事業については、今後住民との協議が本格化することから、意向を反映しながら、事業規模の見直しや優先順位をつけて事業を実施していくことで、事業の平準化による単年度負担の軽減を図る。一方で、震災からの復旧、復興には長い年月が必要となることから、今後の景気動向や地方財政をめぐる状況変化、また、財政需要への対応など、現段階では見通せない課題が生じてくることも懸念される。

ということですね、益城町の現在の財政状況はこうなっているんだということが、この報告からしっかりと私たちも認識することができました。これから先々のことを考えると、非常に厳しい状況であると心配しております。

このような財政状況の中、熊本県の復興基金が配分されると10月半ばに発表がなされました。国の支援が行き届かない被災者の方々のきめ細やかなニーズや、地域の再生に対応していくために創設された熊本県復興基金。その中の創意工夫分の枠配分だと思いますが、被災規模や人口規模をもとに算出され、益城町への配分額は17億3,900万円であるとのこと、非常にありがたいことだと感謝しております。

さて、この17億3,900万円の復興基金配分。新聞メディア等で記事として掲載されておりましたが、用途は、国の補助事業や県が既に基金で制度化した補助メニューと重ならない事業でなくてはならず、きめ細やかな被災者支援など、市町村の自由度が高く、各自治体の活用力が問われそうであるということでした。

そこでお伺いします。

工夫次第では非常に自由度の高い基金配分であると思いますが、大枠としてどのような分野での利活用を考えておられるのでしょうか。熊本地震におきましては、この益城町は町を飲み込むよう、町全体がとても大きく被災しました。人的な被害も大きく、とても心が痛まれます。

しかし、だからこそ、被害が大きくさまざまな問題や課題、これにも数多く直面してきた分、あれが足りない、これが足りない、被災者救済のためにこういった支援事業が必要であると、そういった思いが非常に強いものと思います。具体的には決まっていなくとも、大枠としてどのような分野に使っていきたいという思いがあればお願いします。また、被災者支援関係には、特に

力を入れて活用していただきたいと思います。

被災者支援関係においては、まだまだ十分な支援が必要であると思いますが、いま現在の内容でどのような問題や課題があるのかをどう認識し、これからどのような支援が必要であるのか、考えがあればですね、その内容をお願いします。

1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番上村議員の一つ目の御質問「県の交付金100億円配分の中で、益城町配分の17億3,900万円の使途について。また、比較的自由度の高い基金配分であると思うが、大枠としてどのような分野での利活用を考えているのか」についてお答えをいたします。

なお、午前中に吉村議員へのお答えと重なる部分もありますが、御了承をお願いします。

県から本町に交付されました17億3,900万円の復興基金創意工夫分の使途としましては、被災者のきめ細やかなニーズに対応するとの本旨に沿って、有効に活用することが求められています。また、県からは基本的な考えも示されています。

町としましては、町民の方々から要望などが寄せられている事業を各課から提案をさせるとともに、県内統一ルール分の六つの区分、被災者の生活支援、被災宅地の復旧支援、住まいの再建、防災安全対策、公共施設地域コミュニティ施設等の復旧支援、新たな観光拠点づくり、産業特産振興に整理しながら、優先順位をつけて実施したいと考えております。

優先順位の考え方としましては、益城復興計画における平成30年度までの復旧期につきましては、被災者の生活支援、被災宅地の復旧支援、住まいの再建に区分される事業について、平成31度から平成34年度までの再生期につきましては、防災安全対策、公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援に区分される事業について、平成35年度から終期までの発展期につきましては、新たな観光拠点づくり、産業特産振興に区分される事業につきまして、それぞれ重点的に予算を配分したいと考えています。

なお、今後の復旧、復興の状況でございまして、真に町の復興となる事業について柔軟に対応していかなければと考えております。

次に、二つ目の質問の被災者支援への基金の活用につきましては、復旧期に優先的、重点的に活用し、取り組むこととしています。その中で、緊急の課題として認識しております被災者の生活支援、被災宅地の復旧支援、住まいの再建に該当する事業に活用をしたいと考えております。

ところで、被災者の支援として行っております現行の取り組みを紹介しますと、生活再建支援金、災害義捐金につきましては、今年の6月から手続を始め、現在、基礎支援金につきましては、約96%の支払いを終えているところであります。また、本年11月からは、熊本県の復興基金による自宅再建に当たって利子助成や転居費用としての助成等の支援策がスタートし、住まいの再建を後押ししております。

12月5月現在で、これら住まいの再建支援制度の活用状況につきましては、延べ300件程度の申請がなされているところです。今後も現在の支援制度を活用し、今回の基金を活用しながら、きめ細かな支援を行い、全ての被災者の皆様に寄り添い、住まいの再建が果たせるまで支援を続

けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございました。

1点目の大枠として、どのような分野で利活用を考えているのかについてはですね、県から基本的な考え方が示されているということですね。また、この分野に沿って考えていかれるということでも分かりました。

またですね、優先順位の考え方については、復興計画に基づく復旧期、再生期、発展期、それぞれに合わせた重点的な事業に予算を配分していくということで理解しました。先ほどいただいた答弁にありましたように、復旧、復興の進捗による状況変化にもですね、柔軟に対応をしていただきたいと思います。

それとですね一つ、私の勘違いなのかなとは思いますが、今回の復興基金、益城配分が17億3,900万円ですが、きのうの総括質疑の答弁にもありましたが、六つの区分の制約を受けて、県内統一が適用される基本事業分である、県内全ての市町村を対象とした373億2,000万円からの配分ではなく、県復興基金中で別枠として新たに組まれた、創意工夫分の枠配分である特定被災市町村30団体を対象にした86億8,000万円と、県宝くじ交付金分の枠配分である特定被災市町村のうち、27団体を対象とした13億2,000万円の合計金額である100億円からの配分であり、もちろん復興関連の利用限定だとは思いますが、それにおいては、県が統一ルールでの六つの区分の適用外の別枠ではないかと思っていました。これは後からでもですね、いま一度御面倒とは思いますが、確認のほうをお願いしたいと思います。

それではですね、1点目2回目の質問なんですけど、答弁の中でですね、事業の提案は町民の方々から要望が寄せられている事業、そういうふうにあったんですけど、アンケート等の調査を行うのか、もしくは現在要望を受けているのか、それとも、これまでやこれからの復旧、復興業務や支援業務の中で聞き取っていくのか、どうなんでしょうか。

また、事業内容の決定や事業そのものの決定においては、どのように決められていかれるのでしょうか。例えば委員会等をつくられるのでしょうか。

そして、そのときですね、内容等、考えておられるその時の進捗状況等においてはですね、議会に対しても逐次お知らせいただけるのでしょうか。これについてどうでしょうか。

そして、先ほどの2点目の被災者支援関係について、通告書のほうではちょっと分かりにくかったと思うんですけど、現在の支援内容において、どのような問題や課題があるのか、それをどう認識し、これからどのような支援が必要であるかという質問なんですけど、なぜ伺うのかというと、現在のですね、支援内容や状況においてこういった問題であったり、課題があるということをしつかりと認識しておかないと、せっかくの復興基金をうまく活用できないのではないかとということで、質問いたしました。

現在、行われている支援制度、内容を含めて、また、仮設住宅等での暮らしのさまざまな問題等、想定した活動についてはですね、よく分かりました。問題や課題については、特段答弁の中

には含まれていなかったんですが、現状で十分ということではなく、現状把握までは至っていないということかと思えます。

県からの復興基金が今回配分されるんですけど、被害による弱者の方の大きな声や小さな声、さまざまにあるかと思えます。大きな声は比較的通りやすいと思いますが、小さな声の中にも正解はあります。これからも復興業務、支援業務の中で、誠意を持ってそういった声にも耳を傾けるというか、気にとめておいていただきたいと思えます。

それでは、2回目の質問なんですけど、先ほど答弁の中にありました復旧期に最優先で取り組むべき区分が三つありました。被災者の生活支援、被災宅地の復旧支援、住まいの再建、この三つ、最も優先されるべき支援とのことでした。確かにそのとおりであり、とても重要なことなんですけど、何か一つ足りない気がしております。この三つの支援事業、まだまだこれで十分であるとは決して言えませんが、それ以上に一番大事なことは、被災者の方の気持ちの再建、言うなれば心、気力の再生であり、精神的な再建だと思います。全部が全部一くくりにできるものでは、決してありませんが、「よし、もう一度頑張るぞ」「自分の足で立ち上がるぞ」そういった誠心的な再建を促すというか、手助けすることができれば、現在のさまざまな支援内容もいま以上に実を結ぶものと思えます。

以前の活気ある町、にぎわいのある町に戻すためにも、基金等を活用して、精神的な自立や再建を手助けできるような支援策等考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番上村議員2回目の質問にお答えします。

まず、事業の町民の方々などから寄せられている事業の採用等について、どのような事業を創意工夫分として実施していくかについての御質問ですが、現在、それぞれの担当課でさまざまな事業を展開しております。その中で、町民の方々などから相談を受けた内容で、真に必要な事業にもかかわらず、復興基金メニューや支援制度がないものにつきまして、先に述べました基本的な考え方や手順に従って整理していくこととなります。現在のところ、アンケートなどの実施は考えておりません。

次に、委員会等をつくるのかとの御質問ですが、これも特に委員会などをつくって検討することは、現在は考えておりません。先に述べましたように、県から示されております基本的な考え方や町の手順に従って制度化をしていきたいと考えております。

また、その過程の中で要綱等の案ができましたら、議会の災害復興特別委員会に御説明をさせていただきたいと考えております。

また、先ほど二つ目ですね、復興基金を活用して精神的な自立や再建を手助けするような支援をという質問にお答えをさせていただきます。やはり町の復興には、町民の皆様が一步前に進むという気持ちになられることが必要であり、さまざまな機会に皆様に訴えてまいりたいと思っております。

後押しをします制度としましては、住まいの再建が私は最も重要だと考えております。そのほ

か、精神的な再建を支える心のケア、日常生活やコミュニティー支援につきましては、地域支え合いセンターを中心に、住宅金融支援機構、グリーンコープや民間賃貸業界などと協働で被災者の皆様の支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。分かりました。

真に必要な事業の計画実施と、最初の答弁にもありましたような、被災者の方に寄り添ったきめ細やかな支援をぜひともよろしく願いいたします。

最後にですね、要望と提案です。

10月に町議会の視察研修で宮城県を訪問いたしました。主な視察研修先は、東松島市と多賀城市。東日本大震災において大きな被害を受けたところでもあります。

そもそもこの宮城県の市町村は、それぞれに独自の支援事業を数多く実施されているところでもあります。東日本大震災と熊本地震では、国から自治体に対しての補助率の違い等がありますので、同じようにはいきませんが、参考にすべきところはたくさんあるかと思えます。

例えば、被災者向けの住宅に関する支援制度。

東松島市においては、県の二重ローン対策で交付決定を受けた方に対し、県の補助額と同額を補助するという住宅再建支援制度、二重ローン対策と、被災住宅を再建するために新たに住宅を建設、購入する際の費用に対し、利子補助または取得費補助を行う被災住宅再建支援事業などがあり、多賀城市においては、地盤沈下した地域のうち、特に雨水浸水のおそれがある地域において、自宅を再建する被災者を対象に、市独自の支援策として、宅地かさ上げ等の防災対策工事費用の一部を補助し、被災者の住宅再建を支援する宅地かさ上げ等費用支援補助金制度、また、被災した世帯のうち、市内全域において住宅を建設、購入した被災者を対象に、市独自の支援策として、建設、購入費の一部を補助することにより、早期生活再建を支援し、あわせて定住促進を図るための被災者住宅支援事業、また、災害公営住宅へ入居される方へ、入居のための転居費用の一部を助成する災害公営住宅入居支援事業などがあります。

ちなみにですね、この災害公営住宅入居支援事業の内容は、1戸当たりの入居される家族の人数で支援額が変わり、1人の場合30万円、3人の場合40万円、5人の場合50万円となっています。金額だけ見れば、国の助成が行き届いてですね、余裕がないとできるものではないと思いますが、なぜこういった支援が行われているのか、なぜこういった内容に行き当たったのか、そういったところをですね、考えてみれば非常に参考にできるのではないかと思います。

そこで、復興基金を利用して、計画や検討をしていただきたい事業の提案が幾つかあります。

一つは、住宅再建補助事業。これは、先ほどの町長の答弁の中にも含まれておりました住宅の再建ですね。先ほど話しました多賀城市や東松島市の独自の支援事業に取り上げてあるものです。

もちろん、今回の復興基金活用要件である、国や県が実施している既存の事業と重なってはなりませんので、自宅再建奨励金等、名称やその目的というのは変える必要はあります。現在、この益城町でも極力自力再建を促しておられます。早期の住宅、生活再建をより力強く後押し、支

援することで、町外へ転出しての再建ではなく、この益城町での再建、定住促進を図る意味でも必要な事業と思います。

二つ目は、災害公営住宅入居支援事業。災害公営住宅のですね、10月末現在の整備予定戸数、熊本県全体12市町村で1,575戸の整備予定です。3番目の熊本市で150戸、2番目に整備戸数の多い宇城市でも200戸。これに対し、益城町の680戸、これはずば抜けた数となっています。今後の申込数によって戸数の見直しはあると思いますが、これだけの方が希望されているとなると、何らかの支援事業は必要だと思います。

10月に熊本県より住まいの再建四つの支援策が打ち出されました。その中で、民間賃貸住宅希望の世帯に対しては、入居の初期費用20万円が助成されるようですが、災害公営住宅への入居世帯に対してはありません。確かに家賃の低減化とあわせて、民間のように仲介手数料が発生することはありませんが、敷金は3カ月分は必要なようです。

例えば、ほんとに例えばなんですけど、1戸当たり10万円を助成とした場合、680戸分で6,800万円であり、決して難しい数字ではないと思います。引っ越し費用の10万円については、民間賃貸住宅希望世帯と同じく助成されますが、新居入居となると何かと物入りになります。ぜひとも事業化をお願いいたします。

そして、最後に一つ、災害公営住宅整備戸数ですが、先ほど話しましたように、現在680戸となっています。飯野、津森、福田の市街地以外においては、2戸1の戸建て方式での計画であり、先々は払い下げ等の応用がきくと思いますが、問題は、耐用年数の長いRC造やSRC造となる市街地部の災害公営住宅です。

災害公営住宅としての用途が終わった部屋から、逐次町営住宅となるとのことであり、現在の町営住宅数371戸に対し、最終的には1,000戸近い町営住宅を保有することになるかと思っています。今の371戸の町営住宅においても、未収金額が1億円を超えています。実際、1,000戸近い町営住宅を管理できるのか、また、それ以前に建設に係る財源は大丈夫なのか。9月に報告された中期財政見通しの中でも、財源不足への対応策で対処したとしても、平成35年度までの間に24億円の財源不足という試算でした。恐らくこの金額というのは、この時点で計画をされていた災害公営住宅300戸分が想定されていたことと思います。それが680戸となると4分の3は国の補助があるとしても、簡単に計算しても約10億円近い金額の町の費用負担が、さらに増えるのではないかと、非常に心配しております。

それらの打開策の提案なんですけど、先ほどいろんな場面で、答弁の中で町長がおっしゃっていますけど、民間の活用です。市街地部においては、地主の方やアパート事業者の方に、積極的にアパート等の賃貸物件を建てていただき、それを10年や15年、または20年の単位で一括借り上げをするというのはどうでしょうか。2DKや3LDKの1棟当たり6戸口のアパートが、例えば40棟あれば、240世帯を賄うことができます。

ただ、積極的に建てていただくためには、助成金制度が必要だと思います。例えば1棟当たり500万円の助成金をするとして、40棟の募集をする場合、2億円になります。当初の費用負担や、先々の経費負担等を抑えることができ、また、市街地部のにぎわいの創出にもなります。中には

ですね、家賃低減化による民間家賃額との差額負担というものが大きくなるのではないかと  
いた心配があるかと思いますが、入居者の収入である政令月収の。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員、提案ということでございますけどもですね、一般通告の  
ですね、範囲を超えておりますので、簡明にお願いします。長いです。

○1番（上村幸輝君） 分かりました。

先ほど、収入超過世帯等にですね、民間借り上げを勧めていけば、差額負担は抑えることが  
できます。ぜひともですね、考えてみる価値の事業だと思います。

これらの提案ですが、ぜひとも検討をし、事業化していただけますようぜひ要望いたします。  
きめの細やかで被災者に寄り添った十分な支援事業とあわせて、町の将来を見据え、安定した未  
来像の描けるような事業の展開を切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。答弁  
ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午後3時11分

平成29年第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年12月12日午前10時00分招集
2. 平成29年12月14日午前10時00分開議
3. 平成29年12月14日午後3時15分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 15番 竹上公也議員
- 8番 野田祐士議員
- 14番 中村健二議員
- 9番 宮崎金次議員

---

7. 出席議員（17名）

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君  | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君   |
| 4番 松本昭一君  | 5番 榮正敏君   | 6番 中川公則君   |
| 7番 吉村建文君  | 8番 野田祐士君  | 9番 宮崎金次君   |
| 10番 坂本貢君  | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君  |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |            |

---

8. 欠席議員（1名）

- 13番 石田秀敏君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 堀部博之

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |         |       |           |        |
|---------|-------|-----------|--------|
| 町長      | 西村博則君 | 副町長       | 向井康彦君  |
| 教育長     | 酒井博範君 | 政策審議監     | 永田清道君  |
| 会計管理者   | 高森修自君 | 総務課長      | 中桐智昭君  |
| 企画財政課長  | 藤岡卓雄君 | 生活再建支援課長  | 姫野幸徳君  |
| 税務課長    | 緒方潔君  | 住民保険課長    | 森部博美君  |
| こども未来課長 | 坂本祐二君 | 健康づくり推進課長 | 後藤奈保子君 |
| 福祉課長    | 木下宗徳君 | 福祉課審議員    | 深江健一君  |



産業振興課長	森 本 光 博 君	復旧事業課長	坂 本 忠 一 君
復旧事業課審議員	増 田 充 浩 君	都市建設課長	西 口 博 文 君
復興整備課長	杉 浦 信 正 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	安 田 弘 人 君
環境衛生課長	河 内 正 明 君	水道課長	荒 木 栄 一 君
下水道課長	水 上 眞 一 君		

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、13番石田秀敏議員から欠席する旨の届け出がっております。

本日の日程は、昨日に引き続き、一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。

1番目に竹上公也議員、2番目に野田祐土議員、3番目に中村健二議員、4番目に宮崎金次議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

---

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、竹上議員の質問を許します。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 皆さん、おはようございます。15番竹上でございます。

傍聴席では、早朝より議場へ足を運んでいただき、まことにありがとうございます。

今回の私の質問は、県が事業を進めております都市計画道路益城中央線4車線化の町の対応についてと、陸上競技場の整備についての2点について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

熊本都市計画道路益城中央線の事業概要によると、益城中央線は熊本市中心市街地と益城町市街地を結ぶ主要幹線道路であり、熊本都市計画区域マスタープランにおいて、都市の骨格となる道路網を構成する重要な道路であると位置づけられております。確かに、九州縦貫道阿蘇益城インターや熊本空港にも直結できる、熊本都市圏道路としての機能を備えつけた道路に生まれ変わろうとしているわけでございます。道路は、生活物資の輸送から始まり、道路交通は、社会、経済、政治、文化、思想などあらゆる問題が密接に関係を持つとされ、道路は人間生活の上で欠かせない生活のきずなであると言えるでしょう。この道路は、主体は県にございますが、益城町が将来に向け最も身のある復興を遂げるよう、町として最良の手助けになるように考えていかなければならないと思っております。

そのために、町では、災害復興特別委員会、あるいは益城中央線連絡協議会、また地域で行っておりますまちづくり協議会などの数多くの委員会が発足し、復興、4車線化の後押しとしても

貢献しているところでございますが、この道路の沿線に住居等を構える住民にとって、今後、どのような形で用地交渉が進んでいくのか不安な毎日を送っていることと思っております。用地交渉に至っては、各自の条件や形態が違うため、それぞれに難しい問題が出てくることとなります。そこで町長にお伺いします。

1点目として、事業主体である県が、都市計画道路益城中央線のこの27メートル拡幅工事に着手するに当たり、道路に係る沿道に住む町民の住居敷地の提供により、建築物等の移動や移転は県との交渉ではあるが、町としては、引っ越し先の選定や土地探しなど、町民に対するバックアップの応援など、どのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

それからまた、2番目として、東西に走る益城中央線に対し、南北を走る地域の中の町道はほとんどが4メートル未満の道路が多く、4車線化道路の接続交差点では、非常に見通しが悪い。そういう箇所がただ多く見受けられます。4車線化になれば、多少スピードを上げての走行となると予想されます。信号機のないそのような交差点での安全対策は考えておく必要があると思いますが、そこで2点目の質問として、益城中央線へ接続している町道の交差点では、左折車また右折車など出てくることとなりますけれども、見通しの悪い角地が多く安全に欠ける、また横断歩道などの整備も必要となる、その他、通学路や安全標識、生活環境の整備が必要となりますが、町の対応をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成29年第4回益城町町議会定例会も3日目を迎えております。本日は一般質問の2日目ということで、4名の議員の皆様にご質問をさせていただきます。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、15番竹上議員の、都市計画道路益城中央線4車線化の町の対応についての質問にお答えをさせていただきます。

1点目、都市計画道路益城中央線の拡幅工事に係る沿道住民の方々に対しての建築物の移動や土地の代替地について、町として、町民の皆様に対するバックアップの応援などを考えられているのかについてお答えをします。

この益城中央線は町の幹線軸となる道路でありますことから、当然ながらバックアップをしてまいります。現在、今年4月に県が行った意向調査では、地権者の約5割が、道路に面した土地に残りたいと回答され、また、まだ判断できないとの回答をされた方も多くおられたため、お一人お一人との意向を丁寧に確認しながら、町職員も一部同行しながら用地交渉が進められています。建築物の移動や土地の代替地を希望される地権者の方々につきましては、県であらかじめ移転先などを準備したりすることはないとのことですが、代替地を提供できる方々の情報を町でもできる限り収集し、県へ報告し、個別交渉の中で、移転先などの斡旋が必要な場合は情報提供をさせていただきます。また、境界立ち会いにおきましても、町職員が同行し、そこでお聞きした話を貴重な情報として持ち帰り、他事業との連携を図っています。今後も、他事業におい

ても、県と町とで連携しながら進めていかなければならないことが多々あると思います。個人情報等の事情もございますが、議員の方々におかれましても、町民の方々からの情報等がございましたら、ぜひ提供いただきますよう、よろしく願いいたします。

一つ目の御質問の2点目です。益城中央線へ接続している町道の交差点では、左折車、右折車などが出てくることになるが、見通しの悪い角地が多く安全性に欠けること、横断歩道などの設備も必要となる、通学路や安全標識、生活環境の整備が必要となる、町の対応策は考えておられるのかについてお答えをします。

益城中央線へ接続する町道取り付け部につきましては、御質問のとおり、見通しの悪い箇所なども見受けられます。現在、設計の中では、県、町、交通管理者など関係機関と協議しており、町道取り付けにおきましても、県事業におきまして整備を行い、歩行者及び車両の安全確保、円滑な交通の確保を考慮しました構造を基本とすることで協議が整っております。

具体的には、町道取り付け部は車両が安全に離合できる幅員と隅切りによる見通しを確保するとともに、停車位置の道路勾配を緩やかにし、益城中央線を走行する車両や歩行者などの安全を確認して益城中央線へ出入りできるよう計画されています。町としましても、益城中央線における歩行者、自動車などの利用環境が飛躍的に改善されますことを踏まえ、生活道路や排水路の整備などのハード対策に加え、通学路の見直しやバス停など公共交通利用環境の改善などソフト対策にも取り組み、安全対策や生活環境の向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 御答弁ありがとうございます。

町と県とで連携しながら、いろいろとバックアップしていきたいという考えだそうでございますので、とても頼もしく思っております。そういう中で、沿道に住む方たちが必要な、そういう情報があれば、ぜひぜひお寄せいただいて、町の方で調整していくということでございますので、ぜひそうしていただきたいと思っております。

しかしながら、沿道に住む方が、本当にまた、沿道から沿道へ移るっていうのはなかなか難しい問題じゃなかろうかというふうに思っております。沿道に住んでいらっしゃる方が明け渡して、またその土地を、どっか行って住むということになれば別でしょうけど、なかなか空地ができないんじゃないだろうかというふうな思いがしております。これから大変な作業になっていくと思いますが、どうか町のほうとしてバックアップのほうを、ぜひよろしく願いしたいというふうに思っております。

ということで、1回目の質問では、前向きに検討するというので安心いたしました。沿道に住む人たちが、昔からこの場所で生活を営み、また、先祖からいただいた土地で長年ずっとそこで暮らしていた人ばかりが数多く残っているんじゃないだろうかというふうに思っております。そういう人たちに、道路にかかるから立ち退きをしてくださいと言っても、余りにも酷な話なので、それなりの礼節をわきまえる必要があるんじゃないかというふうな思いがしております。

先般の道路境界の線引きによって、完全に建物が同一敷地内で、娘夫婦と父母の別世帯を建てて暮らしている家庭がございます。この家庭では道路が半分以上かかるということで、娘さんた

ちはどっかに引っ越していかなきゃいけない。父親と母親はその場所で、また生活を営むというふうなぐあい、何かね、引き裂かれるような思いでございます。そういうとき、どうしたらいいかといえば、やっぱり自分たちとしても戸惑うばかりで、さまざまな人間の模様がありますが、単純にいく話ではないというふうに考えております。

しかしながら、町のため、何とかしてそこを乗り越えなきゃいかんということになりますが、本当にね、迷惑をかける住民にとっては、本当の迷惑かもわからんというふうに思っておりますし、それを乗り切ってしまうとどうしようこうしようとやっても、全体の中で考えていくにはですね、非常に、誰かがそういう目に遭わなきゃいけないという人が必ず出てくるんじゃないかと。そういうことが一番やはり心配な種でございます。まあ、そこを何とかせないかんということでございましょうから、本当にね、そういう具体的に立派な後押し、バックアップをしていく、また交渉なりをきちっとした形でやっていってあげてもらいたいというふうな思いでいっぱいです。

また、二つ目の質問では、町道からの接続、町道から4メートル道路への接続のやり方。確かに今現在、眺めてみますと、4メートル以下の道路が町内には多うございます。そういう中で、やはり今度、道路を広げますと、縁切りするわけですね、すると建物が縁切られてそのまま残っちゃうと。そこで完全に建物の陰になって、左が見えない、右が見えないとかいう話になるでしょうし、また地権者がおりますから、地権者とのいろいろの問題で長引く可能性もある。まして、そういう道路にですね、九電というか、電柱という部分になりますと、その電柱移設とかいうふうなことが問題となってまいります。ですから、そう簡単に、計画ではですね、町道においては6メートル幅で、結局、道路から、植え込みから13メートルの範囲を引いて、そこを6メートル幅に広げて、そして、消防車やら救急車が入ってきたときに、車との離合ができるように計画は立てたというふうなことで言われておりますが、果たして、それが本当にすぐできるのかどうかということですが、今の状況では難しい話だと思います。ぜひ、そういうことで、すぐはできないにしても随時やっていくということになるかとは思いますが、要するに、全体的にすぐそういうものに対して手を打つということではないということであれば、必ずですね、そこに安全性が求められるとするならば、一遍にして解決できるようなものではないというふうに思うわけでございます。

それと、ましてですね、前に植え込みがございしますが、植え込みには、これは私どもも聞いておりませんが、どういう樹木を植えられる予定なのか。高い木だったらね、バイパス、秋津にありましたイチョウの木だとか、こちらのクスだとか、エノキとかという街道みたいな形であるのか。あるいは、低木でツツジかなんかを植えてですね、整備していくのかというような話になるかと思いますが、そういう場所において植え込みを入れるということになれば、どうしても低木でないと安全性に欠けるんじゃないかと。左右が見えないと、交通路、こっちから車が来てるか見えないというふうなことになるれば、大変なことになります。そういうことで、県として、植え込みがあるとは聞いているものの、どういう木を植えるのかっていうのは、まだ私ども聞いておりませんでしたので、それが分かれば、今ここでですね、分かればちょっと教えてもらいたいなというふうな思いがしております。

そういうことで、13メートル、6メートル幅の道路にするということになれば、やはり地権者の問題というのが非常に大きいんじゃないかならうかと思えます。地権者も、いわゆる隅切りみたいな形で地権者がそこを提供しなきゃいかんという話になりますから。ただ単に、角地にお住みいただきたい方はね、引くだけじゃない、4メートル道路に係るだけじゃなくて、そしてまた、町道に係る部分についても提供しなきゃいかんというふうなことになりますので、その辺のことはきちっとした形で四隅に住む、出口に住む方たちには教えていただかないと、やはり、後々の問題として、いろんな問題点、4メートルは引いたのに、まだそこだけ隅切りしろと言ってきてるといふような話になりかねません。あわせた考えの中です、そういう方たちには教えてあげておくということが大切なことじゃないかならうかというふうに思っております。ですから、先ほど言いました植え込みについてです、分かればちょっと教えていただければと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

やはり、先ほどお話がありましたように、非常にたくさん用地を買収するというので、おっしゃられたように、先祖伝来の土地であり、思い出の土地であり宝物でもあると思います。個別の事情はたくさんありますので、しっかり対応していきたいということで、役場のほうも県と一緒にやっていきたいと思っております。

それから、脇道も多くあるということで、やはりその道が4メートルなら、なかなか逆につくっても渋滞するというので、6メートル幅で13メートルの長さということで。ただ、隅切りとかが出てきますので、こちらあたりもですね、しっかり個別に話をしながら進めていきたい。

それから植え込みですね。これは第二空港線とか、多くの方が見てらっしゃると思うんですが、非常に高木、高い木、非常に、今になってですね、なかなか道に出れないということでもありますので、逆に切ったりとか、中央の分離帯あたりの植栽も切ったりとかやっているみたいですので、これはしっかり県と協議して、またやっていきたいということで思っております。

それからですね、ある程度決まりましたら、4車線化の協議会がありますので、そちらのほうでまた報告をやっていきたいということで考えております。今のところ、こういった形にするかはまだ決まっておられません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 3回目の質問でございます。

今言われたようにですね、私も、4車線化の委員として入っておりますので、本来ならこちらです、きちっとした形で聞かなきゃいかんというふうに思っております。けどもすっかり忘れて、きのう思い出したもんで済ませ、まことに申しわけありません。聞いてしまいました。ですから、今度の4車線化の委員会があったときに、ぜひ、県の方へうかがいたいというふうに思っております。まあ、環境の整備も必要ということで言いましたけれども、道端にですね、そういう場所に絡めてですね、田舎のほうで、田舎って言ったらかわいんですけども、そちらの地域のほうではですね、ごみ捨て場になっているんですね、角地というのは。そういうごみ捨て場が多いので、その辺の整備もしていただければなということ、いろいろ考えてみれば、

一から十までやっていただきたいような話でございますので、大変手間のかかる仕事じゃなからうかと、地域と、みんなで協力しながらやっていかないと、なかなかできる話じゃないというふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってもらえるようによろしくお願い申し上げます。

それでは、これで1番についての質問を終わらさせていただきます。

次に、2個目の質問として、競技場の整備についてお尋ねしたいと思います。

登山家の野口健さん、皆さん御存じのとおりですが、岡山県の総社市長、片岡聡一さん、また、NPO法人のアムダ、菅波茂さん。この3名が、益城町にテントを張ったわけでございますけれども、益城町テント村報告会というのが5月の30日に行われております。その中で、確かに熊本大震災ではですね、多くの方たちが被災し、町民体育館に避難所が指定され、避難所の駐車場が車で埋め尽くされたというほどの多くの人たちがそこに詰めかけた。避難してきた人たちは、その場所で車中泊を余儀なくされましたけれども、本震後、また震度7がまだまだ続くという発表があったために、車中泊がまだまだ続くことになった次第でございます。しかしながら、エコノミー症候群などの発病があるために、さきに述べた野口健さん、総社市の片岡聡一氏、そしてまた、アムダの菅波茂氏が協力し合い、4月24日に益城町へテントを搬入し、テント村をつくり上げたわけでございます。

もちろん、益城町の西村町長と総社市長の片岡聡一さんが合意のもとでの話し合いであったわけでございますが、野口健さんの話によるとですね、あれだけ広い土地、グラウンドを使わせていただいたのは西村町長の英断であったというふうなコメントを言っております。そして、テント156張り、571名の方を車内のつらい思いから解放し、テント村、テント内での自由を取り戻した感はあるんじゃないだろうかというふうに思っております。

しかしながら、雨季になりますと、河川水の流入、あるいは台風時のテント災害、また暑さによる熱中症などの心配がございました。メインアリーナの天井落下の修理を行い、そして、体育館内へと移動することを決め、5月31日をもってテント村の撤去を決定したということでございました。

さしずめ1カ月とちょっとの間ではございましたけれども、総社市より、七、八名の職員が応援にやってきて、また、アムダからは医療チームが駆けつけテント村の健康管理に当たったと聞いております。議会からではありますが、心より感謝を申し上げたいというふうに思います。

しかしながら、グラウンドにテントを張ったために、400メートルトラックの上にドリルで穴をあけ、下部のコンクリートに6ミリのビスを打ち込んだということでございました。多分、ねじ込み式のアンカーボルトではなかったのかなというふうに思っております。それにしても、心配なので鉄筋を打ち込んだ。養生として砂袋を使ったと言っております。まあ、砂袋については乗っけるだけの話でしょうから、大したことはございませんが、このグラウンドは、公式認定競技場として誕生しているために、グラウンドに穴があいては、正式な競技場としての使用ができなくなります。震災より早1年8カ月がたちますが、中学校に入学した子どもたちも、4月に入学を迎え、子どもたちも1年8カ月がたったということになります。国体や中体連などの陸上競技を目指している子どもたちにとっては、地元の競技場で記録との勝負をしたいという思いはき

っと強いものがあるのではなからうかと思えます。トラック競技には、1万メートル、5,000、3,000、2,000、1,500、800、400、200、100メートル、さまざまでございます。また、ハードルなんかもございますが、アスリートにとって、自分の記録との戦いは一生の思い出として永遠に残るからこそ、人並ならぬ努力を続けているわけでございます。益城町の陸上競技を目指す子どもたちの記録会が早くできるようにしてあげたいという思いがございます。

そこで、お尋ねしたいと思えます。

競技場を避難場所にしてテント村をつくったことで、場所の選定に問題はなかったのか。また、グラウンド修理はいつごろになるのか教育長にお尋ねしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 15番竹上議員の二つ目の御質問、陸上競技場の整備について、また、震災後、陸上競技場内に避難場所としてテントを張り、571名が避難生活を過ごしたが、400メートルトラックにくいを打ったため、公認陸上競技場としての機能を失ったと。そのため、マットの張りかえ整備が必要となるが、場所選定に問題はなかったのか、修理はいつごろになるのかについてお答えをいたします。

益城町総合運動公園陸上競技場内の避難所、通称テント村は、議員おっしゃるとおり、アルピニスト野口健氏、岡山県総社市等の支援により、平成28年4月24日に開設されました。テント村では、車中泊等のエコノミークラス症候群の防止や避難所生活者のプライバシー確保等により、多くの避難者が生活され、一番多いときで156世帯、571名が避難され、一時はキャンセル待ちをするほどたくさんの方々でした。しかしながら、テント内の気温の上昇による熱中症と梅雨時期における浸水の危険性等により、安全で健康的な生活を送ることが非常に難しいと判断し、平成28年5月31日に閉村をしているところであります。

テントを張った際に、トラックの舗装面にくいを打っておりますが、くいを打ったことが、公認陸上競技場としての機能喪失の直接的な原因ではありません。震度7を記録した2回の地震とその余震により、陸上競技場では、舗装面の亀裂、隆起、凹凸が多数発生しまして、公認競技場としての機能が失われておりますことを、4月19日の時点で確認しておるところでございます。もし、地震後、公認競技場としての機能を保持していると判断がなされたならば、陸上競技場でのテント村の開設はしなかったと考えております。また、開設場所としては、近隣の町民グラウンドもありましたけれども、夜間照明の倒壊や傾き、地盤沈下が発生している状況であり、雨天時のぬかるみ等を考慮しますと、とても避難所としては使用できない状況でございました。当時は、このような状況でありましたので、陸上競技場の舗装面にくいを打つことは、本当はかなり抵抗はありましたけれども、テント村を開設する場所としましては、陸上競技場しかなかったというふうに考えております。

次に、現在の状況と今後についてでございますけれども、陸上競技場につきましては、現在、国と設計内容についての協議中でありまして、協議終了後、発注、契約、着工という流れになってまいります。復旧については、まだまだ明確な時期をお答えできる段階ではありませんので、

この場では控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 御答弁ありがとうございます。

グラウンドの使用については、もともと地震によって地割れやそういうものが起きた、隆起が起きたということで、くいを打っただけのものじゃないということでございます。もちろん、それが一番先に、地震によっての被害が結局、認定競技場としての機能を失ってしまったんだと。それであるからこそ、そこにテント村を張られたんだということだと思います。グラウンドの使用については、当然にして、グラウンドしかなかったということで決定されたものだと思いますけれども、確かに周りを見渡しても、今、野口健さんが言うておりますように、木陰で広く良好な場所などはあるわけもなく、地震のストレスから、どこに行っても場所はないと、存在するようなものがなくて、それよりも、まず先に、被災者の健康管理や生活環境の改善をともに考え、立ち上がらんということで、誰しもが思うところではなかろうかと思えます。そういった意味での対応は、即効性のある決断であったというふうに思ってもいいんじゃないかと思えます。そういうことで、あそこに決めた理由というのは、本来ならばいろいろ考えたであろうけれども、地震が起きたために、地震による被害でそこに決めたんだということでございました。

このようなときにですね、グラウンドを早く整備しなければならないということだと思っておりますが、先ほどの話で、契約がいつになるか分からないんだということでございます。けれども、いずれにしてもですね、修理しなきゃいけないということになりますので、早い時期に補助金のほうを請求されて、整備していただければありがたいかなというふうに思っております。中学校に上がって、益城の中学校で一度も使わないまま高校に行ったんだと、グラウンドでタイムも計れなかったという生徒も出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、やはり、陸上を志す人たちは陸上のタイムというのが一番やっばし気になるところでありまして、そこで出した記録というのは一生残るし、また、自分の心の中にもね、一生の思い出としてタイムが何秒であったと、100メートル何秒で走ったんだというのが永遠に記録されるわけでございます。そういう立派な競技場を持ってありますもんですから、認定競技場としての機能を本当に発揮できるような町として、どこからでも集まってきて、そこでタイムを競ってくれる生徒たちがいっぱい来るような益城町、そういうグラウンドをですね、目指してつくったわけでございます。そういう意味からすれば、早く立ち直って、こういう時期でございますので、グラウンドだけ先に整備しろなんて言うと、やはり、いろんな問題はあるかとは思いますが、子どもたちのためにもですね、教育長としてよろしく願いできればというふうに思っております。

それと、最後に聞きたいのはですね、このグラウンドの整備について、どのくらいの予算でできるだろうか、あるいは、補助金が幾らでできるだろうか、その辺のことだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 15番竹上議員の2回目の御質問にお答えいたします。

陸上競技場の復旧の予算、町負担についてでございますけれども、現在、陸上競技場の復旧工



事費を約5億円見込んでおります。そのうち99.1%を国費で賄います。残りの0.9%につきましても、起債を充てて、充当率100%で95%の交付税措置を受けますので、町の負担としましてはほとんどなく復旧できる見込みであります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 99%を国費ということでありまして、そのうちの0.9%を起債として、そして、そのうち10%が、今、金額は幾らぐらいになるんですかね、何万円の予算になるんですかね。ちょっとね、計算を。今電卓を持ってないんで、幾らになりますか、済みません、教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） そのような補助を除きますと、町の実質的な負担は23万890円と。これはあくまでも概算のところでございますけれど、そういう状況でございます。

○15番（竹上公也君） ありがとうございます。あれだけ広いグラウンドが23万円できると。教育長のお小遣いみたいなものだと思うわけでございますが、本当にですね、大きな数字が出たらどうしようかなと思いつつ聞いたんですが、そんなものでできるということでございますので、本当にですね、早く直してあげて、子どもたちが立派に運動できる、運動といってもね、学校生活の一部でございます、教育環境の一環でございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

これもちまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。10時50分から再開します。

---

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田祐士です。今回も一般質問の機会を与えていただきました。まことにありがとうございます。

また、傍聴席には、本議会に足を運んでいただき、町政に関心を持っていただき、感謝申し上げます。今、この町には、皆様の御意見、御提言が本当に必要だと思ひますので、町政を御理解の上、今後さらなる御指導を賜り、あわせて御協力をお願い申し上げます。

それでは、質問席に移ります。

今回は3項目について質問をいたしたいと思ひます。1項目20分程度と考えておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

まず、1項目ですけれども、これまでの震災対応を問うということで、大震災が起こりまして、

さまざまな問題も多かったと思いますけれども、その後の対応で、早急にやるべきだったこと、またはできなかったことの検証、また、住民に不安を与えたこと、心配、心労を与えたことの検証をどう行ったか、検証結果について伺いたいと思います。

また、震災後の対応で、町長自身、リーダーシップ不足と感じたこと、または決断力、要するに、こういうふうな決断をしてたらよかったなと思うこと。また、その決断によって、民間業者等にも迷惑をかけたことがあると感じることがあればですね、ぜひお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の一つ目の御質問の1点目、昨年4月、町は大震災に見舞われたが、その後の対応で、早急にやるべきだったこと、できなかったことの検証、住民に不安を与えたこと、心配・心労をかけたことの検証をどう行ったのか検証結果について伺う、についてお答えをします。

まず、災害検証についてですが、議員の皆様に対しましては、先月の臨時議会の折、事前に報告をさせていただきましたが、災害対応業務内容や課題、改善の方向性を取りまとめた「平成28年熊本地震益城町による対応の検証報告書」を12月1日に町ホームページ上で公表しております。この災害検証の目的としましては、昨年の熊本地震において、益城町がどのように対応したのか、よかった点、悪かった点を洗い出すことで課題を整理し、その課題の改善の方向性を確認することです。このことにより、熊本地震を踏まえた業務継続計画や災害時対応マニュアル、応援要請、受援計画の策定などに活用し、今後の災害対策をより万全なものとすることで、災害に強いまちづくりを目指すことです。

続きましては、災害検証の手法としましては、警察、消防、自衛隊やNPO、ボランティア団体といった各応援機関や消防団、行政区嘱託員などに対するアンケートやヒアリング、町関係課や特命プロジェクトチーム及び町職員へのアンケートやヒアリングなどを実施しています。

その中で、どのような業務を行ったのか、行えなかったのか、課題などを整理した上で、その課題における改善の方向性を示しております。災害検証の対象期間としましては、平成28年4月14日から同年12月31日までとしております。

この検証報告書の構成は、第1章では災害検証の概要、第2章では被災状況、第3章では全体的な対応状況、第4章では罹災証明や仮設住宅といった業務別の詳細な対応状況と、課題に対する改善の方向性を記載しております。巻末資料としまして、町職員アンケート結果及び広報まじき災害臨時号、別冊資料としまして、被災者支援メニューを掲載しております。

検証報告書の中で、災害対策本部運営のあり方や避難所運営のあり方、災害時優先業務の位置づけなど、課題が顕著にあらわれています。早急にやるべきだったこと、できなかったこととして、災害対策本部及び町行政組織における指揮命令系統の確立があります。原因としましては、被災された皆様の生命を守ることを最優先に考え、課長等幹部職員を含めた町職員の大半を避難所対応に当たらせたことであります。このことにより、幸いなことに、避難所での感染症や食中毒などの発生を防ぐことができましたが、被害状況の把握や被災者支援が遅れることとなりまし

た。このため、あらかじめ避難所ごとに町担当課を指定し、災害時における優先業務に当たられるよう、また修正しました避難所運営マニュアルをもとに、極力、町職員の減員が図れるよう指示しております。

次に、住民に不安を与えたこと、心配・心労をかけたことについてですが、最大の要因として、町からの情報が届かなかったことにあると思います。町が考えていました情報発信ツールである防災行政無線やホームページ、安心安全メールが、庁舎の被災によりまして使用不能となり、情報発信が困難となりました。本来であれば、町の情報、被害の状況、町が何をしているのか、被災者支援の状況など、きめ細やかに情報を提供すべきだと考えております。このため、防災行政無線や町庁舎における情報系サーバーのさらなる耐震化、新たな情報発信手段の確保に努めてまいります。地震から1年半が過ぎ、住民の皆様や町職員も当時の記憶が薄れてるように感じています。地震の記憶を風化させず、この災害検証で得た教訓を皆さんで共有することにより、災害時における住民の皆様の安全・安心を速やかに確保できるよう、また、不安を払拭できるよう、町や住民が一体となって取り組んでまいります。

次に、野田議員の一つ目の御質問の2点目、震災後の対応で、西村町長のリーダーシップ不足と決断力不足が町民や役場職員、さらには震災対応に従事した民間業者などにも多大な迷惑をかけたとの声が多く聞こえてくる。町長自身、反省点は多いと思うがいかにかについてお答えをします。

非常発災時におきましては、災害対策本部長、すなわち町長がトップダウン方式で全てを即座に決定していくことは重要です。また、各方面の専門家の意見を拝聴し、決定していくことも大事です。しかし、双方の意思決定方法に欠点もあり、今回の震災では、時にはトップダウンで、時には専門家の意見を拝聴し、対応しております。職員が指摘されました私のリーダーシップ不足と決断力不足について、私が町長として即断した一例を申し上げます。4月14日、前震時におきまして、町の指定避難所であります町総合体育館メインアリーナの天井が一部崩落しました。多くの避難者が押し寄せ、メインアリーナを避難所として開放するよう要望されましたが、余震が頻発している状況であり、二次被害防止のため開放しませんでした。皆さん御承知のとおり、4月16日本震時において、メインアリーナの吊り天井、照明器具、空調機が大規模崩落しました。避難者がおられたらと思うとぞっとします。このような住民の生命や身体を守るために、リーダーシップや決断力は必要だと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 1回目の御答弁ありがとうございました。

町としてできたことも必要ですけども、今回は、町長ができたこと、できなかったことも重要になってくると。というのがですね、自己分析を厳しく行っていただきたいと。なぜかという、自己分析を行うことによって、決してですね、失敗を責めることではないというふうに思っております。失敗を見きわめることによって、次に生かせるチャンスが来ると。それが大事と思っておりますので、ぜひですね、自己分析について厳しく行うということを行っていただきたい。

町長ですね、判断の遅れとかリーダーシップとかを私は問うておりますけれども、この重大

な震災が起きたと。要するに、想定を超える震災が起きたという非常時だからこそですね、トップとしての力量、人間力が試されるということが言えるんじゃないでしょうか。過ぎたことについてどうこう言うということはよいか悪いかは別にして、それを生かすためには、厳しく自己分析を行って、今後どうやっていくべきなのかというのをですね、後世に伝えていただきたいというふうに思っております。

1問目の質問のところですね、例えばですけれども、解体ごみの処理、要するにごみ処理ですね、一時仮置きについては、これはですね、3時間から4時間待ちです。当初3時間から4時間待ち。ごみを持って運べてもですね、1日1回できるかできないか、置くことができるかできないか。また、選別するのが大変な折ですね、トラックで持って行って、また持ち帰られるということも起きております。そういうこともですね、実際、その非常時にですね、それがよかったのか悪かったのか、後で選別するという方法はなかったのか等々もですね、出てきてよいと思っております。

また、罹災証明の発行についても、5月に発行できるというふうな宣言がなされましたけれども、時期が遅れました。これについてもですね、なぜ遅れたのかと。やっぱり一度ですね、宣言したことについてはやり遂げるということが必要ではなかったのだろうかというふうに思っております。

仮設住宅におきましては、テクノ仮設、これは当初、五百数十戸の部分を集めましたけれども、100人以上の辞退者が出たということでもあります。また、結果的にですけれども、仮設住宅はどこにでも建てれたと、今思えばですね。どこにでも建てれたんだということでもあります。飯野小学校グラウンド等も使用しました。よしあしについて言うつもりはありませんけれども、そういうところの検証が、実際、重要ではないだろうかと思っております。

町長に対してですね、先ほどから言っております判断力、リーダーシップについてはですね、難しいというのは分かっております。ただ、町長は少なくとも3万4,000町民のですねトップ、首長でありますので、そのリーダーシップ、力量を問われても仕方ないと。非難をするつもりはございません。これは問うてですね、実際にそれを生かせるような方法をとっていただきたいと。ぜひですね、自己分析を厳しく行っていただきたいと思っておりますけれども、その点について、2回目の質問とさせていただきますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、2回目の質問にお答えします。

自己分析ということで、これは検証結果もですね、自己分析というか、いろいろ入れています。実は、ここまで言うかというくらいに書いております。これは日本全国のほうに発信してやっておりますが、先ほど出る出ておったんですが、解体ごみ、3時間、4時間待ち。実は15日にもう、今の副知事のほうに電話をしまして、テクノ仮設の横ですね、今、二次仮置き場、それを益城のために使わせてくださいと話をしているところです。

それから、罹災証明あたりについても、いち早く私が、全棟調査をやってくれと、申請に基づかない全棟調査ということで、そこあたりもリーダーシップになってくるんじゃないかというこ

とと、テクノ仮設についても、県との合同でいろいろ話をさせていただいて、どこでも建つんですが、なかなかそこには地権者の問題とかたくさんあります。その後、やはりテクノ仮設、その結果はどうなったかという、一番埋まって、かなり入れない方も多くなったということで、ここあたりも、その当時、いろいろ先を考えてということでやったところで、結果であります。

なかなか、4月の14日、熊本市長とか益城町長とかですね、いろいろ災害を受けたところの町長さん、市長さん、いろいろ災害時にトップがなすべきことも、今出させていただいております。私ができなかったことも、この中でも話をしております。

ただ、やっぱり、自治体、防災ということで、トップには自治体防災計画の策定、それから自衛隊の派遣要請、それから住民に対する避難勧告とか、たくさん求められます。ここあたりをですね、ただ自治体のトップは災害のプロではなかったということで、やはりここあたりも、各町、ほとんどの町が30年、40年に一遍ぐらい来るような災害を経験されたということで、1期4年ではなかなか経験できないこともあったということで、ここあたりは研修をやりましょうとか、必ず副町長は研修をやりましょうとか、そこあたりを働きかけているところであります。

この自己分析、これは自分の中でもきちっとやっていきたい。できたこと、できなかったことをしっかり考えながら、またこれからやっていきたい。それからリーダーシップにつきましても、いろんなリーダーシップがあると思います。これも、リーダーシップもこれができたから終わりじゃなくて、常に先々を考えて、一つ一つリーダーシップは違います。業務によっても違います。事柄によっても違います。しっかりと発揮してまいっていきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 先ほど言われましたように、二次仮置き場が、熊本県ですね、これは最初9月には完成予定と、で、12月に完成予定と。さて、いつ完成したんでしょうかということですね。リーダーシップとですね、熊本県との関係については、またこれも申し上げますので、ここでは差し控えますけれども、町長はですね、行政のプロとしてのですね、町政に取り組んでこられたと。多分、行政のプロというのを第一義にして戦ってこられたんだと思いますので、あんまりですね、できなかったことについて、災害のプロではなかったと言われますけれども、災害も行政の役割の中の一つでありますので、ぜひですね、行政のプロということであれば、災害のプロではなかったなどという言葉はですね、やめていただきたいと思います。

反省点はですね、ホームページのほうですかね、いろいろ検証がなされているということですので、これはですね、我々も含め、町民の皆様方がですね、一度きちんとした形で見られて、いろいろなことを感じられるべきだというふうに思っております。

それでは、2点目の質問のほうに移らせていただきます。

木山交差点の私有地の処分に関して質問をさせていただきます。

これはですね、先日、本議会で報告がなされております。質問等については、また、最終日のほうにいろいろ質疑応答があるかと思っておりますけれども、一般質問、通告をしておりました関係上、私のほうからもですね、少し質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番、100条委員会は地方自治法により地方公共団体の活動を定めた法令により、議会が

設置したものである。100条委員会の報告と判断がなされたら、それに対し町長みずから対応しなければならないし、責任があればそれを果たすべきであると思うが、どうお考えですかというのが1番目ですね。

2番目が、現在もさまざまな責任問題に発展している。例えば、町長はこの件で、県道の4車線化や木山区画整理に伴い、地権者から町の財産との交換を持ち出されたら対応しなければならなくなした。この責任をどうお考えかという質問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の、100条委員会は地方自治法により地方公共団体の活動を定めた法令により、議会が設置したものである。100条委員会の報告と判断がなされたら、それに対し町長みずからが対応しなければならないし、責任があればそれを果たすべきであるが、どう果たすのか。それから、二つ目がですね、現在もさまざまな問題に発展している。例えば、町長はこの件で、県道4車線化や木山区画整理に伴い、地権者から町の財産との交換を持ち出されたら対応しなければならなくなした。どう責任をとるのかの質問でございますが、今後、議長から届けられました報告書の回答によって、また精査させていただきたいと思っております。委員長から報告がありましたことにつきましては、しっかりと受けとめていきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。議長からの回答というのは、ちょっとよく分かりませんが、これは議会での報告になると思いますので、それを受けての判断をお尋ねしたところでありますので、ちょっと今言われた分については、また後ほどお答えをいただきたいと思っております。

今回の件でですね、何が問題かというのは、益城町の公有財産の管理及び処分という問題になります。これは地方自治法の237条であったり238条、または149条、98条ですかね、等々も含む部分で、法律についてですね、議論するつもりはありませんけれども、大事な部分は、先ほどの部分とかぶって申しわけないですけども、これも町長の裁量権にかかってくる問題、要するにトップとしてどういうふうな理解をして、どういうふうな判断を下したかというのかかわってくるというふうに思っております。重要なことは、町の財産は、益城町、要するに町民の財産であって町長の財産ではないと。これが財産の管理及び処分、一番最初に書いてある部分ですね。それについてよくお考えをしていただきたいと。

今回の件に関しては、無責任な、これは私の意見ですけども、無責任な判断によって土地交換がなされたとしか考えようがない。今回、2問目に書いてますように、県道の4車線化ですね、益城中央線、または、木山区画整理に伴い、地権者の土地がですね、地権者によっては売買に応じられたりする方もありまじょうし、中には代替地を必要とされる方もいらっしゃる。代替地を必要とする方に対してですね、町有地を提供できるのかという問題が出てまいります。町長は、交換されたわけですよ。その前例をつくられたという部分について、これはとっても大きな問題ではないでしょうか。文化会館第2駐車場の使用頻度が少なかったとかいう話を前提にされて

ますけれども、もちろんそれに対しての検証はなされていないという結論が出ております。今回ですね、例えば益城町の本庁舎、駐車場はほとんど使っていません。これは災害というものがあつたかどうかは別にして、現在ほとんど使っていない。じゃあ、県道4車線化の土地交換、もしくは区画整理の土地交換に対してですね、役場の駐車場とかえてくれというふうなことを言われたらですね、どう対応なさるのか。これについて、できませんよと言えるのか。言えるのであればですね、その理由を言わなくてはならないと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えなんでしょうか。

財産の管理について、裁量権の逸脱というのは間違いないというふうに認識しております。重要なのは、もちろんなされたことについても重要ですが、今後の問題・課題がそれによって大きくまた動き出すという部分が問題になりますけれども、その部分についてどうお考えかを、いま一度ですね、回答をいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員の2回目の御質問にお答えします。

100条委員会のほうでしっかりと今のお話についてはお答えをしているとおおり、この件については、私は適切に決断したということで考えております。今後、ケース・バイ・ケースで、また適切に対応してまいりたいということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の質問になるんですね、最後の質問になりますので、答えをいただけないのであればですね、私もどうしたらいいのか分かりませんが、答えをいただけないというふうに思われてもしょうがないのかなと思いますけれども、町長が言われるですね、法的に粛々とやったというのはですね、ごもつともだと思います。これはですね、法的にやったというのは、要するに手順のお話ですよ。行政財産では基本的に処分できないから、行政財産を普通財産に切りかえたというのは、これは行政では処分する過程の手順の話です。手順を粛々とやるのは当たり前のお話ですよ。そうではなくて、行政財産で利用していた場所について、交換を持ち出したと、その土地についてですね。そこの話から本当はしなければならない。この報告書をですね、よくお読みになってですね、その話を、回答をいただかんといかんということでもあります。

それと、これはですねもう3回目なんで、あんまり引きずりませんが、今後のお話ですね、今後。今後のお話において、4車線化、もう一度言いますよ、4車線化及び木山区画整理について、代替地を求められた。それも公有地、町有地ですね、いわゆる町が持っている土地について求められた場合、町長はトップとしてどう責任をとるんですかということをお尋ねしているんです。先ほどからですね、震災についての検証もしなければならない。その検証について自己分析を厳しくしてくださいと、先ほど申し上げましたけれども、今回の部分もそうです。自己分析を厳しくしてくださいということなんです。今後のことについてどうするかを、今から。大問題に多分なると思います。これは、ほかの課長あたりからですね、回答いただいてもいいですし、もちろん県から来ておられるですね、政策審議監あたりですね、回答をいただいても結

構ですよ。どうするのかを、町長が責任を持って、リーダーシップを持ってやっていく上で、自分がこれはなされたことです。震災の場合はですね、起きたことに対する対応。今回の木山交差点の民有地の処分に関しては、これは第三者的にどうのこうのじゃなくて、これは町長がみずからやったことです。これについての責任と今後の問題・課題について、どう考えているのかということをお尋ねしているんです。議会の報告についてはですね、100条委員会の報告については、それは読まれてもいいと。まだ、お忙しいなら読んでいらっしやらないでもいいけれども、一般質問はですね、通告は前からやっていた部分なんで、あんまり難しいお答えにはならないと思うんで、もう3回目なんで、町長ぜひお答えをお聞かせください。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、3回目の御質問にお答えさせていただきます。

あくまでも、まだ報告書については全然もらっていない、文言で聞いただけということになりますので、先ほど話しましたように、これ以後、やはりケース・バイ・ケースで対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の御回答ありがとうございましたとは、とても言えない状況ですけども、ケース・バイ・ケースということをおっしゃいましたけれども、ケース・バイ・ケースで本当に応えられるのかと。本当にそれで町長としてですね、それは無責任な回答にならないのかというのを心配しております。通告も出してたんで、それなりの回答が得られるのかなと思っておりましたけれども、今回は残念な結果になりました。

それでは、次のですね、3項目めの質問とさせていただきます。

町長の判断能力と政治手法についてということであります。

益城町にとって大切なことは、町の利権を優先し考え、計画し、行動し、成果を出していくことです。震災後から、西村町長のリーダーシップ不足により、熊本県主導となっていることは残念であります。将来に向けた政策や考え方ができていないのは、町にとって不利益となっているという意見が多数ある。きちんと町民に説明すべきだと思いますが、いかがですか。

これに関してはですね、熊本県は、益城町の復興が県の復興であるということで、多大な御尽力をいただいているというふうに、熊本県に感謝をしておるところであります。もちろん県から多くの、副町長をはじめ、多くの方々がですね、今回の震災を機に、いろんな御協力、または御指導をいただいているところあります。

重要なことはここに書いておりますように、まずは益城町のトップであるということの認識ですね。ということは益城町の利益を優先しなければならないということになると思いますが、町長はどのようにしてその利益を、町の利益を優先させていくお考えでしょうか。まず、1回目の質問であります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田祐士議員の三つ目の御質問、町長の判断能力と政治手法についてお答えをいたします。



震災直後から、私はみずからも被災した職員らとともに災害対策本部に陣取り、避難所の対応、被害状況の把握等に追われました。先ほど、プロではないと話をしたんですが、実は、水道課時代ですね、今から28年前ですね、大型台風が来て、教育委員会のときですね、県体が中止になったと。そのときに3日間寝ずにやったんですが、その経験は、非常に今生きているかなということだと思っております。復旧・復興に不可欠な業務に対応するため、四つのプロジェクトチームを設置し、復興課をはじめとしました庁内組織を再編、現場のニーズに対応できる体制づくりも早急に実施しました。その後も、錯綜しました情報をもとに、その都度、大きな決断を迫られたわけですが、中には、決断までに時間をかけてじっくり議論した事柄もあったことと思います。その際、リーダーとして悩んだり、慎重に検討したことを思ってリーダーシップ不足ということであれば、御指摘は全くの見当外れではないかと思っております。災害時にはどんなリーダーであれ、100点満点の対応ということは決してありません。私は町長としまして、町民の皆様の安心・安全を最優先に、町民の皆様に寄り添って、これまで一生懸命に取り組んできたという自負があります。

木山土地区画整理事業につきましても、県の協力のもと、さまざまな協議を重ね、一緒になって一歩ずつ進めてきたという認識であり、議員御指摘の熊本県主導には当たらないものと考えております。

また、将来に向けた政策としましては、町民の皆様から、約230件もの意見をパブコメという形で取り込み、昨年12月に策定しました益城町復興計画があり、その中の復興に向けたシンボルプロジェクトを中心に据えて、さまざまな事業に取り組んでいるところです。

最後になりますが、議会と執行部が両輪となって機能してこそ、初めて前に進み、町の発展につながっていくものであります。議員もその点を十分に御承知いただくとともに、被災されました町民の皆様が一日でも早くもとの生活に戻れますよう、今後とも御協力のほど、よろしく願います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） ありがとうございます。

町長が言われるようにですね、議会もしっかりしてやっていかなければならないと、同じ思いであります。今、町の政策を鑑みるにですね、町長の判断というものはもちろんあるんでしょうけれども、どうも熊本県に判断が委ねられておるのではないかとこの部分が多く感じられます。そういう意味において、町の利益を優先してほしいという質問をさせていただいたところであり、町長が言われるようにですね、トップというのは100点満点ではない。当たり前のことです。100点満点の人間がいたら逆に怖いと思えますけれども、ただ、必要なときには、決断力、リーダーシップが必要となると。これが町のためであるという認識は一緒ではなかろうかと考えております。それがもしできないのであればですね、これは益城町にとって不幸なことになるというふうに考えております。

この町の利益を優先しということに対してですね、一つ、例えばのお話をさせていただきたい。例えばじゃないですけども、質問ですのでお尋ねしたいと思っております。先月11月の24日に

臨時議会がございました。その中の案件で、当日に取り下げられたものがあります。議案第82号、益城菊陽線、木山交差点から第二空港線までの路線認定であります。これは、私たちはもちろんですね、御説明を受けております。しかしですね、当日になって上程を取り消されております。これはですね、熊本県としてみれば、経過表をいただいておりますけれども、熊本県は益城町に対して、県道を町道に変更してくれということはずっと言い続けてきた部分であります。益城町は、木山交差点から第二空港線までの改良が終われば、町道として引き取りますよということをお願い続けてきて、二人、もう3人目ですかね、町長で。川崎町長、住永前町長、実際はその前からだと思いますけれども、そういうことがなされてきたものです。この益城菊陽線というのは、木山の交差点からですね、第二空港線の、本当は先まで行きますけれども、その部分であります。このですね、今回、熊本県は、益城町に町道として引き取っていただきたいということで西村町長が決断をされて、上程をしようとした。私たちは説明を受けておりますから。それなのに、当日になってそれを取り消された。これはどのような理由ですか。なぜ取り消したのかというの理由をお聞かせください。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、2回目の御質問にお答えをします。

まずですね、先ほど竹上議員の質問にお答えしましたとおり、県の事業でも益城町において実施されますので、県と連携しながらやっていくのが町としての務め、住民に対する態度だと思っております。ひいては、県のほうで事業をやっていただくということで、町の利益にもつながっていくかなということで考えております。

それから、益城菊陽線の町道の認定については、これまでの経緯もあり、県と町との約束があっておりました。これは事実です。議会との調整がまだ、いまだ終わらないということで認識を持ったところで、この取り下げをやったというところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○8番（野田祐士君） もう3回目の質問ですかね。最後の質問になるので、回答を得られない部分が多いんですけれども、これはですね、県の土木部はですね、ずっと益城町にお願いばしとったわけですよ。住永町長、前町長時代ですね、交差点改良をやってからでいいじゃないかというふうに言うとったわけですよ。それを分かってた上で、西村町長は上程をしようとしたわけですよ。実際、我々に説明をしています。で、当日取り消したということは、何か県から言われたんですかというお尋ねをしたかったわけですよ。「言われました」ということはないというふうにも考えられますけれども、ここで重要なことは、西村町長は町のトップとして、益城町の利益のためにしっかりと仕事をしてくださいということです。

熊本県は、益城町のためにしっかり考えていると思います。益城町のためにですね。だから私は、県を非難するつもりも全くない。県には大変お世話になっていると。一部、第二空港線については言いたいこともありますけれども、これはですね、副町長もおられますんで、後日お願いばしようとは思いますが、大事なことは、町長は県の言いなりになる、言葉がいいか悪いか知りませんが、ではなくて、益城町町民の言いなりになっていただきたいと。町民の意見を一

番に考え、実践していただきたいと。もちろんですね、熊本県に対してどういう言い方をするのかはですね、副町長と十分御審議いただければいいですけども、それが益城町のトップ、町長のリーダーシップとしてやらなければいけないことではないでしょうか。今後、益城町の将来に向けての復旧・復興について、町長はいろんな面で多くの判断をし、決断をしていただかなければならない。その際に重要なのは、第一義的に益城町の利益を優先することという御認識をですね、胸に刻んでいただきたいと。それができないのであればですね、これはいろんなことをですね、考えていただきたい。

私もですね、家のほうが震災を受けまして、多くの方が震災を受けましたけれども、ということで4月16日以降ですね、ほとんど車のほうで生活をしておりましてけれども、余りにですね、車のほうで生活をしておりまして、役場の前でですね、よく寝てたんですよ。役場の前で寝てた関係上、朝から新聞でも読もうかと思ってですね、役場のほうによく6時過ぎには行っておりました。町長もですね、早くですね、多分7時前には来られとったんじゃないかなと、しっかり頑張っておられたんじゃないかなと思いました。よく町長とですね、そこでいろんな話もさせていただきました。町長についてはですね、この震災対応については、ぜひ益城町のためにしっかりとやっていただきたいと。町長もしっかりやってくというお話を、朝からですね、何回かさせていただいたと思っております。私もそのためにはですね、私個人としても議会としても、しっかり担っていくということを、多分お話したと思うんですけども、今の町長のですよね、今回の震災後の対応としてはですね、少し残念な部分があるのかなという思いであります。もっとですね、約3万4,000の町民のためにですね、選挙で信頼を得て当選されたわけですから、しっかりと町民のために県ともお話をさせていただき、国ともお話をさせていただき、震災の対応に当たっていただきたいと、そういうふうに思っております。

町長のリーダーシップを期待しておりますが、もしできない場合はですね、自己分析をやっていただかねばならないと。敵を知り、己を知れば百戦危うからずという言葉もございます。これは、敵はですね、隣におる副町長ではございませんので、熊本県ではございません。いろんな敵があるかもしれませんが、これはですね、熊本県が敵と言っているわけでもない、もちろんですね。ただ、熊本県の言いなりになるというふうな考えではなく、益城町の利益のために、しっかりとですね、町政を行っていただき、さらなる発展のために寄与していただきたいということを御提言して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

---

休憩 午前11時37分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、中村健二議員の質問を許します。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

本日は、傍聴席のほうに多くの女性の方がおいでいただいております。このように、女性の皆さんに町政に関心を持っていただくということは、大変ありがたいことだと思っております。ありがとうございます。

さて、きょうは、熊本地震の前震からちょうど1年8カ月となります。まだまだ多くの方が応急仮設住宅やみなし仮設住宅等で生活されております折、一日でも早くもとの生活を取り戻すことができるようにと、早急な復旧・復興を願っております。

そこで、本日は、その復旧・復興の状況についてと国の天然記念物の指定を受けるであろう三つの活断層の保存・管理についての2項目を質問させていただきます。

何せ8番目ということであり、同僚議員のほうから大方の質問はされておりますので、ちょっとやりにくいところがございますが、私なりの質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、質問席へ移らせていただきます。

それではまず、1項目めの質問ですが、今回、国の天然記念物として指定を受けることとなった布田川断層帯の活断層3カ所の保存・管理について伺います。

国指定の天然記念物の活断層は9府県があるそうですけども、その中でよく知られているのが野島断層で、平成7年1月17日早朝に発生した阪神・淡路大震災、兵庫県南部地震ですね、の際に、その構成断層の中で震源に最も近い野島断層の変位した断層面が地表にあらわれたものですが、これは野島断層保存館に保存してあります。この保存館が、北淡震災記念公園は震災から3年後の1988年、平成10年に完成しております。この同じ年の7月31日に天然記念物の指定を受けております。つまり、淡路市はここをメモリアルにするため、すぐに行動を起こされているのがよく分かると思っております。

益城町の場合は、昨年の6月に杉堂と福原の谷川両地区を、1年遅れで今年の6月に堂園地区を町の文化財に指定し、国の天然記念物の指定を求めていたわけですが、今回、指定が決定すれば、当然、しっかりと保存、管理をしていかなければならないと思っておりますが、先日の同僚議員の質問にもありましたが、指定されることによって受けられる国などからの支援について、再度お聞かせください。指定を受けようが受けまいが、いずれにしてもですね、しっかりと後世に残し、防災に対する意識を高揚していかなければならないと思っております。

また、この件については、二つの委員会をつくらなければならないということだったんですが、この委員会でどういうことをするのか、ちょっと内容を教えていただければと思っております。

また、町として、どのような保存、管理を考えておられるのか、お願いして1回目の質問いたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 14番中村議員の一つ目の御質問、布田川断層帯の活断層3カ所が国指定の天然記念物となるけれども、この活断層の保存はどのように考えているのかについてお答えをいたします。

活断層の保存につきましては、杉堂地区と谷川地区の2地区では、地面に立体的に表出しておりますので、経年劣化を防ぐために樹脂等の凝固剤を使用した方法を考えております。また、堂園地区につきましては、この視覚的に理解することができる最大2.5メートルに及ぶ畦畔の横ずれであります。

この横ずれは、震災直後の写真や映像等でごらんになられたと思いますけれども、麦やキャベツ等作物の生育状況により顕著にあらわれるものであります。したがって、所有者に通常の営農を行っていただくことが最良の保存方法であると考えております。

また、杉堂地区の潮井神社社殿、鳥居、参道、石段、谷川地区の納屋2棟の構造物につきましては、これらは断層が構造物に及ぼす影響を視覚的に理解することができるものですので、見学者の安全等を確保しながら、適切な補強等を行った保存を考えておるところです。

管理方法についてでございますけれども、震災以前より潮井水源の清掃を行っていただきました杉堂地区老人会や堂園地区の耕作者、谷川地区の住民の皆様など、地域住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、今後とも進めてまいりたいと考えております。

また、地域の皆様方の迷惑にならないよう、駐車場の整備、見学者を受け入れるための観察道路、覆屋等の整備をいたしたいと考えております。

いずれにいたしましても、正式に国の天然記念物に指定をされた後、地域住民や有識者等で構成される、先ほどおっしゃいました保存活用計画策定委員会、仮称ですけれども、や整備計画の検討委員会を設置いたしまして、今申し上げましたようなところを具体的に実現させていくようなところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 教育長のほうから丁寧な説明をいただきました。

保存方法は、凝固剤をつかったり補強したりとかいろいろありますが、天然記念物の指定を受けた9カ所の断層のうちですね、4カ所は屋根つきというか、屋内保存をされております。そこがですね、岐阜県の根尾谷断層とか、これは内陸地震では歴史上最大の地震と言われておりますマグニチュード8.0というのが発生しまして、亀裂が起きて沈下したのが6メートルも沈下しております。非常に、この断層自体が80キロという長い活断層なものですから、それを部分的にですけれども、保存してあるということですね。それにあとは、京丹後市の郷村断層、静岡県の日那断層と、それと野島断層、今、これは屋根つきでしっかりと風化を防ぐためにですね、保存してあります。

できれば、この辺もちょっと考えてもらいたいと思うんですが、この野島断層は2回ほど視察に行ったんですよ。で、北淡記念公園も野島断層保存館に断層の石を保存してありましたが、もちろん地震で倒壊した様子の再現模型や震災当時の写真パネルなどももちろん展示してありました。ここで、ほかと違うと思ったのはですね、普通だったら、こんな被害を受けましたよというのを展示してあるんですけど、もちろんそういうのも展示はしてありましたが、ここはですね、神戸市長田区にあった、通称、神戸の壁と。これは戦時中、公設市場から延焼を防ぐために建てられたんですけど、今回の地震でも、それが焦げもせず、毅然と立ったまま、その

ままきれいに残ってたということで、こんなのも大事だよということで、それをこの公園のほうに持ってきて移築してあります。それとですね、メモリアルハウス、普通、こういったこれも、こんな崩れて、ですけど、この場合は、活断層の真横にあつて、ほとんど崩れなかった地震に強い家として公開されております。

ですから、益城町の場合は3カ所ありますんで、今言ったように、一つ一つ保存の仕方もいろいろ違って来るでしょうし、場所的にいろんなものをつけ加えるっていうことも難しい部分もあるかもしれませんが、そういう保存の仕方ですね、そういうものを一つ考えていったらどうかかなと思っているわけです。

これは、一つ一つ管理の仕方も違いますけれども、この野島断層の場合は、北淡記念公園はですね、民間の景観地運營業界の会社ですね、の株式会社ほくだんというところが、民間で管理運営しております。益城町の場合も、しっかりと管理運営していくためにはですね、もう少しこう、何かせつかくなら、防災とかいろんなためにですね、いろいろ遺構のためにも、人が集まってくれるような何かを考えてですね、このようなことも考えていかれたらどうかと思うんですが、どういうお考えか、ここら辺については町長からお答えをもらってもいいんですけど。まあ、教育長のほうからよろしくお願いします。町長のほうからあつたら、その後お願いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 中村議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、補助的などころをですね、きのう申し上げましたけれども、少し申し上げますと、布田川断層帯に係る経費の補助ですけど、まず、仮保存に係る経費につきましては、震災遺構が消失することを未然に防ぐことを目的としました平成28年熊本地震復興基金の中で、震災遺構の仮保存支援事業を活用したいと考えております。この事業は、補助率10割となっております。

また、国の天然記念物の指定を受けた後は、保存においては国庫補助金を活用することができるようになっております。これは、保存の補助事業としまして、史跡等購入費国庫補助があります。これは、購入経費、建築物の移転等の補償経費等の8割が国庫補助になります。

また、そのほかに有識者等により組織される保存計画やその策定に係る経費、整備検討委員会に係る経費等、観光客や見学客を受け入れるための観察道路や看板、あるいは説明看板等を設置する経費につきましても、経費の5割が国庫補助となりますので、国の天然記念物指定後には、このような、また、毎年、特別交付税措置もあるそうですので、このような補助をまずは活用して、今後まいりたいと思います。

また、先ほど述べられましたように、先進地域といいますか、そのようなところを、こちらも十分、今、資料といたしまして、どういうところが本町の今後のですね、保存に生かせるかということ、十分こちら情報も収集いたしまして、今、申されたように、震災遺構として、まずはその遺構を今後につなぐ、そういうふうな防災・減災の教育にもつながるようなことを考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 国庫補助とかですね、復興基金のほうからいろいろ保存していくための

支援はあるということなのですが、やっぱりこういう補助も使えるものは、やっぱり回廊式で見学道路とかそういうのもつくるわけでしょうから、どうしても道路とかそういう整備には非常にお金がかかると。それは、5割補助なんですかね、そういうのが出るということだったんで、その辺を有効に利用しながらですね、そして、しっかりと保存できるような形をつくっていてももらえればと思っておりますので、補助あたり、せっかく出るんですから大いに、10割出るやつもあるし、ですから、大いに活用していただいてですね、しっかりと保存して、遺構として残していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

復旧・復興の進捗状況についてですが、まず、インフラ関係で、道路、橋梁の復旧状況ですが、道路については、県道などの幹線についてはですね、何とか安全に通行できているようですが、一旦村中っていうか、地区内の道路に入ったりしますとですね、まだまだ通りづらいところが多く見受けられます。

9月末の復旧事業の状況と今後の見通しというのを見てみるとですね、町道について、復旧に必要な箇所がですね、197カ所、で、工事発注済みが83カ所で、それから、114カ所がまだ手つかずというものですかね。ただ、9月末の情報ですから、この2カ月間でもっとこれは発注済みが出ているのかなと思っております。それから、町有道、里道、水路についてはですね、町内約500カ所について、順次復旧を行っていきますとなっているが、今、16カ所が工事完了となっているだけになっております。橋梁については、20カ所のうち、県にお願いしているのが13カ所、町で7カ所を復旧するわけですが、このうちまだ1カ所が契約済みとなっているだけとなっておりますが、この状況、どのようなことなのか。業者が不足しているのか、それとも発注しても不調・不落で進まないのか。また、まちづくり協議会や区画整理の関係でできないところなのか、ほかのインフラ整備と重なってできないところもあると思いますが、いずれにしても、災害の後、一番に整備しなければならないのが、道路などのインフラ整備ではないでしょうか。

町長は、今の状況をどのように捉えておられるのか。また、どのような指示を出されておるかお伺いしたいと思います。インフラの中にはですね、ちょっと聞いておりますが、上下水道については何とか順調に行っているというような話を聞いております。

次に、公共施設関係ですが、役場、益城中学校、総合体育館、全て現地建てかえ。何で建てかえになったのか。国の査定の結果という説明もありました。くいが170本破損、ほとんどのくいが破損して傾いているという説明がありました。ということは、地盤そのものが非常によくないということではないか。役場、益城中学校、総合体育館、全てくいが破損していますが、総合体育館のほうは解体が大分進んできているようですが、そのくいの処理はどうかさるんですか。

また、そのまま液注か何かして、そのまま固めるのかな。その辺ちょっと分かりませんが、ちょっと専門的なことでよく分かりませんが、いずれにしても地盤改良に相当の日数と費用を費やすことになるのではないかと危惧しているところですが、役場が土地の造成費用だけで2億5,000万かかる予定になっております。

地震に全ての物が破壊され、何から復旧していけばならないか。難しい状況にあるかもしれま

せんが、何をどのようにしなければならないか、何から進めなければならないか、しっかりと方向性を示していかなければ、全てが宙ぶらりんのような感じになって、いつになったらできるのか、完成するのか、町民は不安を抱いております。いろいろな公共施設について、いついつまでに復旧しなければならないと示したり、言われたりしておりますが、予定どおり進んでいるのかお伺いします。

それから、役場建設をはじめいろんな事業で検討委員会というのがあるんですが、この役割はどんな役割をしているんですかね。事業を進めるために多くの意見を聞いて、しっかりしたものをつくりたいということの狙いですかね。それにしては、立ち上げる時期というのがちょっと違うのではないかなと思うんですが。本来ならば、その事業を計画するとき、または何かをしようとするときに立ち上げる。そして充実した内容にして進めていく。そうすれば、検討委員会をつくった効果が十分に発揮できるのではないかと思います。ところが、いろんな意見が出始めた。そこでやっと検討委員会を立ち上げ、再度検討し始めるというか、そこで建設場所について判断をあおいでいく。ですね。役場なんかの場合はそうなんですけれども、役場の建てかえは早く決まっていたんですけどね。大体建てかえは早くから分かっていたわけですから。そのときに検討委員会は立ち上げるべきではなかったんですか。場所の選定もそこでしっかりと検討するべきではなかったかと思っております。

また、益城町新庁舎建設に関するアンケート結果が10月に出てますが、これをどのように取り扱ったのか、しっかりと取り入れられたのか。でも、結果が10月で、参考資料として間に合ったんですかね。町民のアンケートもそうなんだけど、何か、とらにゃいかんけん、とるよというような感じですね、あれですけども。その辺、参考資料になったのかどうか、町長に伺いたいと思います。

それと、区画整理事業についても、今、委員会の立ち上げの話があるようですが、全く何か泥縄式だと思いますが、そうは思われませんか。このいろいろな検討委員会が、町民のいろんな意見を交わすためのものであるならば、非常に残念だし、余り意味を持たないと思いますが、いかがでしょうか。中には、ほとんどが行政の意見を承認するだけというような委員会もあるようなことを聞いております。委員会は町長の指示でつくっておられると思いますが、その辺どうなんでしょうか。いろいろな中身について、また2回目で伺いたいと思いますが。

次に、県道の4車線化、区画整理事業について伺います。この事業については、いろんなグループや団体の方、地域住民の方からさまざまな意見が出されておりますが、この2事業を進めるに当たって、何か問題はなかったか。あったとすれば、何が問題だったのか。

町長は一度、この問題の精査を何回かされたことはありますか。事業そのものは県施行でやってもらえるということで、これは町にとっては大変助かることかもしれませんが、じゃあ、町として何をすればいいのか。都市計画の決定、事業認可をとるだけが仕事ですか。そうじゃないでしょう。この事業がしっかりと進めることができるか見きわめること、そして、この事業を進めるための準備をしっかりと整えることが町の重要な仕事だと思いますが、いかがでしょうか。

4車線化について、これについては、野田議員のほうから先ほど質問もありましたが、県道で



す。地権者との交渉は県のほうがやられるでしょうが、町としてどこまでかかわることができるのか、かかわっていけるのか。また、地権者の方には代替地を求められる方も多くいらっしゃると思いますが、その辺の対応ぐらいは町でやらなければならないと思いますが、町長、どう思われますか。お伺いします。

この2事業を進めるに当たって一番大事なことをちょっと怠ってきたのではないかと、そう思いませんか。とにかく都市計画決定をして事業認可をとるだけに突っ走ってませんか。それも、議会に責任をなすりつけるような形で、議会から大方の承認をいただきましたので。違うでしょう。ここはも議会からではなく、住民から多くの承認をいただきましたからではないんですかね。そう思いませんか、町長。議会が承認するのは予算ですよ。議会が承認しても関係住民の理解を得ることができなければ、事業は前に進まないのではないですか。将来のため、それは誰でもそういう思うような話ですよ。でも、今はどうすればもとの益城町を一日でも早く取り戻すことができるのか、よく考えて、大変なことだと思いますが、住民一人一人に理解を求めていかないと、何事も前に進まないと思いますが、町長の考えを伺って、1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

なかなか、通告の中身が分かりませんでしたので、1回目はですね、こちらでつくっている、こうだろうというあれで、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問ですね、道路、橋梁等インフラの復旧はどの程度進んでいるのかについてお答えをさせていただきます。

11月末での状況をお答えいたします。町道の査定件数は197件で、発注済みが95件、今年度発注予定が66件となります。残り36件は、平成30年度発注となります。

橋梁の査定件数は20件で、13件につきましては熊本県に復旧工事の委託をお願いしておりますが、今年度発注が8件の予定となっております、次年度が5件となっております。その他の橋梁災害は町で施工予定ですが、周辺の災害復旧工事との発注の調整を図りながら、発注してまいります。

町管理の中小河川に関しましては、査定を受けております箇所が27件あり、発注済みが20件となっております。残りの7件は本年度発注予定となっております。その他の水路につきましては、緊急度の高い箇所から、順次、復旧作業を行っております。本町が行う水路の復旧工事に関しましては、住民の皆様から要望の多い住宅と隣接する水路の早急復旧が課題となっております。

上水道の復旧につきましては、98%の発注率となっております。下水道につきましては、被災延長22キロメートルのうち、15キロメートルについて工事請負契約を締結しておりますが、現場が竣工した延長は7キロメートルとなっております。

災害復旧工事においては、通常3年で事業の完成となりますが、事業採択要件が原形復旧ということで、復興整備事業とは基本的に事業目的が違いますことから、庁内関係課で事業の調整を図るため、毎週月曜日に連絡会議を行っております。緊急性のある箇所につきましては、復旧事業を優先させた対応を行っております。町としましては、全力を挙げ復旧に取り組んでおり、9

月からは任期つき職員も増員し、早期復旧を目指しております。

二つ目の御質問の2点目、役場、学校、運動施設など公共施設への復旧への取り組み方法及び進捗状況についてお答えをします。

まず、役場庁舎につきましては、新庁舎建設に係る基本構想が建設検討委員会で承認され、現在、基本計画案を策定しているところでございます。なお、平成30年1月から解体工事を開始し、平成32年度から平成33年度にかけて新築工事を予定しています。

学校施設につきましては、飯野小、津森小及び益城中央小につきましては復旧済みですが、広安小、広安西小及び木山中につきましては、現在、復旧中でございます。また、益城中学校につきましては、来年度に解体に着手し、平成30年度第4四半期から新築工事を実施する予定でございます。

学校給食センターにつきましては、平成30年1月から造成工事に入り、3月からの本体着工を目指しております。供用開始につきましては、平成31年4月からを予定しております。

次に、総合体育館におきましては、現在、解体にとりかかっておりますが、平成30年度中の復旧を目指しているところでございます。

また、陸上競技場につきましても、現在、照明設備等の復旧中ですが、トラックなどにつきましては、国と設計の協議中でございます。

益城町民グラウンドにつきましては、平成30年1月に災害査定を受け、平成30年度中の復旧を目指しているところでございます。

なお、その他の公共施設につきましては、使用目的等が似通った施設もあり、幾つかの施設を複合化するなどの検討も必要になると考えます。今回、補正予算に公の施設のあり方検討委員会の委員報酬等も計上させております。議会からも委員をお願いしたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、御質問の3点目、復旧・復興を進める中で、いろんな分野で協議会や検討委員会が設置されているが、それは復興事業に反映されているのかについてお答えをします。

本町におきましては、住民の方との協働のまちづくりを推進しており、本町の施策を推進する上で、必要に応じて各種審議会等を設置し、住民の方や専門知識を有する方の御意見を参考にしながら、町政運営を進めています。復旧・復興につきましても、この考え方に基づいて行っているところでございます。

まず、町の復興計画策定におきましても、益城町復興計画策定委員会を設置し、その中に三つの専門部会を組織して御審議をいただいたところです。

また、熊本地震の記憶を後世に伝える方策につきましても、平成28年熊本地震記憶の継承検討推進委員会を設置し、これも三つの専門部会を設置し、御審議をいただいているところでございます。その中の一つ、震災記念公園専門部会におきましては、地域住民との座談会の中で議論しました内容を受けて、再度、専門部会において審議を重ね、その内容を平成28年熊本地震記憶の継承検討推進委員会で方針を御承認いただいたところでございます。

ほかにも、先ほど申し上げました新庁舎建設検討委員会におきまして御審議いただいた内容を

取り込んだ形で基本構想を作成したりしております。

このように、復旧・復興をすすめるに当たっても、必要に応じ協議会等の御意見をいただきながら、復旧・復興事業に反映させていきたいと考えております。

次に、御質問の4点目、復興を進める中で、県道4車線化及び木山区画整理事業について、県主導で事業を進めていただくことは大変ありがたいことだが、この事業に対しての町の対応、取り組み方についてお答えをします。

益城町復興計画では、県道熊本高森線の拡幅と木山地区に都市拠点の機能を持たせる土地利用の構想が掲げられております。県におきましては、県道の拡幅は発災直後から相談に乗っていただきながら、昨年7月に町と議会から要望書を提出、本年2月に都市計画決定、本年3月に事業認可され、その後、測量設計、用地境界立ち会い、用地買収等が実施されている状況です。

木山地区復興区画整理事業も、10月18日に県施行による復興土地区画整理事業実施の要望、11月10日からの都市計画決定に向けた説明会、11月28日に熊本県施行決定となっております。

町の対応、取り組みに関しまして、県道事業は現在、用地交渉を熊本県と合同で行っています。また、買取り申し出が提出してある箇所を調査して、事業の移転先としての情報を熊本県と共有しまして、代替地希望者の三者契約による用地交渉にも対応できるよう進めています。また、県と連携していることとしまして、関係住民、代表者及び町議会代表者からなる都市計画道路益城中央線連絡協議会を町で立ち上げ、事業内容の説明及び進捗状況等を報告しながら進めております。

木山地区復興土地区画整理事業では、町は用地先行買収などの意向調査を進めており、今後も町が前面に出ながら、県と共同で協力し合い、この事業に取り組んでまいります。また、この土地区画整理事業の土地利用計画、街区道路及び公園の位置につきましては、区域内のまちづくり協議会の意見を聞きながら計画を策定していくこととしております。なお、木山地区復興土地区画整理事業でも、関係住民代表者からなる仮称益城中央復興土地区画整理事業まちづくり連絡協議会を立ち上げる予定としており、この協議会は益城中央線と同様に、事業計画の内容説明及び進捗状況等を報告しながら進めていく予定としております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 少し質問と答弁のほうで、まあ、質問の内容が分からなかったのかどうか知りませんが、

本当、担当課長がるる書いた文章だったんですけど、町長の気持ちを本当はもっと聞きたかったんですが、少し入れてもらえばありがたかったんですが。

協議会の、今度つくる区画整理のほうでも、内容と進捗状況を報告する協議会ですか。そういうふうで、今、聞こえたんですけども、それだって、いろんな事業をスムーズに進めるための委員会であって、やっぱしそういうものが大事じゃないかと思うんですけど、その辺、ちょっと今聞きよったら、内容と進捗状況を報告しますとかっていう話だったんですが、それじゃあ何なのかわかって意味があんまり分からないような気がします。

それから、丁寧に震災公園の管理の方法もお答えいただきました。

役場のあれには、もう新庁舎の基本構想基本計画というのが、これが12月にできたということで、検討委員会の報告なのかどっちなのか知りませんが、これを検討していくんじゃあ、検討委員会とは本当はこれを検討していくのが検討委員会なのじゃなかろうか、それとも最初早目に立ち上げてするのがどうだったのか、その辺ちょっと分かりませんが、役場、学校についてはですね、安全な場所、災害に強い場所でなければいけないことは、町長も十分御承知のことだと思います。役場こそ本当にですね、安全な場所に、復興のシンボルというならば一日も早く建設することが、これが何よりも先にすることが一番大事じゃないでしょうか。学校も急がなきゃならないですけども、そういう意味でもですね。

この構想の中に3案出てますが、その2案、3案は最初からないような形で作ってあるのかどうか知りませんが、これ、2案、3案のほうが問題は解決しやすいんじゃないかと思うんですね。その辺はどういう判断をされたのか分かりませんが。

新庁舎の建設に当たってのアンケートの中で突出して多かったのが、災害時に対応できる災害拠点機能と十分な駐車場、駐輪場が確保できるということ。とにかく災害拠点機能というのは、どんな機能がいいかということ、それと一番大事なところはというところの両方にこれは出てきてまして、一番多かったんですけれどね。

これはですね、住民の皆さんが今回の震災を教訓として防災に対する考えをしっかりと養っておられることがうかがえますが、町はこれまで、いろんな動きを見ているとですね、今回の震災を教訓として本当に生かそうとしているのかどうか、ちょっと見えづらいところがあるんですが、今回と同じ震度7程度の地震が起きたとき、また今回と同じ対応しかできないのではないかなというようにもちょっと思っております、今のような感じではですね。

震災発生から3週間くらいのとこだったですかね、町長は覚えとらんだろうと思いますけどね、町長がどのような、そのとき状況だったかは分かりませんが、町長にお話ししたのは、防災の拠点、復旧・復興の拠点となる役場を建設する場所を早く確保したらどうですかというような話をですね、町長は忘れとるかもしれん。これだけ大震災が起きたんですから、場合によっては新しいまちづくりを考えていかなければいけないかもしれませんよと私は2回ぐらい、震災が起きて長くないときでした。健康福祉センターのほうで何かばたばたしているとき、まず、とにかく公用の土地を早く確保して、まずそれからスタートしないと、なかなか復興は難しいですよってお話をしたんですが、一議員の言うことですから、忘れられても結構でございますが、現役場の地盤、敷地全体の形状、広さ考えたら、今回の震災を教訓として生かしているような気がしませんが、町長、どうお考えですか。

役場や学校ですね、学校は一日でも早くつくらなければならないと思いますが、現地建てかえてなると、解体後のくいの処理、地盤改良などなど、かなりの時間を要するのではないかと思っております。

中学校などはですね、場所の確保が難しいなら、グラウンドをかき上げて、グラウンドのほうに、そっちのほうに建てたらどうかなと思いますが、この辺は建設検討委員会が中学校のほうもありますので、そこで話し合われているでしょうから、一応、そういうことも考えられてるか

など思っ、ちよっとお話ししたところでございます。

そういうことを考えていかないとですね、なかなか前に進むのが遅いような気がしますけど、町長、順調に行ってると思いですか。また、このことについて、町長としてどのような指示を出されとるか。こういうことしてこうこうせんかと、早くせんかとか、いろんな指示を出された結果と思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、木山地区の区画整理についてですが、1回目の質問でも言いましたが、町長、これ、スタートがちょっとですね、まずかったんじゃないか。当初はまちづくり協議会を各地区につくっていただき、その地区の考えを上げてもらい、それをもとにまちづくりを進めていくとのことだったんですがね、いきなりこの地区は区画整理で整備しますということで、まちづくり協議会で作った案は没ですよ。昨日の町長答弁で、20地域でまちづくり協議会ができていているという答弁がありました、その後の対応はしっかり、これ、できてるんですかね。まちづくり協議会で作成した案を町に出しても、何の返事もないような話を聞きますが、どのような対応をなさっているのかですね、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

何らかですね、こんなことばかりやっては、一向にやっぱ前に進む気配を感じられないのは私だけでしょうか。このような中で、木山地区の区画整理事業では、都市計画決定をします、事業認可をいつまでにとらないと間に合いませんというようなことで、一気に走り出したわけですが、阪神・淡路大震災の後の神戸市などでは、幾つもの区画整理が実施されております。その中でですね、スムーズに行ったところは、まちづくり協議会で徹底的に協議を重ね、住民から大方の了解を得てからスタートしてます。そして、仮換地をスタートして、それでも仮換地が完了するまで6年かかっております。ところが、住民との合意形成を図らないままスタートした地域は、仮換地終了まで十五、六年かかっております。益城町の場合もそのような感じでスタートしようとしているんじゃないかなと、ちょっと心配しているところでもあります。事業認可をとったのはいいが、事業が一向に進まないでは、復興どころか復旧も進まなくなるのではないのでしょうか。

東日本大震災で被災した地域はですね、この区画整理っていうのが、もうここは全然状況が違いますけれどもね、ここはですね、やっぱり阪神・淡路のこの区画整理を、しっかりその失敗を踏まえてですね、徹底した住民との話し合い、中にはですね、やっぱ担当課長が1軒1軒家を回って、1軒1軒っていうか、避難所とかそういうところにおられますんでね、みんな避難されていらっしやるんで、その辺、それを一人一人と言ったほうがいいのかもしれませんが、回って説得して、それからスタートされております。なかなかその辺がどうなのか。

これはもう私も以前から何回も、本当に一人一人と接して説得しながら、かなりこれは難しいですよという話を何回もしてきたんですが、もう益城町の場合はここまで来てしまったからですね、町長みずからが先頭に立って1軒1軒を説得して回るぐらいの気持ちがないと、さらに県のほうに迷惑をかけることになるんじゃないですか。町長はそれぐらいの気持ちはおありでしょうか。そうしないとですね、どうも町の前向きの姿勢が見えてきませんが、その辺をお伺いして、ちょっと長くなりましたが2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番中村議員の2回目の御質問にお答えします。

余りにも質問の項目が多過ぎてですね、まず、役場のほうについてちょっと、場所だったですかね。

個人的には、最初は役場が一番最後かなということで建設は思ってたんですが、いろいろもろもろの防災拠点であったりとか、交付税の対象になる期間とか、そこ辺りを考えると、やはり早目に決めないとということがありましたので。ただ、建設検討委員会のほうで、やはりこの委員会につきましても、いろんな立場の方が入ってらっしゃいます。やっぱりこれは行政だけつくっていい施設はできません。いろんな大学の先生、いろんな立場の方がいらっしゃいますので、意見を聞きながらということでやっております。ただ、役場の庁舎についても、これまでの1町4村の合併とか、そこあたりの全体のまちづくりのバランスだったりも考えなければならぬかなということで思っておりますので、そこあたりを踏まえて、建設検討委員会あたりが、また、場所的には提案されると思いますので、しっかりと精査をしていただきたいということで思っております。

ここあたりも、町長のリーダーシップとか、いろいろ先ほども話があったんですが、やはり町長そのものもしっかり決め事はしていかなければならないというのがあります。ただ、たまたま総合体育館あたりのリーダーシップで成功したからよかったけど、あれを入れてたらですね、やはり途中でやめにやいかんという、そういうのもあったかなと思います。やっぱり、やめて一族郎党、町民の方たちを追い込んだような町長になるかなということもありますので、しっかりとですね、またリーダーシップを持ってやっていきたい。

それと、まちづくり協議会はですね、おっしゃられたようにですね、やはりまちづくり協議会がまちづくりに対しては、今度は一番キーパーソンになる。私自身も、まちづくりは町民の方が主役というのも中で思っております。

いつも思ってるんですが、いろいろ提案していただいて、今、提案していただいたのが返事がないということで、今、各いろいろなまちづくり協議会が提案書が出てきております。これを今精査して、やはりこれは予算も絡みますので、できること、できないこと、優先順位も出てくると思います。非常に町には大きな、これも数十億の予算がこれを全部やるならかかるということで、いろんな補助事業に乗っかるやつ、乗っからないやつ、優先順位もつけなければなりません。そこらあたりをやはりやっていかなければということで思っております。

とにかく、まちづくり協議会がまちづくりの主役になっているのは、私の中では一番、以前から町民が主役のまちづくりというのもいつも言っていましたので、そこあたりも一緒になってやっていきたいということで思っております。ただ、まちづくり協議会の方たちにも、やはり町には予算があると、こういったことも勉強していただいて、全部が全部、出た分が全部やっていくというのなかなか、精査しながらっていうのは出てくるということで理解していただきたいということもあります。

それとやっぱり、区画整理事業につきましても、スピードも、一人一人お話をしていくとが、

当然、一番いいかなと思っております。ただ、うちの担当のほうも、もう二十数回お話をさせてもらっていると思います。私自身も出向いて話するというのは、一番もともと基本ですので、復興計画につきましても、21回、1,600名の方と最初からやっていますので、基本スタンスはそういった形になってやっておりますので、いろいろなところに出向いてというのは、これはもうどこでも、町長自身もやりましたように、膝を突き合わせてというのは、これはいけませんので、そこあたりもですね、しっかり担当のほうとですね、町長が出らやんところはしっかり出ていてですね、やっていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 少し質問とはちょっとずれておりますが、ちょっと町長、役場が最後と思ったと言われたんですけど、役場が一番でしょう。町民はどこに行きますか、尋ねに。ですね。やっぱり復旧・復興を目指すのには一番大事なところは、やっぱり役場ですよ。ですから、安全な場所に早くつくるとというのが、まず役場をつくって、それからいろんなところをやっているかないと、町民もいろんなところにこう、はけ口もないですよ。ですから、そこ辺はちょっと町長の考え違いだったかなと思っておりますし、まちづくり協議会あたりも、これはですね、それは確かにそこその希望どおり行けばお金も相当かかって、簡単には行かんでしょけど、やっぱりしっかりした対応をしてやらないと、まちづくり協議会つくれつくれでつくった、それで、案を持ち寄ってきたら、ちょっと待ってとってこれてそのままほったらかし、何カ月もそのままということになれば、もう住民はこの先どうしていいのかということになります。どんどん再建もされておりますしですね、ですから、今、木山地区の区画整理の中でも、もう家を建てられたり、建設の許可を求めておられる方、合わせると六十何件かになっていると思います。そういうもう家が建ってきよるわけですから、本当に急いで、もし、これを出してくれると思うなら、急いでやっぱり、いろいろ住民の人たちとすり合わせを行っていかないと、かなり厳しくなるんじゃないかならうかと思っております。要は、するというスタートだけしても、問題はそれができ上がるか、でき上がらないかなんですよ。途中で頓挫すれば、かえって悪くなってしまうわけですから、どうしようもないわけですから。だから、そこを、最後を見据えてしっかりと、大変でしょうけど、町長には一肌脱いで頑張ってもらわないと、なかなか進まないんじゃないかならうかと思っております。

今回の地震を教訓に、いろんなことをやっていかにやいかんわけですけども、もうこんな地震は来るわけないって、心の隅のどっかでちらっと思っちゃ、町長、おりませんでしょうね。

これは、阪神・淡路あたりは相当な死者を出しましたね。6,500人を超える死者を出したんですが、これはですね、何が原因かという、行政の怠慢ですよ、これは。だから、今でもたたかれています、あそこは。だから、そこ辺はちょっと踏まえとってもらわないと、やっぱりあそこあたりはですね、もちろん、だから、神戸市の特区なんかちゅうとは、もう安全なところですよ、神戸は花崗岩でできてますんで、地震が来ても大丈夫ですよというような宣伝をして開発をどんどんやってるんですよ。だから、もちろん市民も当然、自分とこは安全だからという認識がありますんで、災害に対する備えとかも全くなかったんです。建設物についてもそうですよ。ほとんど

ど耐震化なんかしていないしですね。その6,500人以上の死者の中の8割は建物の下敷きですよ。こういうのも、もうちょっと行政がちゃんとしっかりして、これについてはですね、新聞社のほうも近々こういうことがありますよということで、1面に載せているんですよ。全然そういうのはないと、行政のほうはそんなことはないということで、来たっちゃうちは大丈夫というような考え。

自衛隊のほうもですね、京阪地域で震度5、6の地震を想定してですね、被害状況を推定する調査書というのをつくって、被害を正確に予測して、死者が何人ぐらい出るなというのを全部つくってたんですよ。そして、各自治体に協議を提案していたんですが、それが全部無視されていたんですね。その辺がやっぱりちょっと。ちょっとまた、いわゆる地質学者あたりも、ここには警告してたんですが、それを無視して、安全という虚偽宣伝で開発を続けていったということが、この被害を大きくした原因というふうにされております。

ですから、やっぱり、これから先はですね、この地震を教訓に、本当に頑強なまちというか、町民の意識も、町民のあたりをさっき言ったように、自分たちがそういうふうには、安全なものをつくってくれ、とにかく防災の拠点となるように役場をつくってくれというふうに言われておりますんでね、その辺は大分認識されて、そういうふうには町民のほうで認識してるんじゃないかということをおもっております。

町長、最後に何かありましたら、その辺をちょっとお答え願えればと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 中村議員の3回目の御質問にお答えします。

さっき、ちょっと語弊があったと思うんですが、役場が最後というのは、やっぱり復興段階で、一番最初の段階ですね、やはり一番役場が、皆さんが一番苦勞されているときに役場がいきなり新しい建物を建てたらどうなのか、そのときはまだ補助が出るとも、そういうのもなかったときにそういった思ってたというのがあったんですが。

それとですね、もう来んだろうという話も思っていないかって話だったんですが、実際、私の家は布田川断層の真上です。ここあたりが一番危険なところにおるかなとは思っていますが、ですから、やっぱりまたあるというのは、二度あることは三度あるというのがありますので、しっかりと、あったときにないようにというのがやはり、これ以後、被災したときに、こういった状況にならないようにというのは、ですから、検証というのがあります。

先ほど神戸のほうを言われていますが、そのために区画整理事業であったり、町の4車線化というのがあります。神戸のほうで、何回か行ったことがあると思うんですが、あそこも6,500人下敷きなんですけど、実は火事も、最初は五、六軒火事が起こったと。そこあたりで、あと水が出ない、水道が出ない、防火水槽がない。5,000棟燃えてしまったということで、恐らく下敷きになった方も、やはり炎に包まれたかなと。益城の場合も、消防団が48名は助けたという話があるんですが、もし火事があってたら、益城は1軒で、安永消防団が必死に消してくれました。そこあたりがどうなのかなというのが、それと神戸あたりも断層がなかったってということで、やっぱりそういう油断もあったかなということで思っております。ただ、神戸については、家の下敷き



になった方をほっぽって火事を消しに行ったら、やっぱり家の中から人がおらずと声が出て、消防署の職員がPTSDになったということで、そういったことも聞いております。そして、二度と起こさないためにということで、神戸では各まち協で水路を引っ張るような形になっております。そういったことで、皆さん方と安心安全なまちをつくるためにやっていきたい。

それから、新庁舎の場所は、新庁舎建設検討委員会で既に旧役場敷地内ということで提言がされているところです。災害に強い建て方を含めて、来年度基本設計を策定する予定です。地盤地質調査も来年度実施するし、安全な建て方を参考にやりたいということで思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村健二議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。2時40分から再開いたします。

---

休憩 午後2時30分

再開 午後2時40分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） こんにちは。9番宮崎でございます。

9番宮崎が、くしくも一般質問の9人目として、ラストスピーカーとして登場することになりました。昨日から同僚議員のすばらしい質問と熱意あふれる町長の答弁におつき合いくださっている皆さんも、少々お疲れになっておられることかと思えますけれども、私のほうはなるべく早く済ませますので、しばらくの間、おつき合いをいただきたいと思えます。

さて、さきの9月議会では、町の財政状況、仮設住宅の使用期限、そして木山交差点付近の歩行者の安全確保について質問させていただきましたが、私自身は少しでも町がよくなるようにとの思いから質問したのですが、いつものことながら、いまだ何の改善もなく、寂しい限り、まことに残念であります。今回も、議会が終われば多分、一般質問のことなどどこかへ吹っ飛んでいくことになるかとは思いますが、これにもめげず質問をさせていただきます。

今回は、町が受けた義援金の現況と我が町が活気を取り戻すための政策についての2点について質問をさせていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も元気いっぱい質問させていただきます。

では、まず第1番目の質問である、義援金についてお尋ねします。

昨年の熊本地震を受けて、全国から被害を受けた我が町へ心温まる善意の義援金が贈られて、大変感謝をしているところであります。ただ、一口に義援金といっても、熊本県からいただいたものと我が町に直接いただいたものの2通りがあると思えますが、いずれも被災した人たちに有効に配分されていることと思えます。しかし、一部の町民から、町が受け取った義援金は今どう

なっているのかという質問もたびたび耳にしますので、次の2点について、まず伺いたいと思います。

まず1点目は、県と町に区分して、12月1日現在での義援金を受領した総額、そして配分額及び残ったその残額について。

2点目は、義援金の残額を今後どのように配分しようと考えられているのか。

以上2点について、第1回目の質問とさせていただきます。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎金次議員の一つ目の御質問、町が受けた義援金についての1点目、県と町に区分して、12月1日現在の義援金の受領総額、配分額及び残額と2点目、義援金総額を今後どのように配分を考えてられるのかについて、お答えをします。

熊本地震で被災された方々に対し、全国から多くの義援金をいただいております、大変感謝しているところでございます。

義援金は熊本県に寄せられ、被災状況に応じて市町村へ配分されるものと町へ直接寄せられるものがございます。義援金は、全額を被災された方々へ被災の程度に応じて配分するものでございます。

義援金の収支状況につきましては、12月1日現在で県から配分を受けたものが44億7,120万円、このうち44億2,940万円を被災された方々へ配分し、4,180万円の残額があります。また、町へ直接寄せられた義援金は10億9,065万円で、このうち7億8,381万円を被災された方々へ配分し、3億684万円の残額があります。いまだ申請手続きをされていない方々につきましては、担当課より個別に案内し、周知を行っているところでございます。

また、一般の義援金とは別に、公民館などのコミュニティー施設の再建に役立ててもらいたいという趣旨で、兵庫県義援金募集委員会から9,016万3,268円の義援金をいただいております。現在、公民館建てかえ費の助成としまして27件2,112万円の配分を行い、6,904万円の残額となっております。

町の義援金の受け入れ期限を来年3月末日までとしておりますが、現在も町へ直接お寄せいただく義援金は毎月数百万円程度ある状況から、受け入れ期限の延長も検討したいと考えております。

追加配分計画につきましては、県の配分計画を参考にしながら、町義援金配分委員会からの答申を経て、決定したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

ただいまの町長の答弁では、12月1日現在で、義援金県が44億ぐらい、そして、そのうちの大半がもう配分をされている。町としては、大体10億9,000万ぐらいいただいて、7億円が大体配分されて、約残りが3億円ぐらい残っていると。こういうことで、配分についても配分検討委員会のほうで検討された結果に基づいて配分したい、こういうお話でございました。

多分町のほうでも、ありがたく慎重に、その善意が被災者に届くようにやっておられることか

と思いますが、そこで次の質問として、2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、義援金の状況について、町民から質問されるものですから、町として町民にどのようにその義援金の状況をお知らせしているのか。特に、その連絡手段、その回数等について教えていただきたいと思います。これは課長さんからの答弁で結構でございます。

それから、もう1点、前にも伺ったことがあるかもしれませんが、義援金をいただいた人への感謝の気持ち、これをどのようにお返しされているのか、これも教えていただきたいと思います。これも課長さんからでも結構でございますので、教えていただければと思います。たしか前回の折は、対象者が多く現金振込等で相手側が分からない場合も多々あるんで、受領書のみ希望される人があれば発行していたと、こういうお話がちょっといただいたことがあります。現在はどのようになっているのか教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の2回目の御質問にお答えします。

義援金の受け入れ、配分の状況が町民の皆さん方に伝わっていないということ、情報の提供が必要でないかということだと思いますが、まず義援金の受け入れ、配分状況につきましては、受け入れは益城広報、ホームページにおいて公表しております。それから、配分につきましては、平成29年4月号広報で公表しているところです。今後、追加配分計画を決定しまして、被災者への皆様への配分を行えば、速やかに公表することとしております。

それから、お礼状ですね、義援金に対するお礼状につきましては、現在、義援金につきましては、約1万2,500件の個人や団体からお寄せをいただいております。その中で、受領書の受け取りを希望された1,600人は手書きでお礼文を書いておりますが、現状では全ての方々にはお礼状を出せていない状況でございます。義援金の受け入れ窓口は、肥後銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行に開設しておりますが、送金された方々の住所がわかりますのはゆうちょ銀行のみですので、町のホームページにおいて、お礼の文章は現在掲載しておるところです。しかしながら、大切な義援金をいただいた方々への感謝の意を尽くすためにも、今後は町の復興状況等を記載するなど、心のこもったお礼状にすることや新聞掲載など、ほかの方法も検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 第2回目の答弁ありがとうございました。

大体、状況はよく分かりました。ただ、答弁がありましたようにですね、義援金についても、町民への知らせる情報、これはですね、町が使えるあらゆる連絡手段を使ってですね、例えば、今、町長が言われましたように、ホームページとかですね、復興ニュース、その他新聞、あらゆる手段で、これでもか、これでもかというぐらいの気持ちでですね、情報として連絡したほうが町民のほうには伝わるんじゃないかと、こういうふうに思います。そして、そうあるべきだと私は思います。

また、義援金を贈っていただいた人に対してはですね、金額の差にかかわらず、努めて懇切丁寧に感謝の気持ちを伝えるべきだと思いますが、なかなかですね、その伝える手段、これが限定

される場合もあるかと思えますけれども、何らかの形でですね、今、こういう形で町民に配分をしたというようなやつがですね、あらわせればいいのかなどというふうに思います。担当者もいろいろとですね、忙しいとは思いますが、これは本当に町に対してですね、温かい気持ちで贈っていただいたんですから、それを酌んで、ぜひ向こうに伝わるように、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、1問目の最後の今回は質問になるわけなんですけれども、町では義援金の配分委員会か配分検討委員会か何かをつくっておられるようなんですが、その委員会の活動状況について伺いたいと思います。

まず、これまで何回ほど開催されて、次はいつごろされる予定なのか。どうもこのあたりが我々に伝わってまいりません。その点をよろしくお願いします。

それから、もう1点はですね、その義援金についての監査、これはどういう形でやっておられるのか。最後の質問は、義援金の配分委員会の活動状況と義援金の監査について、どういう状況になっているのかをお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の3回目の御質問にお答えします。

義援金配分委員会をどのような目的で設置し、検討がなされているということで、回数あたり、回数的には1回ということで。回数的には後ほど、担当課長から示させます。

益城町に寄せられた義援金については、適正な配分計画を検討するために、住民代表を含めました9名の委員で構成する災害義援金配分委員会を設置をしております。昨年9月21日に第1回益城町災害義援金配分委員会を開催しております。この委員会において、被災区分ごとの配分額と半壊以上を配分対象とする熊本県の配分計画に対し、益城町では一部損壊の世帯も対象とするよう答申をいただいております。その後、当該委員会のメンバーを議会からの要請もあり、追加配分計画に広く住民意見を反映させる目的で、町議会議員の2名を加えた委員構成と改めさせていただきます。

それから、義援金の監査についてでございますが、先ほど申しましたとおり、町へお寄せいただいた義援金は約10億9,000万ありますが、確かにこれまで監査を行っていただいております。町にいただいた大切な義援金ですので、間違いがあってははいけませんので、今後、例月検査時などに、多忙とは存じますが、監査委員さんをお願いし、監査を実施することに向けて、早急に検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 生活再建支援課の姫野です。9番宮崎議員の質問にお答えします。

現在まで何回配分委員会を開催したかということですが、先ほど町長の答弁にもありましたように、9月22日1回のみです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 第3回目の答弁ありがとうございました。

ただ、義援金配分委員会は1回目しか開かれてないということですね。ちょっとびっくりしましたけども、目的がなければ開く必要はないかもしれませんが、やはりこれはですね、あんまり、何らかの形でですね、皆さんに知らせる意味にもおいて、それからいろんなことをもっと検討しないといかんことがあるような気がしますけども、今後、十分気をつけていただければと思います。

なお、今、答弁でありましたけれども、せっかく善意でいただいた義援金を被災した町民のために有効に配分するとともに、それらの情報をできるだけ町民に伝えていただくようお願いをいたしまして、次の活気あふれる町を取り戻すための政策についての質問に入らせていただきます。

さて、これからが本題です。皆様も感じられておられる人もあるかと思いますが、我が町は熊本地震から1年と8カ月が過ぎ、倒壊家屋もほとんど撤去され、道路や下水道にもかなりの復旧作業がなされ、何よりも新築の家があちらこちらで見られるようになりました。ともかく、集落内も少しずつ整備がされ始めたきょうこのごろではありますが、何かいま一つ、復旧・復興の勢いというか、活気が感じられないような気がしてなりません。人によっては、町の復旧・復興はこれからだから、これから活気が出るよと言う人もおられますが、私としてはどうしても心配してしまいます。

そこで町長に、町民の活気あふれる生活を取り戻すための政策をどのように考えられているのか、これをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の二つ目の御質問、町民の活気あふれる生活を取り戻すための政策をどのように考えられているのかについてお答えいたします。

震災発生直後は、避難所の運営や応急仮設住宅の建設などを優先したこともあり、仮設店舗などの整備支援が出遅れた点もございますが、テクノ仮設団地の仮設店舗につきましては、イオンの出店に合わせるように仮設店舗を建設し、その後は、木山仮設店舗の整備も進めてきたところでございます。

また、少しずつではございますが、町内におきまして、活気あふれる活動も生れてきております。応急仮設団地では、自治会を中心に関係者の協力を得ながら、団地内の親睦や見守りなどを行っておられ、メディアに取り上げられる活動をされているところもあります。このような応急仮設団地での活動を生活再建後の各地域においても継続されることで、活気あふれる地域になるものと考えています。

また、震災以前から各地域で実施されていた行事や催しも、町復興への強い思いを持って、それぞれの地域で再開されています。例えば、彼岸花祭りや砥川の獅子舞、そして津森神宮のお法使祭をはじめ、これまで各地域において行われていた行事も再開されています。さらには広崎地区の権現社鳥居再建のように、鳥居再建に当たり、過去の資料を調べ、名称を新たに作る活動や木山神宮の獅子舞など新たな活動も生れています。

ほかにも、各地区に設置されているまちづくり協議会においては、みずからが住んでいる地区を見詰め直し、住みよい生活環境を実現するために、まずは道路や公園などの社会インフラを中

心としたまちづくりを検討されています。このような活動を一つ一つ積み重ねていくことで、町民の活気あふれる生活を取り戻すことができるものと考えます。

町の行事につきましても、昨年は震災直後で中止せざるを得なかったジョギングフェアも、本年は5月14日に開催し、多くの方に参加をいただきました。夏祭りは、例年会場としています町民グラウンドが被災していますことから、形を変えて、グランメッセで秋祭りを行ったところがございます。気ままにスポーツ・健康フェスタにおきましても、10月8日に形を変えて、テクノリサーチパークで開催したところがございます。

このように、従来の場所や形を変えることはあっても、復興への強い思いとともに、町民の皆様の熱い思いに応えるためにも、活気あふれる政策を進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま町長からですね、活気あふれる生活を取り戻すための政策というか、行事というか、について、お答えをしていただきました。

応急仮設の話、それから各地域での行事の話、神社、町の行事の話。こういうのもですね、当然、町民の活気あふれる一つではあるかと思うんですけれども、もう少し政策的に大きな意味でですね、町長という立場でですね、町を考えてやったらという感じがしますので、私は次のように思っています。

まず、少し角度を変えてですね、町の活気を失っている原因について考えてみたいと思います。

熊本地震で大きな被害を受けた我が町に対して、国や県から本当に温かい御配慮がなされており、このことについては、先輩議員たちもおっしゃっておられたように、私も心から感謝しております。

しかしながら、熊本地震発生以降の町の復興の流れを他町村と比べると、たとえ被害が大きかったとはいえ、復旧・復興のスピードが余りにも遅過ぎています。これはどこに原因があるのかと言えば、私は二つあると思います。

まず一つは、我が町の施策が、国や県に余りにも頼りっきりで、それがため、どうしても国との調整に時間がかかってしまう。遅れてしまっているような感じがします。

二つ目は、この非常事態というのに、業務処理がどちらかというと積み上げ方式で、町長のリーダーシップが発揮されていないがために時間がかかってしまっているように感じます。今回のような有事・非常時には、最高責任者が自己の責任と権限で迅速に状況判断をして、業務をてきぱきと処理させていくことが最も必要であると思います。地震発生以降の我が町の業務を見ると、とても時間がかかり、他の町村に比べて、物によっては半年、どうかすると1年くらい遅れている感じを受けます。

このため、当然、町に活気は生まれませんし、むしろ沈滞してしまっている感じさえ受けてしまいます。特に、国や県の施策を我が町へ反映させる場合は、これをいかに我が町にアレンジし、そしゃくをすれば、我が町に適合するののかとの考え方が特に欠けているように感じます。つけ加えて言えば、今、町として何をしなければならないのかを、足を棒にしてでも、目を皿のように

してでも、また多くの町民の話を聞くことによって、本当に我が町に合った施策を行うべきであると思います。例えば、木山の区画整理の事業や益城中央線拡幅等のせつかくの事業が、なかなか町民のものになっておらず、とても町の活気につながっているとは考えられません。

町長が昨日の答弁でも積極的に中央官庁に行っているいろいろとお願いをされているようですが、お願いするということはいいとしても、私が懸念するのは、町の状況、特に町民が今何を欲しているか、もしこの事業を町で行ったらどういう状況になっていくのかなどの分析やシミュレーションができていないことで、町民がついていけず、いまいち活気の本元になるやる気さえ起きていないのではないかと心配をしています。もちろん、町長以下それなりに頑張っておられることは承知しておりますが、繰り返して申しますが、ただただ国や県の言いなりになって町の事情や状況に応じた修正がなされないがため、町民に必ずしも受け入れられていない感じを受けてしまいます。

この点から、2回目の質問は、昨日の答弁の中で、町長が町の復旧・復興が頭から離れないというような表現をされておられましたので、今、町民が復旧・復興の上で一番望んでいることは何であると町長は思われているのかについてお伺いしたいと思います。

質問を繰り返します。今、復旧・復興に当たって町民が一番望んでいることは何であると町長は思われますか。よろしく御回答をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員、2回目の御質問にお答えをします。

いろいろてきぱきと進んでないとか、いろいろお話があったんですが、やはりそこにはやっぱり人の不足であったりとか、お金の問題とか、やはりどうしても積み上げなければ、最終的には町に損害を与えてくる、これが活気をなくしていくこともなるかなど。医療、介護、福祉、教育、いろいろお金が要るところもありますので、ただ、国、県にお願いするというだけじゃなくて、こういったことをやりますと言って、提案という形でやっていく部分もかなりありますので、そこあたりは御理解いただきたいと。

そして、今、町民が何を、皆さん方が望んでおられるかというのは、皆さん方も一緒かなと思います。やはり現状の、まだ2,800世帯、7,500名の方がもとの生活に戻れていません。やはり生活再建が一番大事かなということで、私は考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。大体そんなところかなと予想しておりましたけれども、ありがとうございました。

住民がですね、今一番、今望んでいるちゅうのはですね、やっぱりスピードある復旧だと思うんですよ。復旧・復興ですよ。スピード感なんです。なるべく早く、それをやっぱり一番望んでおられると思うんですよ。ですから、このスピード感だけはですね、やっぱり頭の片隅に置いて、いろんな業務をやる時、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

引き続き、町の活性化を図るために必要なことについて、二つのことを申し上げたいと思います。

まず一つは、町民お一人お一人で自分で何とかしようという気概がですね、少し抜けてるような気がします。この問題はなかなか微妙な問題ではありますが、これまで被災者支援という名のもとに、何でもかんでもお手伝いをし、支援をしてきた。そして、それが当然であるという風潮が、何か生まれたような気がするんです。これが、ある種の町の活性化を阻害してきたような感じがします。確かに老人や弱者と言われる人たちを、何らかの方法で援助しなければならないとは思いますが、助けなくとも自分で自立できる人まで手を差し伸べると、人間どうしても楽なほうに向かうことになり、それが消極的な方向に進んでしまい、活性化に逆行してしまうんじゃないかと心配をします。私の経験上、人間にはある程度の経済的、時間的制約、特にプレッシャーをかけなければ、なかなか前に進まないという信条であります。前に進めることに成功すれば、自然と活性化につながってまいります。

さらにもう一つは、町の財政問題であります。平成33年ころから財政状況は厳しくなると見積もられており、昨日の町長の答弁でも、厳しくなる町の財政を予想して業務を見直していくとの言葉や引き続き国に支援をお願いすると述べられておりましたが、国がそう簡単に町の要望に応じてくれるとは思えません。多分、町としてそれ相応の努力をしないと国の支援はまず無理だと思います。多分、申しわけないんですが、職員上がりの西村町長には、町の財政に大なたを振るうというのはなかなか難しいと思います。しかし、町としては早急に財政上から組織を含め抜本の見直しの準備をしていく必要があると思います。それによって、これから益城町を背負う子どもたちにできるだけツケを残さないようにしていくことが私たちの使命、こういうふうに思います。

そこで、最後の質問として、町の活性化の裏づけとなる町の財政状況を改善するための町長の考え方についてお伺いをします。

今考えられている範囲で結構ですので、町の財政改善策について、町長の思っておられることを教えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の3回目の質問にお答えします。

確かに、行政に頼り過ぎということで、頼らない方たちこそやっぱり再建が早かったように思います。行政の世話になるかとか、そういった方たちのほうが軒先で暮らされているとか、そういった方たちは再建が早いなということで思っております。

それから、財政のほうについてもですね、当初、東日本の首長さんたちから、町長、金は心配するなど、おるだけで国から出るという話があったんですが、そうかなということで、頭の中ではずっと考えてたんですが、やっぱりちょっと用心してやってきたんですが、やはり今230億という負債とかですね、足りない分が出てくるということで、財政状況も皆さん方にも話をしたとおり、6億から10億不足するというところで、確かに、今、プロジェクトチームあたりも組んでですね、やはり滞納あたりの対策もやってきております。

職員あたり、意識も変えてもらうということということで、いろんな手だて、補助金がたくさんあります。ここあたりがやはり、この状況になって、とにかく補助金を見つけ出して、同じ事業



でもなるだけ単独事業ではやらないようにということで、みんな目の色を変えてやってもらうところであります。

それとですね、私自身も先ほど言いましたように、やはり国のほうに、ただお金をくださいと言っても、国は全然くれません。やはりこれは、今の状況、全体の状況、バランスを見て、そして、こういった方向で益城としてはやっているというのも、ここがやはり、230億というのは非常に大きな数字になりますので、いろんな手だて、いろんな省庁、各省庁からいろいろあります。でも、そこあたりに行って、やっていきたいということで思っております。

それともう一回、行財政改革あたりを見直して、事業の先送りも、凍結、そこあたりも出てくると思います。とにかく身を切る覚悟でまたやっていきたいということで思っております。以上でございます。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午後3時15分

平成29年第4回益城町議会定例会会議録

1. 平成29年12月12日午前10時00分招集
2. 平成29年12月19日午前10時00分開議
3. 平成29年12月19日午後2時30分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第102号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第103号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第104号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第105号 工事請負契約の変更について
- 日程第6 議案第106号 物品の購入について
- 日程第7 議案第107号 物品の購入について
- 日程第8 議案第108号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第9 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第1 西村博則町長の不信任決議について
- 日程第11 閉会中の継続調査の件

---

7. 出席議員（18名）

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君  | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君   |
| 4番 松本昭一君  | 5番 榮正敏君   | 6番 中川公則君   |
| 7番 吉村建文君  | 8番 野田祐士君  | 9番 宮崎金次君   |
| 10番 坂本貢君  | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君  |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君  |

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 堀部博之

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君 副町長 向井康彦君

教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	永 田 清 道 君
会 計 管 理 者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
企 画 財 政 課 長	藤 岡 卓 雄 君	生 活 再 建 支 援 課 長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	緒 方 潔 君	住 民 保 険 課 長	森 部 博 美 君
こ だ も 未 来 課 長	坂 本 祐 二 君	健 康 づ くり 推 進 課 長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	木 下 宗 徳 君	福 祉 課 審 議 員	深 江 健 一 君
産 業 振 興 課 長	森 本 光 博 君	復 旧 事 業 課 長	坂 本 忠 一 君
復 旧 事 業 課 審 議 員	増 田 充 浩 君	都 市 建 設 課 長	西 口 博 文 君
復 興 整 備 課 長	杉 浦 信 正 君	危 機 管 理 課 長	金 原 雅 紀 君
学 校 教 育 課 長	福 岡 廣 徳 君	生 涯 学 習 課 長	安 田 弘 人 君
環 境 衛 生 課 長	河 内 正 明 君	水 道 課 長	荒 木 栄 一 君
下 水 道 課 長	水 上 眞 一 君		

---

開 議 午 前 10 時 00 分

○ 議 長 ( 稲 田 忠 則 君 ) 皆 さん、お は よ う ご ざ い ま す。

定 刻 に 達 し ま し た の で、本 日 の 会 議 を 開 き ま す。

本 日 の 日 程 は 皆 さん の お 手 元 に 配 付 し て あ り ま す と お り、常 任 委 員 長 報 告、採 決、そ の 他 と な っ て お り ま す。

---

#### 日 程 第 1 常 任 委 員 長 報 告

○ 議 長 ( 稲 田 忠 則 君 ) そ れ で は、日 程 第 1、常 任 委 員 長 報 告 を 議 題 と い た し ま す。

ま ず、総 務 常 任 委 員 会 報 告、坂 田 み は る 委 員 長。

○ 総 務 常 任 委 員 長 ( 坂 田 み は る 君 ) 皆 様、お は よ う ご ざ い ま す。総 務 常 任 委 員 会 報 告 を さ せ て い た だ き た い と 思 い ま す。

総 務 常 任 委 員 会 報 告 書。平 成 29 年 第 4 回 益 城 町 議 会 定 例 会 に お い て 付 託 さ れ た 下 記 事 件 に つ い て、次 の と お り 審 査 結 果 を 報 告 し ま す。

1、事 件 名。議 案 第 86 号、平 成 29 年 度 益 城 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 6 号 ) 中、歳 入、歳 出 ( 総 務 常 任 委 員 会 関 係 )、議 案 第 92 号、益 城 町 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て、議 案 第 96 号、益 城 町 一 般 職 の 任 期 付 職 員 の 採 用 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て、議 案 第 97 号、益 城 町 平 成 28 年 熊 本 地 震 復 興 基 金 条 例 の 制 定 に つ い て、議 案 第 100 号、益 城 町 課 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 制 定 に つ い て。

2、審 査 経 過。① 付 託 年 月 日。平 成 29 年 12 月 12 日。② 審 査 状 況。平 成 29 年 12 月 15 日 午 前 10 時 か ら、役 場 仮 設 庁 舎 総 務 常 任 委 員 会 室 に お い て、全 委 員 出 席 の も と、当 委 員 会 に 付 託 さ れ た 議 案 の 審 査 を 行 っ た。ま た、12 月 18 日 午 前 10 時 か ら、全 委 員 出 席 の も と、下 小 谷 地 区 太 陽 光 発 電 所 工 事 現 場 ( 仮 称 ) 及 び 杉 堂 地 区 災 害 復 旧 状 況 を 視 察 し た。

3、審 査 の 内 容 と 結 果。① 審 査 の 結 果。議 案 第 86 号 ほ か 4 件、当 委 員 会 に 付 託 さ れ た 議 案 に つ

いて執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第86号、議案第96号、議案第97号及び議案第100号については、原案のとおり全会一致で可決・認定することに決定した。議案第92号については、原案のとおり賛成多数で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第86号については、地方交付税、公の施設のあり方検討委員会、消防署救助工作車用器具購入費、震災遺構仮保存業務委託料等についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第92号については、近隣自治体の状況等について、担当課長から詳細な説明を受けたが、一部の委員から、来年3月まで待つべきではないかとの意見があった。議案第96号については、現在の任期付職員の人数と今後の見通しについての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第97号については、この基金の運用についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。議案第100号については、来年度からの事務分掌についての質問があり、担当課長から詳細な説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、下小谷地区太陽光発電所工事現場（仮称）については、現地において工事を請け負った九電工より、敷地面積9万平方メートルに2万8,160枚のパネルが設置され、完成すれば、2,100世帯分の1年間の電気の供給が見込め、来年8月1日運用開始予定との説明を受けた。

杉堂地区災害復旧状況については、現地において被害状況を確認し、担当課より受益者負担金のない大規模盛土造成地滑動崩落防止事業で施工することが可能となり、事業が進めやすくなったとの説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成29年12月19日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上をもちまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成29年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第86号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案87号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。議案第88号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第3号）。議案第91号、平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）。議案第101号、指定管理者の指定の期間の変更について。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年12月12日。②審査状況。平成29年12月15日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月18日午前10時から、全委員出席のもと、益城町町民憩の家、益城町水道センターを視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第86号ほか4件、当委員会に付託された議案について執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決

定した。

②審査の主な内容。議案第86号については、地域ふれあい交流館の解体に伴う基礎くい撤去や費用負担についての質疑があり、費用を抑えるために基礎くいは撤去せずに残す方向で検討している。また、とんとんについては、平成30年3月末までJA益城支所を無償で借用しているが、それ以降も継続して借用を検討していく旨、担当課長より説明を受けた。議案第87号については、第三者損害賠償金についての質疑があり、第三者行為による損害賠償請求事務を国保連合会へ委任し、第三者である加害者へ請求するものである旨、担当課長より説明を受けた。また、一般被保険者診療報酬の増についての質疑があり、当初、平成29年2月末までとしていた一部負担金免除期間を9月末まで延長した影響であると担当課長より説明を受けた。議案101号については、委託費や修繕費などの費用負担について質疑があり、委託費は最安価である今年度と同額程度と考えている。修繕費については、災害に伴う補修は町負担になるとの説明を担当課長から受けた。議案第88号、議案第91号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町町民憩の家については、現地において指定管理者より被災箇所及び施設老朽箇所の説明を受け、復旧状況を確認した。益城町水道センターについては、第3水源地災害復旧箇所を視察した。担当職員より説明を受け、井戸ケーシングの周りを確認し、復旧に当たり難工事が予想されることも確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成29年12月19日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、福祉常任委員会からの報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） おはようございます。建設経済委員会報告をいたします。

建設経済委員会報告書。平成29年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第86号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第89号、平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第3号）。議案第90号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。議案第98号、益城町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第99号、益城町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成29年12月12日。②審査状況。平成29年12月15日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員中5名出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、18日午前10時から全委員中5名出席のもと、災害公営住宅建設予定地（砥川・福原・田原の3地区）、特定環境保全公共下水道事業工事現場（上陳地内）、町道城ヶ峯芭蕉線災害復旧工事現場（杉堂地内）の視察を行った。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第86号ほか4件、当委員会に付託された議案につ

いて執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第86号については、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の9節旅費について質疑があり、120万6,000円の増額補正は、益城中央土地区画整理事業に係る県外の地権者への用地交渉のためとの説明を受けた。同じく1目都市計画総務費の19節まちづくり協議会運営補助金について、新たに立ち上げるまちづくり協議会6地区への補助金5万の使途等について質疑があり、各協議会の事務費に対し、補助するものとの説明を受けた。4項都市計画費の6目土地区画整理費については、13節益城中央土地区画整理事業測量業務委託料において、先行買収に係る土地も含め、区域全体を一筆調査するよう提案があった。同じく6目土地区画整理費19節益城中央被災市街地復興土地区画整理事業負担金について、地権者が町有地を代替地として希望された場合の町の対応について質疑があり、行政財産の代替用地としての取り扱いについては、個別に検討が必要との回答であったため、本議会において町の対応方針について回答するよう要望があった。議案第89号については、1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費の13節下水道認可区域変更業務委託料について質疑があり、区域変更は給食センター建設に伴うものであるとの説明を受けた。議案第90号については、特段の質疑はなかった。議案第98号については、第3条の区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合について質疑があり、環境施設の敷地面積等の割合を町条例で変更することができるのか確認があった。議案第99号については、益城町の都市公園の箇所数等について質疑があり、益城町には71カ所あり、今回の条例改正に伴う公募対象公園施設に該当すると思われる公園は、総合運動公園を想定しているとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。災害公営住宅建設予定地においては、担当課より、建設戸数や整備スケジュールについて説明を受け、整備の際には新しいコミュニティの形成や高齢者等に配慮したものとすること、また、一般道路への出入り口など車両等の安全確保にも留意し、一日も早く恒久的な住まいが提供できるよう要望があった。特定環境保全公共下水道事業工事現場では、担当課より工事の概要等について説明を受け、進捗状況を確認した。なお、視察した工事現場においては、車両の通行は時間規制で全面通行どめの措置がとられていたが、歩行者等もあわせた二次災害等の防止については、安全対策を徹底するよう意見があった。町道城ヶ峯芭蕉線災害復旧工事現場では、担当課より用地の取得予定地と工事の概要等について説明を受け、早期に用地取得を行い、復旧工事に際しては、安全対策に配慮し、二次災害等の防止に十分留意するよう意見があった。以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

**○議長（稲田忠則君）** 建設経済常任委員長長の報告が終わりました。以上で各常任委員長長の報告を終わります。

質疑に入ります前に、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、益城町議会会議規則第50条及び益城町議会の議会運営に関する申し合わせ先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また、発言は簡明にお願い

いたします。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。

各常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） おはようございます。2番の下田でございます。

総務委員長にお伺いいたします。

議案第86号、益城町一般会計補正予算書（第6号）、ページ12ページですね。17款県支出金2項の県補助金1目総務費県補助金1節の総務費補助金、熊本地震復興基金交付金の中で17億4,876万6,000円の交付がなされておりますが、この使い道についての質問はありませんでしたか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 2番下田議員の御質問にお答えします。

17億3,900万円の使い道についての質問はなかったかということでございましたけれども、その説明を受けまして、どのように使っていくかというようなお話は出ておりました。

済みません。ちょっとお待ちくださいね。失礼しました。ちょっとお待ちくださいね。済みません。

今回、特別交付税の中に県の細かい規定があるというようなお話も説明を受けまして、被災者支援にできるだけ使えるような形をとというような話も出ておりました。それから。

失礼しました。ちょっと。

済みません。ちょっと。申しわけないです。

こちらのほうは交付金ということで。ありました。済みません。もともと原資は特別交付金ということで、使い道についていろいろ県と協議をしたけれど、できないということがあるということで、なかなか自由に使えないということがありまして、そういうふうの説明を受けております。質問のほうでは、できるだけ有効に、せっかくお金をいただいているのもあるので、有効に使っていただきたいというような委員からの提案などもございました。済みません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 今の回答では、なかなか使いづらいうような感じを受けましたので、今後どのようにされるのか、町としてのそういう質問はございませんでしょうか。あったでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 坂田総務委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 2番下田議員の2回目の御質問にお答えします。

これまでに県のほうから53の事業に対して使えるようにといういろいろな内容で来ておりましたので、それ以外で見つけていくというのが大変難しいというようなところもありましたけれども、県としっかりと相談をしながら、町民の皆様役に立つような使い道を考えていこうということの御意見などもございました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎です。

まず、福祉常任委員長にお尋ねをします。今回の委員会の中で、議案第86号、益城町一般会計補正書（第6号）中、20ページ、3款民生費2項児童福祉費1目の児童福祉総務費13節委託費地域ふれあい広場交流館の解体について検討された話し合いの中で、一つは、とんとんについて、JAの施設を借りて運営をされるということなんですが、町の絡みについて何か話し合いはあったでしょうか。話し合いは出たでしょうか。

それから、この解体される地域ふれあい交流館の解体について、何か今回起債ができないという説明があったそうなんですが、その細部について教えていただければありがたいと思います。

続いて、建設経済常任委員長にお尋ねをします。

同じく議案第86号のページ27ページ、8款土木費4項都市計画費6目の土地区画整理費の中の13節委託料益城中央土地区画整理事業測量業務委託料について、これについてどういう話が出たのか教えていただきたいと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 9番宮崎議員の1回目の質問にお答えします。

地域ふれあい交流館のとんとんについてですね。JA益城を今、借用しているということで、無償で借りているということですけど、一応3月までですけど、これからもまたJAと話し合いをしながらお願いをしていきたいということでございます。

それと、地域ふれあい交流館の基礎くいは起債はできないということで、単費で考えているということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 9番宮崎議員の御質問にお答えします。

27ページの益城中央土地区画整理事業測量業務委託について、どういう話があったのかということですけども、質問はですね、提案となるが一筆調査をぜひしていただきたいと。今、一筆調査をやるやらないがあるとは思いますが、やるなれば、区域全域をですね、地籍調査として進めていただきたいと。こういったような質問に対して、提案ということで、執行部からの回答はあっておりません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） それぞれの委員長から1回目の回答をいただいたんですが、ちょっと分かりにくいことがありましたので、2回目の質問をいたします。

まず、地域ふれあい広場交流館ですけども、これもとんとんがJAで、JAの施設関係ですね、引き続いて運営をすると。JAもそれを望んでいると。まあ、こういうことなんですが、町として何かJAにですね、全てをおんぶに抱っここういう形で行くのか。それとも、町として何らかの形で援助していくのか、ここをちょっと聞きたかったんですよ。



それから、解体についてはですね、くい、くいについては確かに起債はできないんでしょうけど、全体としてどういう形で解体をされて、その中で本当に起債行為ができない部分がどこだということを明確に教えてもらいたいと思います。分かる範囲でよろしいんですが、よろしく願いをします。

それから、益城中央土地の区画整理事業の話なんですけど、これは皆さんも御承知のように、区画整理、これをどうやって早く進めていくかという、一つのやり方としてですね、多分こういう測量とか、こういうのが上がってきたんだと思うんですが、それをどういう形でですね、進めていけば、どこがネックになって、どこをどういうふうに改善していけば、現場の区画整理が早く進むか。ここらあたりについて何か話が出たのか、出なかったのかというところを再度教えていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 9番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

とんとんが今JA益城を借りて運営しているということで、今のところ3月までとなっておりますが、それ以降もまたJAのほうにお願いしていくことになるということでございます。

それと、くいは起債はできないということでございますので、くいの撤去はですね。そういうふうに説明を受けております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

これは区画整理の測量の方じゃなかったですね。済みません。13節はそのままで行きます。19節の益城中央被災地被災復興土地区画整理事業関係についてということで、どういうあれだったのかということでございますけども、これについてはですね、今進めるという。

13。

13節には提案とか話はなかったんです。ありませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

総務常任委員長と建設経済常任委員長にお伺いします。

総務常任委員長報告でですね、執行部からの答えが全て詳細な説明で終わっていましたが、議会への報告ですので、できれば、できればですね、要点だけでも報告していただくならと。ほかの常任委員会ではちゃんと報告してありましたので。そのとき議長も同席されてたと思うんですが、議長から何か指示はありませんでしたか。

では、1点だけ。本当はもう詳細な説明を全部したらいかんとだけでも、そこまでしとったらもう私一人で時間ばとってしまうので。

議案第100号についてだけ紹介します。これは事務分担についての質疑があったということだったんですが、事務分担というのはどのような質疑があったか。なければいいですけども、あったならばその質疑と、それから執行部からどのような説明があったのか、よろしく願いします。

それから、建設経済常任委員長にお尋ねします。

議案第86号、都市計画費の中の1目9節旅費についてですが、益城中央地区区画整理事業に係るこの質疑に当たって、どういうのが、執行部の説明の区画整理事業に係る県外への地権者への用地交渉のためというのが報告で上がっていますが、これについてももう少し何か詳しく説明がありましたか。あったのなら、教えてください。

それから、議案第98号についてですね、環境施設の面積など割合を町条例で変更できるかの確認があったとありますけど、報告でですね。議案第98号。これ、企業ならできると思います。名称の変更、名称というか、10条の1号が1項、9条の1号が1項に変わってる部分ですけども、この報告の中でですね、環境施設の敷地面積の割合を町条例で変更できるかとの確認があったかということで報告がありましたが、できるのか、できないのか、その辺の説明がありましたら。以上、お願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員からの御質問にお答えいたします。

委員長報告に対しまして、五つの議案に対しまして、全て詳細な報告を受けたという内容を報告いたしましたけれども、この詳細な説明について、議長からもう少し詳しくしないかという指示がなかったかというお尋ねだったんですが、委員会の中では議長からの指示はございませんが、委員会の中で全員の中で協議いたしますときに、余りいろいろこの詳細の中身に書いてしまうと質問がなくなるのでというような発言もございましたので、今回は私のほうでしっかり答えさせていただくことになるかなとも思っております。申しわけございません。

それから、先ほどおっしゃいました議案第100号についてでございます。この件に関しましては、委員のほうから、公営住宅課の住宅使用料の徴収対策なども含めて考えていくのかというような御質問がございましたので、これに対しまして、執行部のほうから徴税等収納対策本部を設置いたしましてプロジェクトチームをつくり、検討中であるという旨、それから町営住宅については、弁護士名で督促を送り、対応して積極的に法定手続にも踏み込んでいくというお話がございました。

また、担当課でなくても今後対応可能となるようにマニュアルを作成してやっていくという説明もございました。滞納者の方が税金と住宅使用料とでダブっている方もおられるなどケースも割と多いということで、よりよくこの皆様によい方向としての対策を考えていくという執行部の御説明を受けて全員納得したところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 14番中村議員の質問にお答えします。

98号についての質問だと思います。

○14番（中村健二君） 86も最初に言ったでしょう。86号と。86号の土地利用計画費の中の1目9節。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 9節ですね。分かりました。9節の旅費について県外地権者との交渉のためということで、2回の、二人分の2回分ということでございます。県外の地

権者もたくさんおられるということでありましてけれども、旅費を使用して交渉に行くのは予算に計上している分のみという形でございます。旅費についてはそういうことです。

二人の、2回分。旅費については。町は第2種区域で設定しているの、県との協議が必要だが、第1種から第3種の間であれば、変更は可能ということでございます。

98号についてはですね。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 総務委員長、できればですね、議会での報告ですので、要点だけでもやっぱり報告してもらいたいなということです。議長は何も言われなかったそうですけれども。本来なら指示があるべきじゃなかったかと思っておりますが。全て、全て詳細な説明だったものですから、ちょっと気になったものですから。そのようによろしくお願いします。

それから、都市計画費の中の1目9節の旅費についてですが、これは区画整備等に係る県外の地権者への用地交渉のためということだったんですが、これ、対象者は何名ぐらいあるか、そういうものまでは説明はなかったですか。もし、分かっていたら教えてください。お願いします。

それから、議案98号ですね、今言ったこの中で区域の範囲というのがあって、くまもと臨空テクノパーク、それから改正後は第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域のうち、本町の区域に属する区域となっておりますが、この辺に関する説明は何もない。質問とか質疑はされませんでしたか。もし、何かあったら。

それと、98号です。98号。新旧対照表が一番後ろにあると思いますけれども、この区域の範囲というところで何か質問がなかったか。なかったなら仕方ないですけど、あったら教えてください。これは平成20年代に益城町で条例化しているものだと思いますけれども。もしあればお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 3回目の質問にお答えします。

旅費の分についてはですね、兵庫、大阪、東京、埼玉、二人、2回分ということでございます。

○14番（中村健二君） 二人、2回分。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 98号についてはですね、環境面積とはどのような面積を示し、その面積は算定になるのか。緑地面積割合と環境施設面積割合を合わせると施設面積の25%、約3割程度となるが、この割合を条件によって変更することは可能かという質問がありましたけれども、変更は可能だということでした。了承したということでございます。

○14番（中村健二君） 区域の範囲についての質疑はなかったということですか。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） ありません。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。ありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより議案第86号「平成29年度益城町一般会計補正予算(第6号)」から議案第92号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第96号「益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第101号「指定管理者の指定の期間の変更について」までの提出13議案について採決いたします。

議案第86号から議案第91号の6議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって議案第86号から議案第91号の6議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、議案第96号から議案第101号までの7議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数であります。よって議案第92号、議案第96号から議案101号までの6議案については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(稲田忠則君) ここで暫時休憩いたします。11時05分から再開いたします。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

---

○議長(稲田忠則君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど採決の方法に異議がありましたので、再度採決いたします。

議案92号、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、可決決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数であります。よって議案第92号は起立多数により、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との交換にかかわる疑義の調

査報告を議題といたします。

初日に報告があっており、その際、委員長から議員各位に内容を見ていただいて質疑を受けるとの申し出があっていました。これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

○議長（稲田忠則君） 1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） 1番上村です。

報告書の中で「西村町長が行った土地交換で町に損害を与えた」とありますが、それはどういうことなのか、分かりやすい内容説明をですね、お願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也委員長。

○木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員長（竹上公也君） 1番上村議員の土地交換に対して、町に損害を与えたのはどういうことなのかということでございます。御説明したいと思います。言葉だけでは非常に説明しづらいので、資料を使って御説明申し上げたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 事務局から資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

○木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員長（竹上公也君） 行き届いたでしょうか。それでは、御説明申し上げたいと思います。では、資料2を見ていきたいと思います。

今回、西村町長が行いました木山交差点民有地と文化会館第二駐車場、A+Bの部分が交換されました。木山交差点民有地は、1000.74平方メートル。ここ1平方メートル当たり評価価格4万6,000円で、総額460万でして、文化会館の第二駐車場、右のほうのAとプラスBとして、2,327.59平方メートルの評価価格を1平方メートル当たり2万3,500円として民有地に適する広さ。いわゆる適合する広さですね。1,958.59平方メートル、（A）の部分が交換地として提供されたわけでございます。

土地の評価や面積については何ら問題はないんですが、町が提供した土地、Aの部分ですね。余りにも県道と道路に沿った地域で、町に残ってしまった地域、Bで書いているんですが、出入り口のない土地の評価が低いところとなってしまったことが問題であると言うんです。ですから、ここの中で交換したAだけで鑑定してみますと、1平方メートル2万6,500円という評価額ですね。ですから、前回の2万3,500円との3,000円の差がここで出てきているということになります。

これで交換された面積の1,958.59平方メートル、585万5,770円が町の損失と見なされる。

さらに、出口のない駐車場、これを整理する必要があるということで、前回申請されました金額が整備費用として500万円。これを加えると1,000万円、1,087万5,770円が町から受けた被害になると委員会のほうでは判断していただいたということでございます。

ということで、木山交差点の部分として交換された第二駐車場はAの部分が交換された。Aの部分だけを評価すると、先ほど言いました2万6,500円になるという評価が出ております。この差額分について、町が損失したんじゃないかというふうに思っております。以上でござい

ます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田です。

町長は土地の交換を町の条例に基づいて行ったと言われておりますが、何がいけなかったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也委員長。

○木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員長（竹上公也君） 2番下田議員の質問にお答えしたいと思います。

町の条例に基づいて行ったと言っているけれども、何がいけなかったのかということですが、今回の土地の交換については、町の条例に基づいて行われましたけれども、何がいけなかったのかについてお答えいたします。

今回、西村町長は文化会館第二駐車場を行政財産から普通財産に用途を変更した後に財産の交換と無償貸与等に関する町の条例を根拠として土地交換を行いました。本条例については、資料2に記載しておりますので、参考にしてもらいたいと思いますが、本条例第2条1項（1）交換の要件として、本町において、公用、または公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするときとなっております。

これは町長の権限というか、権限とかいう問題ではなく、条例で示してある要件、つまり本町において公用、または公共に供するため、他人の土地を必要とするときの三つの要件を満たしていたかどうかというのが問題であると思っております。

木山交差点の改良は町民の願いであって、町長の思い入れも強かったとしても、木山交差点の改良は熊本県の所轄であり、確かに年に1回県への要望はありますけれども、それ以外に県に対する働きかけもなく、県から本地域を先行買収の話や具体的な木山交差点改良に関する計画もなく、現時点では、木山交差点改良については、将来的に実現したいという希望的段階でしかなかったと言えます。

つまり、今回木山交差点改良として獲得した土地が、必ずしも交差点用地になるとは言い切れず、さらに、その工事も将来いつから出されるか、全く予想すらできていないような状況であったと言えます。

以上のことから、本町において、また、公用、公共用に供するためとは言い切れず、条件の要件をクリアできていません。将来のために本用地がどうしても必要というのであれば、交渉事として秘密にせず、堂々と議会や町民に訴えてもらうべきであったと思われま。

以上のことから、町の条例に基づいて行ったとは言っておられるんですが、ということで、要件にはクリアできなかったということは、実際として法律違反という話になったと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

10番坂本貢議員。

○10番（坂本 貢君） 質問させていただきます。

先日、熊日新聞によると、町長のコメントを読むと、町長は土地の交換により、等価交換は粛々と条例に基づき実施されていると言われておられますが、どこが問題になったのでしょうか。教えてください。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也委員長。

○木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員長（竹上公也君） 10番坂本議員の質問にお答えいたします。

町長は土地の交換について、法令に基づいて交換を実施したと言ってらっしゃるが、何が問題なのかということでございます。回答したいと思います。

西村町長が行った土地の交換について何が問題だったか。調査報告書の中で詳しく述べられてまいりました。調査特別委員会では、以下の3点から分析しております。

①交換地として提供された文化会館第二駐車場を行政財産から普通財産に用途変更したが、その行為は町長の裁量権の範囲内であったかどうか。裁量権の逸脱・濫用ではなかったのかということ。

二つ目として、普通財産へ用途変更を行った町の条例に基づく交換は、条例で言う要件をクリアできていたのか、なかったのかということ。

それから3番目として、交換した文化会館第二駐車場の土地の評価、線引きにおいて、社会通念上から見て、町に損害を与えたのではないかという、以上の3点から追及しております。

2の条件の要件及び3の土地の評価、線引き、これについては、既に御説明いただきましたので、1番の用途変更を中心に説明にかえさせていただきたいというふうに思います。

この用途変更が町長の裁量権の範囲を行なわれたかどうかということについて検討する前に、関係法令としての資料2につけておりますように、地方自治法第149条、担当事務の第96条議決事項、同第237条、財産の管理及び処分、同第238条、行政財産の管理及び処分の条文を参考にすることになります。

なお、地方自治法第149条6において、町が管理する財産については、町長の権限とされておりますが、町長の権限と言えども、町の公園やグラウンド、体育館などの行政財産は当然に処分できないわけであって、その受け入れには無制限ではなくて、当然制限されるもので、行政の基本原則ということでございましたが、特に、行政財産について、地方自治法第237条及び238条により、町長裁量権は制限されていると考えられております。

そこで、町長の裁量権の逸脱・濫用は何をもって判断されたかと言えば、①その基礎のなる重要な事項に誤認があることなどによって、重大な事実の基礎を欠く場合、または②事実に対する評価が明らかに合理性を欠く場合で、その内容は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものと認められる場合がございます。

今回、町長は文化会館第二駐車場の用途廃止に当たって、同施設の利用が少ないこと、役場駐車場を代替地として利用できること、町民の希望である木山交差点改良用地獲得を優先させたいとの思いから、第二駐車場の用途を廃止されましたが、この際、同施設の年間使用実績等を確認

することなく、特に大型バス等が有効に使用していた事実や、地元の行事などに木山弾正祭に際し、町の夏祭り、総合運動公園の各イベント等と同駐車場が有効に使用されていた事実が強調されていたことが明確であり、事実の認識に誤りがあったと言わざるを得ない。

さらに、1番の土地の評価、線引きで説明したように、今回の土地の交換によって町に大きな損害を与えることも明白であり、社会通念上から著しく妥当性を欠くものと言わざるを得ない。加えて、2の条例の要件で述べたように、今回の土地交換は、町条例の要件を理解していない。以上のことから、西村町長が実施されました交換契約において、行政財産の用途廃止及び町に損害を与えた土地の評価線引きについては、地方自治法第237条及び同238条に関して、町長の裁量権の逸脱・濫用がさらに条件に対して交換されたこと。この2点から法律及び条例違反の疑いが極めて強いと判断したということでございます。

なお、当調査委員会の多数は、今回の西村町長が実施されました交換契約は、木山交差点の改良を名目に、文化会館第二駐車場を法令や条例を無視して民間に提供、町に損失を与えたと判断した次第でございます。

以上のようなことから、土地交換については、粛々と法令に基づき実施されましたが、何が問題だったかということは、こういうことではないかというふうに推測されます。

○議長（稲田忠則君） 坂本議員、質疑ございますか。

○10番（坂本 貢君） ありません。

○議長（稲田忠則君） ここで、暫時休憩いたします。11時45分から再開いたします。

---

休憩 午前11時26分

再開 午前11時45分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。

木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館駐車場の土地区画化疑義の調査についてその報告について、委員長に質問いたします。

まず、土地の評価、線引きにおいて、町の損失は明白であり、社会通念上、もしくは町に損害を与えたのではないかということを報告されているが、鑑定金額の差が約600万円も町については損失として記載されているが、土地の区画に変動がある場合、鑑定した時点が違うことにより当然なことながら、価格には差額が生じる。

鑑定の方法についても、交換した当時の土地評価と違う一筆評価で鑑定を依頼しているため、価格に差が出るのは当然であると。違う方法で鑑定したことにあえて触れられていない。線引きの形状も相手側と交渉した結果であるため、それらのことをもって社会通念上、著しく町に損害を与えたという指摘には全く当たらないと考えれば、なぜ町に損害を与えたと言えるのか。



もう一つ。この土地交換について、町長が土地を取得したいとの思いから、町民や議会に周知することなく、勝手に行ったことではないかということであるが、地方自治法第149条第1項第6号において、財産を取得し、管理及び処分することと、町長の担当事務権限として規定されている。重要な案件に対する説明の必要性は認めるものの、町民に用地交渉の内容を逐一知らせるわけにもいかず、益城町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第2条によって、普通財産として交換された地方自治法第96条で言う議会の議決事項には該当せず、町長の裁量権逸脱・濫用という指摘には全く法的には当たらないと考えれば、勝手に行ったと言えない。なぜこのような結論に至ったのか。

もう一つ。文化会館第二駐車場の用途廃止は使用実績調査をしていなかったことから、十分に考慮、または検査、検討しておらず、町長の裁量権の逸脱・濫用があった疑いが高いのであるということであるが、調査するまでもなく、ほとんど使われていなかったことが明白な場合でも、あえて交付金を使い、調査する必要性まであるのかの疑問である。

土地交換も住民から苦情等も上がっていない。調査しなかったことをもって、住民の利益に直結する重大な問題があったとはとても言い難く、交差点改良のための土地取得のタイミングを逸することのほうが住民の利益に直結するはるかに重大な問題が生じたとも言える。逸脱・濫用のはっきりした根拠も示さず、違法性が高いとまで不当に結論づけられている。このことから、裁量権の逸脱とは言えないが、なぜこのような結論になったか、委員長のお考えを伺います。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也委員長。

○木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員長（竹上公也君） 5番議員の質問にお答えいたします。

非常に多くの質問なので抜けるかも分かりませんが私の考えじゃなくて、これは委員会としてのまとまった報告でございますので、私の私的な考えは別にして報告させていただきます。

まず、線引きについて。町の損額、損失についておかしいんじゃないかという話でございます。鑑定時期が違うとか、もともと値段も変わってくるという話でございますが、これは地震の前の話でございます、地震の後の話でございませぬ。地震以前の話であって、その評価額については、多分2点、私どもで1回、1回しております。

そして、町のほうから1回されております。町のほうが3月ですよ。私どもが依頼したのはいつだったかな。ちょっと覚えておりませぬが、確かに2回鑑定しております。この鑑定金額の結果を見ての報告でございまして、その時点で多分その時期が違うから値段も違うという推測でございますが、しかしながら、私どもは書類を見ながら、その書類に基づいたですね、審査をしてまいっております。

そういうことで、値段については多少あるかもしれませんが、3回目から3回目も聞き取り不能ありませんが、しっかりした鑑定人を見つけてお願いしてございまして、さほど金額の違いはないと思います。その鑑定結果に基づいて算出した金額でございます。そういうことですね。

一筆として鑑定した場合、奥まった土地と今現在の交換した部分、これは一筆として鑑定すれ

ばそういう値段で当たり前じゃないかという話でございましたが、鑑定の結果としては、一筆一筆鑑定しなければ、道路接続の問題いろんな条件がたくさんあった上での鑑定結果となったものですから、これはおのずと場所も違ってくると思います。ですから、今回交換されたのは公道に面した部分でございまして、それを一筆で鑑定した結果先ほど言いました。

鑑定した結果、Aの部分が2万6,500円という評価が出ている。それで、前回の鑑定で2万3,500円ということで、評価額が違うということでございますが、確かに評価額は違うかも分かりません。しかし、交換された部分については、2万6,500円という評価額が出ているということでございます。私ども評価額を土地の区画鑑定表に基づいて精査しているということが原則でございますので、それ、違うと言われても、じゃあ、そういうことになってますとしか言いようがありません。

それから済みません。何でしたっけ。

○5番（榮 正敏君） 町民や議会に周知することは。

○木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員長（竹上公也君） 町民や議会へ周知しなければいけないということはどういうことかと申しますと、これについてはですね、こちらのほうの先ほど後半で言われた榮議員の中で一部移転という部分について触れられているんじゃないかというふうに思います。一部移転についてはですね、ちょっと読み上げてみましょうかね。

委員会の中でも、少数の一部意見がございました。先日もお答え、御紹介はしてございましたけれども、これについての中身のお話ではないかと思えます。

今回の土地取得は町長の裁量権逸脱・濫用という指摘があるが、地方自治法第149条において、普通地方公共団体の長は、財産を取得し、管理し、及び処分することとあり、土地取得は本来町長の担当事務、権限として規定されている。土地の交換については、益城町の条例によって普通財産として交換しているため、地方自治法第96条でいう議会の議決事項には該当せず、町長の裁量権逸脱・濫用という指摘には法的には当たらない。

また報告では、全体として今回の交換契約は違法である疑いが極めて高いと判断せざるを得ないと結論づけているが、どのような法令に抵触したことで判断したのか根拠が不明確で、違法、この指摘には全く当たらないというふうな一部意見でございました。この内容については、さまざまな意見が要素が重複しておりますので、これをですね、ちょっと説明するのは一言では言えませんので、三分割にさせていただきます。

今回の件は町長裁量権濫用という指摘があるが、地方自治法第149条において、普通地方公共団体の長は財産を取得、管理し、これを処分することとあり、土地取得は本来町長の担当権限として規定されていると。この部分についてはですね、御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

地方自治法第148条では、町長の事務の管理及び執行、さらに149条では町長の担当事務がございます。町の財産の管理や処分なども、この中でも町長の事務処理になっております。ここで裁量権と言いましても、町長の行う行政行為の権限のことを指しております。

しかしながら、権限とはいえ、何でもできるというわけではございません。そこでは、基本のルール、権利がございます。それはつまり制約があるということです。簡単に言えば、町長だからと言って、何でも好きに行えるというわけではないということです。公有財産、町有地や建物、役場、庁舎、体育館、福祉センターなどは町の財産であり、町長個人の財産ではないということです。つまり、与えられた裁量権の範囲内で行うもので、今回はこれを超えているということです。

ついでに、議会において、地方自治法第96条で議会における権限として、財産の処分に関する議決は議会のほうで行わなければならないというふうに明記されております。

そういうことで、この1番目のですね、部分については、逸脱・濫用があったんじゃないかと。議会に諮って町民の皆さんに周知すれば、何ら問題がなかったのではないかと思います、やはり勝手にやったということが問題だったんだと思います。

それから、中盤の土地の交換については、益城町の条例において、普通財産として公開しているため、地方自治法第96条でいう議会の議決事項には該当せず、町長の裁量権逸脱・濫用という指摘には法的には当たらないというふうな一部意見でございます。

これについてはですね、当委員会では、手続の手順に従って審査してきたわけでございます。ここで言う普通財産を交換してはならないということは一言も言っておりません。普通財産に切り下げてなされたこと、その前の廃止したことが私は問題に当たるというふうに思っております。当百条委員会では、執行していた行政財産を私有地との交換目的とした上で、必要な調査検討もしないまま、西村町長の一存で用途変更、用途廃止の処分を行ったこと、これについて今まで審査をしてきたということでございます。

もし、これを認めればたとえ役場庁舎、町民体育館、福祉センター、町の駐車場、公園などについても議会、町民に何も知らせず、処分が可能となるということになります。それでいいのかどうかということですが、これは無理だと、公有地にしがった行為が必要ではなかったのかというふうに思っております。

それから最後の部分でございますが、報告では全体として今回の交換契約は違法である疑いが極めて高いと判断せざるを得ないと結論づけているが、どのような法令に抵触したことで判断したのか。根拠が不明確であり、違法等の指摘には全く当たらないというふうに書いてございます。

これについては、土地を交換されたのは何が問題だったのかというところじゃなからうかと思えます。今回、利用していた益城町文化会館の第二駐車場、行政財産を土地交換の目的で議会に諮ることなく、町民への周知も行わず、処分したことです。これは地方自治法第237条、財産の管理及び処分及び第238条の4、行政財産の管理及び処分において、原則議会の議決を得る必要があるとされております。条例がある場合は条例の要件に該当する必要があるとされております。その要件に該当するかについて、検討を行い、条例の要件に該当しない場合は、原則議会承認に基づく必要があります。今回、要件に該当しないと判断されたことから、地方自治法237条及び238条の4に違反している可能性が極めて高いというふうにしたものでございます。先ほどから要件で何の要件かという話が出るかも分かりませんが、要件については次のとおり、御説明申し

上げます。

先ほどにも話したと思いますが、本町において、公用または公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするときというふうなことが要件で上げております。本町においてと解しますと、木山交差点改良自体はもともと県であるために、本町、益城町、これには該当しないということになります。公用または公共用に供するとありますけれども、これは工事計画がどれだけの具体性を持っていたかということです。熊本県によると将来においても計画をしてなかったということから、これも該当しない。他人の所有する財産を必要とするとはありますけれども、これは計画そのものがないのだから、全く該当はしないということになります。ですから、要件について該当しないためには、検討していかなければいけないということで、委員会としてはこの件についても十分に検討されたということです。

そういうことで、一部意見についての説明とさせていただきますけれども、こういうことが少し積み重なった部分があるのではないだろうかと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） ただいま長々と答えていただきましたが、原文を読まれただけです。私は百条には行ってませんでしたので、中身の詳細については分かりません。ただ、いろいろ聞いた情報は聞いてます。

今、委員長が言われましたが、土地の区画評価認定、何回も何回もやったので。2回。何回も何回もって言うから、何回もしたんでしょうけども。さほど差はありませんでしたって言うんです。金額を覚えていないと言ったんで。議事録か何かには載ってると思いますけど。載つとるでしょう。

（自席より発言する者あり）

それで、何で金額的には余り差がないのに、町に損害を与えたと言えるのかと。どれだけ甚大な被害を与えたのか。どれだけ住民のそのあれに対して被害を与えたのか。

それともう一つ。町長の裁量権逸脱・濫用がどうのこうのとありますが、全て何事もオープンにして、決めるときに情報を全部流してしもうて決めるっていうことはまずありますか。まず内部で一応情報を集めて、そしていろんなことを決定して、決まったらする。そういうのが普通じゃないですか。それを何もかも先に情報を流してどうのこうの教える。そのほうが。

（自席より発言する者あり）

だから、そのことに対して、委員会でどういう議論がされたのか。私はそう思いますけど。

それともう一つ。最後に、今回の交換契約は違法である疑いが極めて高いと判断せざるを得ないのではないかとあるけど、どのような法令に抵触することで、違法とまで判断できるのか。その根拠が明確に示されておらず、強引な結論構成となっただけではないかと思っております。委員長の考えをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也委員長。

○木山交差点の私有地開発に絡む文化会館第二駐車場との土地交換に係わる疑義の調査特別委員長（竹上公也君） 情報を何でもかんでも流してということは言っておりません。この件について、

これは法律で決まったことですので、これは法律どおりやっていただきたいということを言った旨でございます。何でもかんでもやってくれて言ってるわけではございません。

それから土地交換についてですけれども、先ほど説明ばかりなのに、まだ説明しないといけないのか。どうかよく中身を読んでいただいでですね、報告書を。それからお聞きになっていたきたいというふうに思います。先ほど申しましたから、この件についてはですね。経緯についてはですね。

○議長（稲田忠則君） 午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

---

休憩 午後0時08分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

この案件については、委員長から討論、採決をしないとの申し出があります。

お諮りいたします。

本案件は委員長申し出のとおり、討論、採決をしないことに賛成の方は起立お願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって本案件については、討論、採決しないことに決定しました。

お諮りいたします。

木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との交換にかかわる疑義の調査報告は終わりましたので、本特別委員会の解散についてを採決いたします。

木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との交換にかかわる疑義の特別調査委員会の解散に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との交換にかかわる疑義の調査特別委員会の解散は可決されました。

---

## 日程第2 議案第102号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第102号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。

それでは、議案第102号、工事請負契約の締結について説明します。

第29号、木山城址公園災害復旧工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、木山城址公園において被災した石積みやブロック積みの擁壁及びトイレなどの園内施設を復旧するものです。工事の内容は擁壁工732平米、排水溝11メートル、舗装工940平米、柵工121メートル、休憩工一式、便益工一式となります。

工期につきましては、平成30年3月31日までを予定しております。

契約金額は6,674万4,000円で、契約の相手方は益城町大字赤井1761番地、有限会社米満産業でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第102号、工事請負契約の締結についての提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第102号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。議案第102号「工事請負契約の締結について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第102号「工事請負契約の締結について」は可決されました。

---

### 日程第3 議案第103号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第103号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第103号、工事請負契約の締結について説明いたします。

下竹之下川河川災害復旧工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

この工事の一般競争入札は、2件の工事を合わせた合冊で行っており、ほかの1件は5,000万未満であるため、議会承認の案件ではありません。

本工事の概要ですが、総領地区において被災しました河川護岸を185メートル復旧するもので

す。

工事の内容は、コンクリートブロック積工で89.0メートル、矢板護岸工で41.0メートル及び天端コンクリート工で55.0メートル復旧するものでございます。

工期につきましては、平成30年3月31日までを予定しております。

契約金額は5,985万326円で、契約の相手方は益城町大字福富719番地、有限会社富田産業でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第103号、工事請負契約の締結についての提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第103号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。議案第103号「工事請負契約の締結について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第103号「工事請負契約の締結について」は可決されました。

---

#### 日程第4 議案第104号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第104号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第104号、工事請負契約の締結について説明します。

益城町役場庁舎等解体工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震で被災しました役場庁舎、議会棟、町民体育館及び旧健康管理センター、その他敷地内にあります町中央公民館を除いた建物を解体するものでございます。

なお、町中央公民館の解体に関しましては、災害査定の都合上、来年度以降の解体になります。

工期につきましては、平成30年3月31日までを予定しております。

契約金額は1億7,963万6,400円で、契約の相手方は熊本市北区龍田町弓削1030番地2、星山・菊南建設工事共同企業体でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第104号、工事請負契約の締結についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

ちょっと1点だけ。この辺がどうなのかちょっと分からんのですけども、星山・菊南、と同じ星山、星山って、これ、会社が違うんですかね。同じ会社ですかね。同じ会社が同時に同じ入札にしているのか、その辺がちょっと。前田の方は前田産業と前田環境だと思えますけど。こういう入札はありなのかなと思ってちょっとお尋ねしたいと思えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。14番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案の中の確認いただいて、星山、星山と二つあるけれども、別会社かどうかという御質問だったと思えます。まず、今回落札された会社はですね、株式会社星山建設工業という会社でございます。もう一つの星山のほうは、株式会社星山商店でございまして、別会社という形になりますので御理解いただきたいと思っております。

○14番（中村健二君） 商店と建設会社が。

○総務課長（中桐智昭君） 頭だけ同じということでございます。

○14番（中村健二君） 下は環境とか。

○総務課長（中桐智昭君） はい、そうですね。ちょっとこれはもっとはっきり明記したらよかったかもしれません。今度こういうことがあればちょっとはっきり明記をしていただきたいと思います。

○14番（中村健二君） お願いしておきます。

○総務課長（中桐智昭君） 以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質問はございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質問なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第104号「工事請負契約の締結について」採決いたします。議案第104号「工事請負契約の締結について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第104号「工事請負契約の締結につ



いて」は可決されました。

---

#### 日程第5 議案第105号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第105号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第105号、工事請負契約の変更について説明申し上げます。

平成28年災公下第15号、益城町益城惣領地区他汚水管災害復旧（21-19他）工事につきましては、平成27年12月議会におきまして契約に関する議案を可決いただき、その後復旧工事に着手し、工事を進めてまいりました。

しかしながら、次に上げる二つの理由により、工事内容等に変更が生じますので、変更契約の承認をお願いするものです。

1点目は、当該工事でのマンホール復旧工事におきまして、当初予定していました位置より深い部分にマンホールのずれ、破損が確認されたため、土留め工の変更及び薬液注入工事等特殊工事の追加が発生し、多大な増額となるものです。

2点目は、道路路面上におきまして、マンホールが路面から突出した状態であり、車の通行をスムーズにするため、高さ調整をする必要があり、そのために周辺の舗装をやりかえる必要が発生したため、舗装数量が大幅に増加したことに伴う増加でございます。

以上のことから、当初請負金額86,40万円に対し、4,727万5,312円を増額するものです。

なお、本工事の増額につきましては、既に国交省から変更承認をいただいております。それに応じ、増額分につきましても99.1%の国庫補助が確定しているため御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 議案第105号、工事請負契約の変更についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第105号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。議案第105号「工事請負契約の変更について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第105号「工事請負契約の変更につい

て」は可決されました。

---

#### 日程第6 議案第106号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第106号「物品の購入について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、議案第106号、物品の売買契約の締結について説明いたします。

熊本地震により被災しました益城町総合体育館の物品の購入につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。総合体育館を再建し、供用を開始するために必要な備品として購入するものです。

備品内容としましては、移動式バスケットゴール用ショットクロック、電光得点表示装置、フール回数表示器、エアロステッパーでございます。

契約金額は1,870万200円で、契約の相手方は熊本市北区室園町10番68号、株式会社イシヌキでございます。

参考資料として入札の結果及び仮契約書の写しを添付しております。入札の結果は、件名が益城町総合体育館備品（熊本地震災害復旧）と表示されているものです。

なお、納入場所につきましては、熊本交通運輸株式会社貸倉庫となっておりますが、現在総合体育館の解体に伴い、再建後も使用できる備品につきましては、熊本交通運輸株式会社の倉庫をお借りして保管している関係上、納入先が表記のとおりとなります。また、添付しております仮契約書の中に購入する備品の仕様書を添付しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第106号、物品の購入についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、提案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第106号「物品の購入について」を採決いたします。

議案第106号「物品の購入について」について、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第106号「物品の購入について」は可決されました。

---

#### 日程第7 議案第107号 物品の購入について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第107号「物品の購入について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、議案第107号、物品売買契約の締結について説明いたします。  
熊本地震により被災しました益城町陸上競技場の物品の購入につきましては、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

陸上競技場を再建し、供用開始するために必要な備品として購入するものです。

備品内容としましては、写真判定装置一式でございます。

契約金額は765万7,200円で、契約の相手方は熊本市中央区上通町9番1号、合資会社ハヤカワ運動具店でございます。

参考資料としまして、入札の結果及び仮契約書の写しを添付しております。入札の結果は件名が益城町陸上競技場備品（熊本地震災害復旧）と表示されているものです。

なお、添付しております仮契約書の中に購入する備品の仕様書を添付しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第107号、物品の購入についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第107号「物品の購入について」を採決いたします。議案第107号「物品の購入について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって議案第107号「物品の購入について」は可決されました。

---

## 日程第8 議案第108号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第108号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第108号、教育委員会委員の任命同意について御説明申し上げます。

平成30年1月3日に益城町教育委員会委員の任期が満了するので、新たに後任の委員を任命する必要があります。そのためには、議会の同意を得る必要があるため、今回提案いたします。

坂田敏昭氏の後任として、同じ津森校区から益城町大字上陳462番地2の宮本睦士氏を任命したいと考えております。宮本氏の略歴につきましては、参考資料としまして履歴書を添付しております。宮本氏は小学校、中学校の教諭、校長として長年にわたって学校教育に携わってこられました。また、熊本県上益城教育事務所におきましては、指導主事、指導課長として勤務され、教育行政にも携わっておられます。人格高潔で教育に関し、深い識見があり、最適任者と思えます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第108号、教育委員会委員の任命同意についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号「教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第108号について、議案のとおり賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第108号「教育委員会委員の任命同意について」は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程第9 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第9、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおり、益城町広崎829番地3、森田俊彦さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。

人権擁護委員法の規定に基づき、町長から諮問がありました。町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱され、その職務を行います。その職務は自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につきその救済のため、調査及び情報収集を行い、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講じ、人権擁護に努める活動を行います。

そのようなことで、現委員の森田俊彦さんの任期が平成30年3月31日となりますが、熊本人権擁護委員協議会社会福祉委員長として活動しておられ、人望も厚く、最適任と思ひ、今回再任と

いう形で提案するものでございます。

森田さんの履歴につきましては、添付しておりますとおりでございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。

御意見、御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） なしということでございます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで、答申いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

---

#### 日程第10 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第10、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本件につきましては、お手元に履歴書を配付しておりますとおりで、益城町小谷422番地の2、野口泰喜さんを本町の人権擁護委員として推薦したいというものです。

人権擁護委員法の規定に基づき、町長から諮問がありました。町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 次に、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱され、その職務を行います。その職務は自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につきその救済のため、調査及び情報収集を行い、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講じ、人権擁護に努める活動を行います。

そのようなことで、現委員の野口泰喜さんの任期が平成30年3月31日となりますが、熊本県人権擁護委員連合会事務局長などの役職にもついておられ、人望も厚く、最適任と思われ、今回再任という形で提案するものでございます。

野口さんの履歴につきましては、添付しておりますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。

御意見、御質問等はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 御意見、御質問はなしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

人権擁護委員の推薦については、この諮問のとおり適任ということで、答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) 8番野田議員。

○8番(野田祐士君) 西村町長の不信任動議をお願いします。

○議長(稲田忠則君) 今、野田議員から動議がなされましたが、ほかに賛成の方はおられますか。

(賛成者挙手)

○議長(稲田忠則君) 分かりました。この動議はですね、ほかにですね、一人以上の賛成がありましたので成立いたしました。

本動議を日程に追加し、追加日程第1とし、日程に追加して、日程の順序を変更し、直ちに議題することについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。

したがって、西村町長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、並びに議題とすることに可決されました。

---

#### 追加日程第1 西村博則町長の不信任決議について

○議長(稲田忠則君) 追加日程第1、西村町長不信任の動議を議題といたします。

西村町長の退席を求めます。

(西村町長退席)

○議長(稲田忠則君) 提出者、野田祐士議員の説明を求めます。

○8番(野田祐士君) 8番野田です。

西村博則町長の不信任決議について。上記の議案を別紙のとおり、益城町町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成29年12月19日。

提出者。町議会議員、野田祐士。賛成者議員、町議会議員渡辺誠男、中村健二、宮崎金次、上村幸輝、竹上公也、下田利久雄、石田秀敏、坂本貢。以上です。

続けて、提案理由を述べます。

議会は住民を代表する公正の議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。第93条で、地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置すると定め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されております。地方公共団体の長は、議会の議決を経た上で事務を執行することとされ、独断専行を許されない建前がとられております。それは同時に、議会の地位の重要性を示すものであり、議会がいかに住民の立場に立って判断しなければならないかを我々に教えております。

我が国の地方自治制度において、議会には意思決定機関として、町は執行機関として権限と責任を分担し、住民に対して直接責任を負わなければならない、両者は対等な関係にあります。

議会は住民の代表である議員が、案件について質疑、討論、採決を行う場であり、議員全員の徹底した論議を行うことを本質としております。

今回、市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法100条に基づき、町議会が議決により設置した木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換にかかわる疑義の調査の報告がなされました。この百条委員会では、西村町長、役場職員関係者、開発業者関係者、土地所有者に対し、参考人としての聞き取り、調査及び証人喚問を行い、また、土地の再評価として不動産鑑定士による鑑定報告、そして弁護士による鑑定のもとに行われたものであります。報告書の結論として、西村町長が行った町有地と民有地の土地交換については違法性が高いと言わざるを得ないとの結論になっております。

まず、用途廃止の可否については、地方自治法149条事務中、6の財産取得管理及び所得及び7の公の施設の設置管理及び廃止については、判断の前提となる重大な事実の基礎を欠き、判断内容が著しく妥当性を欠くと認められ、町長の裁量権の逸脱・濫用があった疑いが高いとされております。

次に、交換契約の可否については、地方自治法237条財産の管理及び処分及び238条の4行政財産の管理及び処分において、原則議会の議決を得る必要があるとされ、条例がある場合は、条例の要件に該当する必要があるとされております。この町条例の要件該当性について検討を行い、条例の要件に該当しない場合は、原則議会承認に戻る必要があるとされております。

今回、要件とは、「本町において」とあるのは、木山交差点工事の主体は熊本県であることから該当しません。「公用または公共用に供するため」とあるのは、工事計画がどれほどの具体性を持っていたかということですが、熊本県によると、将来性においても計画をしていなかったということからも該当しません。

「他人の所有する財産を必要とするとき」とあるのは、計画そのものがないのだから、全く該

当しません。

次に、交換計画の内容について、対象地の線引きによって、余った町の土地が使えなくなり、また、不動産としての価値も下がり、使用するためには造成地として500万円が必要となり、町に予算要求された経緯があります。報告書では、町に約1,000万円の損害が生じる交換内容であったとされておるところであります。

最後に、議会に二度にわたり上程された補償費900万については、支払う必要のないもの、実態が確認できないもの、また、実施されていないものが多く含まれていたことから、議会で否決されたことが実害につながらなかったとされております。

以上のことから、西村町長の判断に対し、異議を唱え、拒否権としての不信任を発動としたことは議会として当然のこととなります。西村町長の益城町の長としての責任が果たせていないこと、町に対して損害を与えていること、その職務を全うできていないということが証明されたものであります。

益城町は今復旧、復興をスピード感を持ってなし遂げていかなければいけません。そして、何より益城町全体として町民の利益を追求していかなければなりません。今回の件はそれに逆行し、信用を著しく失墜させるようなことで、町長としての適性を欠いております。我々益城町議会は責務として、西村町長に対し、不信任決議を提出するものであります。

最後に、今回西村町長が行った町有地と私有地の交換が、今後の県道4車線化や木山区画整理などの事業を行っていく際の用地交渉の悪い例にならないことを祈りたい。今議会において、西村町長からこの件に対する説明、また、責任問題についての回答がなされておられません。責任放棄とした言いようがなく、まことに遺憾であります。議会人として誇りを持っていただけるようなものにしていくため、皆様方の御理解と正しい判断をお願いし、私の提案理由にかえさせていただきます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ただいま説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はございませんか。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 12番坂田でございます。

ただいま町長の不信任案ということで、るる御説明を野田議員のほうからいただきましたけれども、何ゆえこの時期の町長不信任案なのかというのが納得ができておりません。

といいますのも、たった今、何分たちましたでしょうか。木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換にかかわる疑義の調査報告、この案に関しましては、討論、採決もなく、そのまんま全員一致として解散ということになりました。その内容が、町長不信任案を出される理由とされる場所の意図がおかしいのではないかなと思います。

といいますのも、12月13日に次期町長選挙を控えましての出馬表明を西村町長はなさっておられます。これまで町長が3年8カ月にわたりまして、どこでも町長室をはじめ、これまでやってこられましたことは、るる私一般質問の中でもさせていただきましたが、過去になく、マ



ニフェストの検証におきましては、歴代町長どなたもやられなかったことをやってこられた現実というものを評価をされないというのはいかがなものかと思っております。

そういった意味で、なぜこの時期に、そして先ほど百条委員会のメンバーのことでございますけれども、ここは8名の方がおられます。その中で3名の方が今回報告書の中では一部意見として出されておりますことを鑑みますと、現議会として議員の立場全員が今回町長の不信任案を出されたことにちょっと首をかしげるところでありますので、もう少しその部分分かるようにお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 12番ですかね。

○12番（坂田みはる君） はい。

○8番（野田祐士君） 坂田議員の質問にお答えをいたします。先ほど来説明をさせていただきました。

まず、木山交差点の私有地の疑義については、これは百条委員会のほうで疑い、違法性が高いものがるあるという御説明をされたところでありますので、その中身については省かせていただきますけれども、今最後に読みましたように、益城町は今後復旧、復興についてスピード感を持ってやっていかなければならないという時期にあります。

だからこそ、今だからこそ、きちんとした判断ができる町長が必要ではないか。また、決断力、リーダーシップを持って、決断力を発揮できる町長が必要でないか。そういうことが前提であります。以上でよろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 8番野田議員からただいま御説明をいただきました。ありがとうございました。

今だから決断力が必要というお話でございましたけれども、この3年8カ月ずっと決断しての現在になっておられます。その評価というものがまるっきりないというのは、私たち議員バッジをつけている者として少し恥ずべきところではないかと思っております。

議会というのは、議会制民主主義で、数の多さで流れてまいります。その中で、どうしてもそこにおごり高ぶりが出てくるのではないかと常日ごろ私の中では思っていました。ですから、今回、そのような、さきにも述べましたけれども、この震災以降、28年以降ですね、国からと県からと、その一つのパイプを通して、一つの力強いパイプを通して、まっすく一つずつ進んできたという、その評価が一つも入っていないというのは、野田議員の中ではどのように精査をされてきたのかなと思っております。

これまできちっと前に進むために、そして、まず進んでいるということを少し認めていただきたいというところも思っております。スピード感を持つために、まず足場を固めて一歩ずつ進んだことによって、解体も10月までに終わったと、そういった流れもございますので、何事もスピード感を持つためには、足場を固めながらという、そういう発想のもともあってよろしいかと思っております。

そういった意見も含めまして、このようなしゃべり方はよくこれまでも皆さんが許してこられたものと思いますので、女性、男性ということとはかかわらずお許しをいただきまして、質問とさせていただきますと思います。

実際、ちゃんと進んでいるということも踏まえた上で、そして、このまま益城町議会が一つの方向を向くことのほうが、スピード感につながるということをお思いにならないのかお伝えしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の質問ですよね。

まず、議会制民主主義を冒瀆したことは一度もございません。何ら判断、もしくはやっていることに、法に反したことをやっているという意識は全くございません。

それから、スピード感を持ってやるためにということで、また、西村町長がやられてきた決断というものについて、全てについて批判をしているというわけでは、もうこれは初めからございません。

私が言ったのは、まず第1が、木山交差点の部分、私有地の問題についての町長からのきちんとした説明がないというのがいけなかったのではないですかという問題と、今後大きくかわりが出る問題ですと。それについての回答も得られていないということを使ったまでのことあります。

それから、当議会には県からの信頼を受ける副町長もおられるわけですので、これはですね、ともに西村町長を支えていただき、進んでいけばよいのだろうというふうに思っております。

質問の内容ですけれども、結局何について私は答えればよろしいのでしょうか。もう一つ、内容についてですね、ちょっと。

○12番（坂田みはる君） どうしてこの時期にって。

○8番（野田祐士君） どうしてこの時期に。例えば先ほど言ったとおりですね。この時期だからこそ、今後復旧、復興が必要、スピード感を持つてする必要があるからこそ、西村町長の判断、決断がですね、大事になってくると。例えば、私が一般質問でさせていただいたようにですね、県道益城菊陽線、役場の前の道から第2空港線まで、この道ですね。目の前の道について、議案は我々には説明をされました。議案を上程されました。前日になって、当日になって引っ込められました。議案をですね。

なぜですかという理由をお尋ねしたところ、理由については返ってこなかったわけですね。要するに、理由もなくして議案を出し、議案を引っ込めたのかという判断を私はしております。理由の説明がない以上ではですね。だから、きちんとした理由を言っていただければ、それについてまた判断をするつもりでございましたけれども、そういう理由もないということ等から、判断について、または決断力について、いかがなものであろうということでもあります。よろしいですかね。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はございませんか。

17番荒牧昭博議員。

○17番（荒牧昭博君） 17番荒牧です。

今提出者の野田議員からですね、町長として責務を果たしていないと、独断専行だと言われるんですけども、震災後1年8カ月、執行部を中心に町長は責務を果たしていると私は思っております。そのようなことについてどう思われるのか。

それと、百条の木山交差点についてはですね、結局、歴代町長からの申し送りというのはありませんけれども、そういう形なので、地元からですね、陳情があつてます。それなので、名前を出していいのかわかりませんが、今回、町長不信任案を出された人はこの交差点はどうしても買えというようなことを言われてきたと思います。その点について1点だけお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 17番荒牧議員の質問に対してですね、余り答えるのは、もう十分に答えをしてきた内容だと思うので、答える必要、どの部分をあと答えればいいのか分からないので。

○17番（荒牧昭博君） 執行部と町長は十分やっけてきている。やっけてくるったい。それに対しても何もしてないというようなこと言われたから出てきた。

○8番（野田祐士君） なるほどですね。何もしてないとは先ほど来言っていないということでもありますので。

○17番（荒牧昭博君） 今さっき言われたでしょう。

○8番（野田祐士君） ああ、そうですか。何もしてないとは言っていない。この震災を機にですね、我々はしっかりですね、西村町長のリーダーシップをとってですね、西村町長がしっかりとしたリーダーシップをとってやっていってもらったら、もう少し違ったのではないかなという思いはあります。

ただ、これはですね、実際はもう西村町長がやられてきたわけですから、思いだけであって、これは分かりませんが、それでは、今後数年先、10年、20年先にですね、今のままでよいかという判断をした場合、いけないのではないかということを行っているだけであって、今までのことについて、いろいろと私が答える必要はないと思っております。

○議長（稲田忠則君） 荒牧議員。

○17番（荒牧昭博君） 2回目の質問です。質問というよりも、今言われましたように、町長がリーダーシップをとれてなかったということとしては、私は反対です。十分1年8カ月の中でやっけてきたと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので。

5番 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。

今まで野田議員の意見をずっと聞いてきました。今現在、この益城において、喫緊の課題が山積みしています。なぜ今町長の不信任案ですか。執行部と町長一生懸命やっけてきたその中で、何で不信任案ですか。副町長も県から派遣していただいて、一生懸命県とのつながりを頑張っけてやっけておられる、国との財政のつながりも一生懸命やっけてもらっています。そういうときに不信任

案ですか。理解に苦しみます。

百条に対しても、議決をとらないとさっき言ったばかりで、私は立ちました。法に抵触しているについては、百条委員会の結論は法には抵触しているがと結論づけて終わっています。その補足意見の一部に最後にこう書いてあるじゃないですか。

「今回の土地取得は、町長の裁量権逸脱・濫用という指摘があるが、地方自治法第149条において、普通地方公共団体の長は財産を取得し、管理し、及び処分すること」とあり、土地取得は本来町長の担当事務、権限として規定されている。何も問題ない。土地の交換については、益城町の条例で普通財産として公開していたのに、地方自治法第96条。

(自席より発言する者あり)

には該当せず、町長の裁量権逸脱・濫用という権限には法的には当たらない。また、報告では「全体として、今回の交換契約は違法である疑いが極めて高いと判断せざるを得ないと結論づけているが、どのような法令に抵触したことで判断したのか根拠が不明確であり、違法との指摘には全く当たらない」と書いてあります。これを踏まえた上でのさっきの議決をとらないというところに結論づけるんじゃないですか。そこで何で、町長の不信任案ですか。

それともう一つ。スピード感を持った町長でなければならない。それは誰ですか。スピード感を持った判断ができる町長と。今、この西村以外にないと思います。この益城町でばんばんやっている町長は。

(自席より発言する者あり)

野田議員、あんたが町長になる。以上です。

○議長(稲田忠則君) 野田祐士議員。

○8番(野田祐士君) 5番榮議員の質問にお答えいたします。

なぜ今かという問い、質問でございましたので、いろんな問題が山積みしているから、だから今だというふうに先ほど答えさせていただきました。理由は、判断力、決断力、リーダーシップが不足するのではないのかと思っているからです。

あとは。以上です。

○議長(稲田忠則君) 榮議員。

○5番(榮 正敏君) 一つだけ。スピード感を持って判断できる町長ってどなたでしょうか。お願いします。

○議長(稲田忠則君) 野田祐士議員。

○8番(野田祐士君) それは選挙委員会がやることでですね、私がやるわけではないので。できたら榮議員のほうでいろいろ決断ができるのかもしれませんが。

○議長(稲田忠則君) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まずですね、この動議に反対の方の発言を許します。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 12番坂田でございます。

町長不信任動議に対しまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

西村町長は就任以来、公平かつ公正にその任を全うしており、何ら町長不信任につながるものではなく、町長不信任動議に対し、断固反対いたします。これから復興の長い道のりを進むべきときに、益城町議会として、町民の皆様のためにもあってはならない行動であると心から思っております。

今回、木山交差点の私有地開発に絡む益城町文化会館第二駐車場との土地交換にかかわる疑義の調査についての報告の中で、一部意見として出されているところが重要でございます。今回の土地取得は、町長の裁量権逸脱・濫用という指摘があるが、地方自治法第149条において、普通地方公共団体の長は財産を取得し、管理し、及び処分することとあり、土地取得は本来町長の担当事務、権限として規定されている。この土地の交換については、益城町の条例によって、普通財産として公開しているため、地方自治法第96条でいう議会の議決、議決事項には該当せず、町長の裁量権逸脱・濫用という指摘には法的にはならない。

また、報告では、全体として今回の交換契約は違法である疑いが極めて高いと判断せざるを得ないと結論づけているが、どのような法令に抵触したことで判断したのか根拠が不明であり、違法との指摘には全く当たらないという、この部分も大変重要かと思っております。

益城町議会として町民の皆様のためにはあってはならないこの町長不信任案に対しまして、議員各位の皆様御自身の胸に手を当て、御自分の考えを持って賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次にこの動議に賛成の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） なければこれで討論を終わります。

これより追加日程第1、西村町長不信任議案の動議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。西村町長不信任案の動議に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立9名であります。不信任の要件は議員総数の3分の2以上の出席が必要で、4分の3以上の者の同意が議決要件ですので、14名の同意が必要です。よって、西村町長不信任議案の動議は否決されました。

西村町長の入場を許します。

（西村町長入室）

---

## 日程第11 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第11、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

12月12日から本日まで8日間にわたりまして御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これで平成29年第4回益城町議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員